

## 表題

# 明治前期「浮浪・乞食」に対する公的介入 —刑事政策と福祉政策の接点に注目して—

人間社会研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期 2012年3月31日 満期退学 副島 望  
指導教授 岩田 正美



序章 本研究の目的と方法	1
第1節 本研究の目的と視点	1
1 本研究の目的	1
2 研究の捉え方：介入の主体・方法・目的	1
①主体について	1
②方法について	2
③介入の理由	3
3 用語の説明	4
①「浮浪・乞食」	4
②脱籍無産の徒	4
③貧民	4
5 時期と対象地域	6
6 資料	7
第2節 本論文の構成	9
1 第1章わが国の「浮浪・乞食」をめぐる先行研究	9
2 第2章近代に至る過程の「浮浪・乞食」研究の諸前提	10
3 第3章明治前期刑事政策と「浮浪・乞食」	11
4 第4章養育院を中心とする「浮浪・乞食」対策—「救済」と授産に注目して—	12
5 終章明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の役割	13
第1章 わが国の「浮浪・乞食」をめぐる先行研究	15
第1節 労働力としての「浮浪・乞食」に基づいて	15
1 隅谷三喜男の議論にみる明治前期の「浮浪・乞食」	15
2 社会事業史における明治前期の「浮浪・乞食」—吉田久一の議論から—	16
第2節 明治前期における「浮浪・乞食」の歴史的特質	18
1 明治前期という時期に注目して—北原糸子の研究から—	18
2 鈴木陽子の研究にみる「危険な浮浪者」像の系譜	20
第2章 近代に至る過程の「浮浪・乞食」研究の諸前提	23
第1節 江戸期から明治前期までの「浮浪・乞食」への介入	23
1 日雇層と「浮浪・乞食」	23
2 「野非人」と呼ばれた「浮浪・乞食」	24
3 人足寄場	26
4 明治期の野非人制道	28
5 貧民の一般的「救済」と戸籍制度—恤救規則と行旅病人死亡人法—	30
第2節 明治中期以降の「浮浪・乞食」への公的介入の試み	33
1 「浮浪・乞食」と戸籍制度	33
2 被護人収容所の設立計画とその挫折	35

第3章 明治前期刑事政策と「浮浪・乞食」	40
第1節 監獄行政の欧米法継承とヨーロッパの「浮浪・乞食」への介入	40
1 刑法と監獄法の展開	40
2 ヨーロッパの勤労倫理と「怠惰の罪」	42
3 ハウス・オブ・コレクションにおける「浮浪・乞食」の「処罰」と「救済」	43
第2節 「乞食処罰」法令と「浮浪処罰」法令	45
1 「浮浪」を「処罰」する理由	45
2 政治的に危険な「浮浪」	48
3 刑法制定と流産した乞食罪	50
第3節 監獄における「浮浪・乞食」	56
1 寄場から監獄へ	56
2 わが国のハウス・オブ・コレクション	57
3 別房留置—救貧院の代替施設	60
4 「処罰」と「救済」の接点—監獄改良運動と感化救済事業	63
第4章 養育院を中心とする「浮浪・乞食」対策—「救済」と授産に注目して	68
第1節 開墾事業と貧民「救済」	68
1 明治前期の開墾事業	68
2 下総開墾事業の目的と実績	68
3 下総開墾事業における「浮浪・乞食」	71
第2節 養育院周辺における明治前期の授産と就籍	73
1 町会所と救貧三策	73
2 教育所の顛末	75
3 養育院の設立	77
4 被「救済」民の就労—工作場と日雇会社	79
5 「浮浪・乞食」の養育院送致	84
第3節 養育院における「浮浪・乞食」処遇の終焉	87
1 養育院における授産の展開と収容者の制限	87
2 労働可能な者への「救済」の放棄と明治前期の授産の意味	92
終章 明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の役割	97
1 本研究の結論	97
①公的介入の主体について	97
②公的介入の目的と方法	98
③明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の意味するもの	99
2 結論	101
年表	103
参考文献	106

## 序章 本研究の目的と方法

### 第1節 本研究の目的と視点

#### 1 本研究の目的

本研究の目的は明治前期における「浮浪・乞食」への公的介入が、どのような主体によって、どのように行われたかについて、一次資料をもとに史実を明らかにするとともに、その後それがなぜ発展をみなかつたかという理由を探ることにある。

「浮浪・乞食」への公的な介入の必要や具体的なその処遇形態は、時代や社会によって異なるが、わが国が近代へ移行する過程では、維新期の動乱によって大量に発生した政治的不穏分子と経済的困窮者が区別されずに脱籍無産の徒として扱われ、積極的に政策の対象となっていた。この脱籍無産の徒への対策は、江戸時代の制度を受け継ぐ一方で、新たな制度へと発展させようという萌芽も見られたが、その内容は「処罰」とも「救済」ともとれるものであった。また、こうした脱籍無産の徒に対する政府の対応は明治10(1877)年の西南戦争を機に終息していき、「浮浪・乞食」への取り組みも見直される。たとえば、旧刑法制定過程ではフランス刑法の影響のもと「乞食」への「処罰」規定についての議論が開始された。しかし、結果的に明治15(1882)年施行の旧刑法は「乞食」の「処罰」規定を定めなかった。他方で、貧民の「救済」においても、労働能力のある「浮浪・乞食」を積極的な労働力として陶冶していく方向は打ち出されず、「救済」の範囲は狭く限定されていくことになる。

近代社会の一般的な認識において、生活資源をねだり、たかりによって獲得し、あるいは移動を繰り返す「浮浪・乞食」は自助と定住をノーマルなあり方とみなす近代的規範逸から脱した存在であるとみなされやすかった。むろん、近代以前においても「浮浪・乞食」の「処罰」または「救済」は行われてきた。しかし、近代以降になると、行政機構の整備と相俟って、「浮浪・乞食」をより強く統制しようという気運が醸成されていく。だが、それはわが国において積極的な介入に発展しなかった。なぜわが国では「浮浪・乞食」を近代的規範に従う主体へと陶冶しようとする公的介入が積極的になされなかつたのだろうか。明治前期に注目することで、わが国の「浮浪・乞食」への公的介入の歴史的な特質を把握してみたい。

#### 2 研究の視角：介入の主体・方法・目的

本研究では、明治前期における「浮浪・乞食」への公的介入を研究するにあたって、その取り組みが「誰」(主体)、「どのように」(方法)そして「なぜ」(理由)実施したのか、という問題を以下のような視角をもって検討していく。

##### ①主体について

第一に、「誰が」という問題については、本研究では「浮浪・乞食」問題への介入が「処罰」を担う機関に担われたのか、「救済」を担う機関に担われたのかという点に注目してみたい。本研究の対象時期である明治前期においては、福祉政策においても、刑事政策<sup>(1)</sup>においても、その制度や行政機構の近代的整備が課題であった。一方で「浮浪・乞食」は、生活困窮者という側面とともに、前述のように近代的規範から逸脱した存在として認識されたがゆえに、福祉政策だけからではなく、刑事政策とその行政機関の関心をひ

くこととなった。この「救済」機関と「処罰」機関は、相互に無関係に存在していたわけではなく、むしろ一定の相互関連をもって存在していた。したがって、両者を複眼的に見ていくことによって、この時代の「浮浪・乞食」への公的介入の特徴を明らかにすることができると思われる。

なお、ここでの介入の主体に関しては、単に中央政府のみならず、地方政府の諸機関、さらには第一線で実務を担うストリートレベルの処遇内容も視野に收めていく必要がある。だが本研究では、対象とする明治前期が、近代国家としての制度構築が開始された時期であることを考慮して、刑事政策においては全国的な獄制改革や監獄則の制定との関連で、もっぱら中央政府レベルにおける「浮浪・乞食」の取り扱いを検討していく。一方で救貧事業においては中央政府の制度に加えて、官民一体の取り組みや民間独自の自発的活動など多様な公民の事業の存在が想定されるが、本研究では主に東京（＝江戸）の事業に焦点をあてる。東京は本研究対象時期である近代初頭以前から存在した大都市という特殊性を持ち、長年流入人口の受け入れを行ってきたという経緯もあり、本研究の対象である「浮浪・乞食」を数多く抱えていた。「浮浪・乞食」に対する処遇も江戸時代から行われており、明治前期との比較が可能になる。

## ②方法について

次に「どのように」という方法に関して特に注目すべき点は、しばしば「救済」と「処罰」の錯綜が見られることである。とりわけ犯罪統制にかかる制度や行政機構の近代化はヨーロッパ由来の人道主義をも平行輸入することとなり（那須 1976）、処罰に「福祉的」な性格が付与されるようになった。その結果、「浮浪・乞食」に対する「救済」と「処罰」の厳密な区分は維持しがたくなり、具体的な処遇は「処罰的な救済」や「救済の意味もある処罰」といった複合的な性格をもつようになつたと考えられる。そもそも、「救済」と「処罰」の区別は必ずしも明確でなく、実務の具体的な過程に関する相対的な特徴に基づくにすぎないともいいう。実態が監獄よりも劣悪な「救済」施設や、「救済」されることによって付与されるステイグマや市民的権利の制限など、救貧事業の内容は、必ずしも字義通りの「救済」（人道的援助）であつたわけではないのである。

のことと同様に、監獄という「処罰」を行う場所に収容されたからといって、それが字義通りの「処罰」一辺倒であった訳でもない。なぜなら、わが国の監獄の起源である人足寄場は授産施設としての役割も果たしており、明治前期が江戸時代の影響を色濃く残していたことを考えると、監獄に収容することと「処罰」することは必ずしも同一ではないからである。このように行政機関において「処罰」と「救済」の基準が曖昧だったことに加えて、「浮浪・乞食」という対象は近代主義的規範に抵触するという点で「処罰」の対象となりやすく、また生活困窮者であるという点で「救済」の対象となりやすい両義的存在であったのである。以上をふまえ本研究では、公的介入の主体だけではなく、その介入が実行されるまでに至つた経緯や根拠となる達や法令といったものの分析から、「処罰」や「救済」の内容を把握していくことにする。

「どのように」の内容として考慮に入れておかなくてはならないのは、「処罰」にせよ「救済」にせよ、それらが積極的な授産や近代労働力としての陶冶という生産的な内容をもっていたのか、逆に消極的な「追い出し」といった前近代的で非生産的な対応に終始していたのかどうかの確認である。結論を先回りして

いえば、多くの場合「浮浪・乞食」は拘留されることもなければ「救済」施設に引渡されることもなく、単にその場所から追い出されるにすぎないことが一般的であった。後に明らかにするように、わが国における明治前期の「浮浪・乞食」への公的介入の多くが、このような当該場所からの「追い出し」であった。これについては経済学者の隅谷三喜男も「無産浮浪の徒は…社会的に処置されるままに放任された」（隅谷 1955：67）と述べている。この場合のような「放任」を消極的介入と位置付けこれを、より積極的な介入と弁別することによって、「どのように」の内容をいつそう明確に分析することができるようになると思われる。

### ③介入の目的

これら一連の公的「救済」を「なぜ」行うのかという目的が問題となる。これについては、例えば治安の維持、社会統合、労働力の陶冶、慈惠など、異なった目的や理由を指摘することができるはずである。先に述べた「どのように」の方法の内容は、この「なぜ」（目的）と関連していると考えるのが自然であろう。

しかし、先回りして述べれば、明治期の公的施策では、目的と方法が対応関係を持って展開されていたわけではない。たとえば、最も適切と思われる「浮浪・乞食」への対策が彼らを施設に収容して授産させることだとされても、財政的な妥協や社会・政治情勢の関係から見送られ、別の代替案が実行可能という側面から採用されることもある。こうした目的と方法のズレは明治前期の施策を特徴づけているといえる。それゆえこのズレがいかなる要因によってもたらされたのかを検討することは、本研究にとって極めて重要な作業となる。

他方で、「浮浪・乞食」への具体的な処遇方法は、当然価値の問題とかかわってくる。近代国家の設計を模索していた為政者たちのあいだで、勤労倫理をどう陶冶していくかに価値が置かれれば、「浮浪・乞食」といった労働力を労働市場に提供しない者、生活資源をねだり、たかりといった行為によって獲得する者は強制力を以て授産や強制労働をさせる、すなわち積極的で「処罰」的な処遇の方法が採用されることになるのは自明であろう。事実、ヨーロッパにおいてはこうした強制労働制度が実現していた。また、定住しないことは支配を困難にさせ、為政者の統治の精度を低下させるという見方が強まれば、「浮浪・乞食」への「処罰」的な処遇が正当化されることになる。

では、為政者が統治しやすいように「浮浪・乞食」が定住し、なおかつ生計を立てる手段がねだり、たかり以外のものにさせようとした場合、その手段は「処罰」的なものでしか達成されないのであろうか。解釈によっては、強制労働制度も衣食住を提供しつつ技能訓練を施すという「救済」とすることもできる。強制する労働が苛酷、もしくは収容施設の環境が劣悪であればそれは「処罰」であるかもしれないが、前近代においては「救済」施設の環境も劣悪ではなかったとは言い切れない。

よって、本研究では介入がどのような目的でなされたかについて注目する。つまり、「浮浪・乞食」が何らかの公的な介入を受けた場合、それは治安の悪化をもたらし、従順に支配を受けない「処罰」のためにそのような介入を受けているのか、それとも生活資源や技能の欠如を補う「救済」としてなのかを関係資料などによって確かめる。

### 3 用語の説明

本研究で用いる用語についてここで説明を加えたい。研究の焦点である「浮浪・乞食」についても時代背景によって多義的に解釈され、現在では差別用語とされているものもあるが、歴史研究であることを踏まえて、なるべく史料に従いそのまま使用した。

#### ①「浮浪・乞食」

「浮浪者」および「乞食」について、内務官僚・警視総監も務めた丸山鶴吉は大正 2 (1913) 年の「浮浪者の救済」という小論において次のように述べている。「浮浪者とはどんなものかといふ正確な定義を下すことは、極めて困難であって、徒食の遊民とでも解釈しやうものなら、日本には上下を通じて、徒食の遊民が少くないので、大変なことになる。(中略) 日本の法令で丁度この浮浪者に當留規定は、警察犯处罚令の中に「一定の住所又は生業なくして諸方を徘徊する者」といふのがある。(中略) 然し同じ規則の中に「乞丐をなし又はなさしめたる者」とあるので、浮浪者と乞食とは、截然区別でされてある様であるが、観念としては、区別できるか知らないけれど、所謂「浮浪者」という内には、狭義の浮浪者と乞丐との両方を含んで居ると思ふ」(丸山 1913 : 124) と述べている。本研究の対象とする明治前期においても、「浮浪・乞食」をこのような広い意味で用いることが適當であり、次の②脱籍無産の徒でも確認するが、しばしば移動することよりもその移動の実態を届け出ず、支配を困難にする存在として為政者がこの用語を用いている場合がある点にも注目しておきたい。

#### ②脱籍無産の徒

戸籍法が制定されるのは明治 4 (1871) 年のことであるが、すでに明治 2 (1869) 年の「府県施政順序」で戸籍の整備と戸籍から逸脱する者、すなわち脱籍者の取り締まりが要請された。明治 2 年の時点では江戸時代に使われた人別帳を利用して戸籍整備が進められた。「無産」とあるように産業に従事していないことも取り締まりの対象とされたが、脱籍無産の徒対策は諸国を放浪して反政府活動を行う困窮士族への警戒のためであり、「無産」よりも「脱籍」の方が問題とされていた。

本来困窮士族を捕えるために行われた脱籍無産の徒対策であるが、「浮浪・乞食」を含む府下窮民も脱籍無産の徒対策に含まれることもあった。反政府活動を行う「脱籍」者の取り締まりだけでなく「無産」という生活困窮者をも含んでいることから、「浮浪・乞食」への対応も脱籍無産の徒対策一連の中に組み込まれることになり、明治前期の「浮浪・乞食」に対する公的介入の検討に戸籍制度および脱籍無産の徒対策は非常に重要な位置を占める。

#### ③貧民

本研究では「浮浪・乞食」を含む生活困窮者一般を「貧民」と指すが、明治前期ではむしろ「窮民」といった言葉の方がよく使われている。吉田久一は『日本の救貧制度』(1960) で貧民と窮民について、「貧困者 (The poor) と窮民 (very poor,distitution) とは異なる。日本では恤救規則をはじめとする救貧法の

該当者を窮民と呼称した法律的規定はあるが、一般的にいってこの両者の分化がやや明瞭になるのは、貧民の中から賃労働に対向する部分と被救恤層の二つが分化する端緒をつくる産業革命期ころからであろう」（吉田 1960：5）しながらも、「産業革命前にあまり貧民・窮民を明確に分類することはかえって歴史的状況にも応じていないと思われる」（同前）とする。つまり、賃労働に対抗する貧民と被救恤層である窮民の理論上の区別はあるものの、産業革命期前の時期の貧民と窮民は明確に区別できないものであると述べる。

隅谷も当時貧民と呼ばれたものを細民・貧民・窮民に分けている。まず、「窮民」とは救恤の対象になつた者のことである。「貧民」とは貧民窟に居住し、人力車夫と職人の手伝い、その他日雇労働者などの不熟練肉体労働者からなる者のことである（隅谷 1955：88-89）。「細民」は貧民同様貧民窟に居住するがおおむね定まった職業を持つ職人などであり、その生活も安定していた（同前：90-91）。隅谷はこの「細民」は「貧民」と明確に区別され、その最大の違いは、「貧民」は「貧富という生活基盤」によって区別されるが、「細民は賤民であって、貴賤上下という身分的差別に基づいた概念である。したがって細民は必ずしも貧民と対立する概念ではなかつたし、またしばしば同一視して用いられている」（同前：91）ことを指摘する。

隅谷が位置づけた「細民」のように、貧富の生活基盤に基づくのではなく身分的上位関係の下位に位置するものという把握の仕方は、江戸時代に見られた賤民制度の名残であろうか。岩田（2007）によると「貧困は人々のある生活状態を「あってはならない」と社会が価値判断することで「発見」されるものであり、その解決を社会に迫っていくものである」ため、「貧困という問題を考えるときには、この「あってはならない」という判断をめぐる議論が避けられない」（岩田 2007：9-10）。この場合、「あってはならない」と人々が判断する場合、同じ生活状態であってもその人の国籍・年齢・性別などの属性によってそれが「あってはならない」状態に幅ができる。本研究の対象時期では身分という要素が重要な属性であった。例えば、わが国最初の公的扶助法と言われる恤救規則は明治7（1874）年12月に施行されたが、明治11（1878）年12月の内務省達乙第87号が達せられるまで士族は恤救規則の対象になることができなかつた。

つまり、身分の低い者が貧しい生活をし、苦しい生活状態にあってもそれは「社会的にあってはならない」と判断されず、貧困のうちに放置されることがあつた。身分の低い者は水準の低い生活をすることが当然とされ、江戸時代における「浮浪・乞食」は非人として貧しいことが当然視されていた身分であり、かつ非人の「救済」や「処罰」は非人頭が行うという身分内の自治によって統制されていた。そのため、非人を「救済」するのは非人の役割であり、社会一般や明治政府、地方政府は非人を「救済」する主体だという社会通念が形成されていなかつたと推測される。

このように身分の基準で設定された「細民」という概念と貧富の基準で設定された「貧民」は対立するものではなく、しばしば同一視して用いられることも多い。本研究は研究対象時期を踏まえ「貧民・細民・窮民」を特に区別せず、「貧民」や「窮民」は救恤の対象になるかどうか、賃労働形成の段階に含まれるかどうかによってではなく単に生活困窮者一般のことを基本的に「貧民」と表現する。ある特定の事業によってその対象者を「貧民」ではなく「窮民」と指している場合は極力それに対応させ、「窮民」と述べる場合もあるが、生活困窮者一般を指すときは基本的に「貧民」を使用する。

## 5 時期と対象地域

本研究は、明治前期を明治元（1868）年から明治20（1887）年までを指す。明治前期の施策の特異性を明確にするために明治20年以降にも言及することがあるが、この明治20年以降を明治中期という。明治前期に焦点をあてる理由は、すでに述べたように、日本において「浮浪・乞食」への積極的な対策は明治20年頃までは消滅し、「浮浪・乞食」は社会問題であっても政策対象とはならなかった。隅谷三喜男（1955）が維新期の治安かく乱の危険が減少する明治15～16（1883～4）年の頃には「身体壯健な〔sturdy beggars〕に対する救済は」「ほぼ終焉を見るに至った」（隅谷 1955：74）と指摘したように、維新期の治安かく乱が減少していない明治初期にあっては「浮浪・乞食」すなわち sturdy beggars に対する「救済」が存在したことを探る。そして経済的に困窮した「浮浪・乞食」を東京養育院や会議所による日雇会社・力役場などの施策が用意されたが、これは一方では「浮浪・乞食」への労働力陶冶と評価する可能性を有している。

しかし、政治的に危険な士族に対する警戒は、明治10（1877）年の西南戦争を境に弱まって行った。これに従い、「浮浪・乞食」に対する公的介入は「政治的に危険な士族」がいなくなったために「処罰」的な介入が姿を消し、経済的に困窮した「浮浪・乞食」へ労働力陶冶を含む「救済」的な介入として発展していくのではないかと推測できそうであるが、現実にはそうはならなかった。明治政府は明治7（1874）年に一般的貧民「救済」の規則「恤救規則」を制定するが、そこにはまず貧民の「救済」は「人民相互ノ情誼」によると規定した。その一方でヨーロッパのように労働能力がありながら働かない者を「処罰」するいわゆる「乞食罪」は制定されない。つまり明治政府は労働能力がありながら働かない乞食を「処罰」せず、労働能力のある者は困窮していても「救済」の対象にしないという方針を打ち出した。

本研究の目的はその理由を探ることであるが、そのためにも積極的介入のいくつかの試みがあつた明治前期に焦点を当て、そこで展開された取り組みの実態を明らかにする。とりわけこの段階での「浮浪・乞食」を含む「貧民救済」は刑事政策と福祉政策の間を揺れ動き、「救済」はしばしば「処罰」的手法で以て行なわれることがあった。そのため、「貧民救済」という表現における「貧民」「救貧」の実態がどのように行われていたのかを詳細に検討する必要がある。

研究対象となる公的施策の範囲を考える際に、「誰が」という主体に関しては、単に中央政府のみならず、地方政府、あるいはストリートレベルの官僚などまで考慮していく必要があることは、すでに述べた。しかし、本研究では、対象とする明治前期が、近代国家としての制度構築が開始された時期であることを考慮して、刑事政策においては全国的な獄制改革や監獄則の制定との関連で中央政策レベルにおける「浮浪・乞食」の取り扱いを検討していく。一方で救貧事業においては中央政府の他、多様な公民の事業の存在が想定されるが、既述の通り本研究では主に東京の事業に焦点をあてる。

たとえば、東京では明治前期において注目すべき施策である下総開墾事業と養育院での実践が存在した。養育院は「本邦社会事業の歴史の上に参考となるべきもの極めて多」（東京養育院 1993：1）といわれている。しかし、だが、これらはあくまで東京という一地域において行われた施策であり、全国的な施策として拡大することを意図されていたものではない。辻ミチ子（1999）『転生の都市・京都—民衆の社会と

生活一』によると、京都においては維新直後「乞食」化した民衆に産業を授ける「授産所」が設置されていた。このように、恤救規則が定められた以降も各地では貧民に授産の実践が行われている。これらの地域ごとの事業や、中央政府と地方政府との関連などを含めて、取り組みの全体像を描くことが必要であるが、本研究は中央政府における行政機構の構築と公的介入手法に的を絞り、「浮浪・乞食」に対してどのように介入したのかという問題に焦点をあてているため、地方や民間まで含んだ主体の差異への配慮は不十分である。これについては他日を期したい。

## 6 資料

本研究の焦点である明治前期の「浮浪・乞食」への公的介入を本格的に扱った研究は少なく、次章で取り上げる先行研究が見られる程度である。また社会福祉学や刑事政策研究においても近代に至る過渡期として扱われ、当時の実践を説明する理論的な蓄積はまだなされていない。そのため、以下のような一次資料を中心に実証的に検討することが、わが国の福祉分野および刑事政策分野における「浮浪・乞食」への公的な取り組みに関する研究を活発化させていくための端緒となることを期待している。

雑誌は『慈善』などの福祉と関連のある雑誌だけでなく、『自警』『監獄協会雑誌』などの刑事政策の分野の雑誌も参照する。『自警』とは警視庁職員の親睦団体自警会が発行する雑誌で、大正8（1919）年に第1号が発刊された。警察業務・実務に関する論文や紹介記事が数多く掲載されており、当時の警察が「浮浪・乞食」に対してどのような対応を行っていたか、彼らに対してどのような議論が交わされていたのかについて、現場の警察官の具体的な実践を知ることができる。

史料としては既存の刊行書物のほか、東京公文書館所蔵の会議所・養育院や府政に関する記録文書を使用した。本研究時対象時期は省庁間を始めとする行政主体の意思統一が欠けており、また本研究に即して述べるならば「浮浪・乞食」を「処罰」の対象とするのか、「救済」の対象とするのか、それとも労働力陶冶の対象とするのかといった政策的な合意形成が本格化していない。「浮浪・乞食」を含む脱籍無産の徒は、刑法によって介入するのか、それとも民法によって対応するのかをめぐって司法省と大蔵省の対立が見られたが、これはその一例である。明治政府全体においても、政策路線の対立から政府高官の多数が下野したいわゆる明治14年の政変に見られるように、明治前期の諸政策の意図は必ずしも明確でない。そのため、本研究が扱う一次資料の東京府および太政官の達にもしばしば相互に矛盾する内容が見られる。

諸政策が実行された意図は必ずしも明確でないため、その効果も評価が困難である。例えば下総開墾事業は事業の計画が進むにつれその目的が糺余曲折し、当初は「東京府下の政治的不穏分子である下級氏族を東京から追い出す」ための施策に「東京府下貧民の授産」や「戸籍整備」、「農業による授産奨励」という意図が次々に追加された。そのため、下総開墾事業の政策的効果はどの目的を基準にして判断するのかによってその評価が分かれる。本研究は一次資料に基づく実証的な評価を基本とするため、諸政策の評価は出来る限り資料に基づいて判断した。

使用した具体的な史料は、下総開墾事業については柏市史編さん委員会（1974）による『柏市史資料編10 小金佐倉牧開墾・上』のほか、東京都公文書館所蔵の史料を参考した。例えば「東京府史料5 拓地1」（634.B5.10）によって下総開墾事業の概要をつかむことができた。また、「御用留（下総開墾場）」（605.A9.01）

では具体的な事例の扱いによって開墾事業のより詳細な姿を導き出すことができた。さらに、下総開墾事業において三井家が大きな役割を果たしたこともあり、三井文庫にも史料が数多く所蔵されている。なかでも、「史料追」の930～938は下総開墾事業の対象になった者の氏名・年齢・性別・家族構成・職業・現住所等が記載されており、この史料から下総開墾事業の対象者から単身者の数を探ることができた。

養育院については『養育院六十年史』によって明らかになるところが多いが、本書は養育院の概略を通史的に述べているだけで、「浮浪・乞食」への介入に焦点を絞って授産の状況まで詳述しているわけではない。会議所・養育院を含む明治前期の東京府における貧民を扱った事業の詳しい記録は、東京都公文書館所蔵資料に依った。部落解放研究所（1986）『史料集 明治初期被差別部落』は慶應4（1868）年から明治10（1867）年までの被差別部落に関連する同館所蔵史料が収録されており、また同館が編集した『都市紀要』のシリーズである『市中取締沿革』『七分積金』『明治初年の自治体警察 番人制度』を利用した。これ以外にも同館所蔵の史料で利用したものは「会議所往復留、復籍逃亡類 第58編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」（606.B2.11）であり、同史料には本研究の主たる対象である「浮浪・乞食」の顛末が記載されている。また、「会議所同・全・4卷ノ内3号〈庶務課〉」（607.A6.08）、「会議所同・全・4卷ノ内3号〈庶務課〉」（607.A6.08）から養育院在院者の性別・年齢・健康状態などを読み取った。養育院内の授産状況やその稼高は「回議録・第7類・養育院事務同〈庶務課〉明治自10年至11年」（609.B3.06）、「回議録・第7類・養育院事務乾」（610.D6.14）を参考にした。

刑事政策に関する資料は、既存の出版物を主に使用しているが、これは監獄という個人情報の管理が厳しく一次資料の公開が制限されているためである。別房留置人や懲治監の人員は「東京府統計書」および「統計雑誌」を使用した。「浮浪・乞食」に対する公的介入の規定については主に『法令全書』より太政官達を抜粋して変遷を確認した。

これらの史料からは政策を中心に「浮浪・乞食」への公的な取り組みを検討することができるが、その実態や政策の効果・影響は不明な部分が多い。東京における救貧事業を研究する際に使用した東京都公文書館所蔵史料の問い合わせについても、その問い合わせに対する返答が見当たらない場合も多い。これは返答を保存していないのか、それとも返答をしなかったのか、それとも問い合わせを撤回したのかは不明でありこの場合の問い合わせの顛末を把握することができなかった。達についてもその達が果たしてどの程度の実行力があったのか、つまりその達の効果もまた明らかにすることができなかった。東京公文書館で使用した史料についてはこれらの欠点があるものの、「公文書」として保存に値すると評価された史料であることを鑑み、公的機関の「浮浪・乞食」に対する基本的姿勢を示すものとして研究の一次資料として有効であると判断した。また、その達を出すに至った過程や種々の政策がどのように影響し合ったのかを示す裏付けの史料を欠くため、それぞれの政策の比較検討も不十分な形でしかできなかった。明治前期は江戸時代から明治時代へと統治システムが大きく変動した時期にあたり、残された史料が少ないことも研究上の難点であった。しかし、東京都公文書館に所蔵されている史料をはじめ国立公文書館などでは近年デジタル化が進み、今後こうしたデジタル化史料やアーカイブの活用によりさらなる研究の発展が期待できる。

## 第2節 本論文の構成

### 1 第1章わが国の「浮浪・乞食」をめぐる先行研究

まず第1章では、明治期の「浮浪・乞食」についての先行研究を取り上げ、それぞれの研究で「浮浪・乞食」問題と当問題への対策がどのように取扱われているのかを検討した。「浮浪・乞食」はいち早く賃労働史の分野において近代賃労働力として陶冶すべき労働力という観点から取り上げられた。その代表は、隅谷三喜男の『日本賃労働史論』である。隅谷の目的は、わが国の資本の原始蓄積過程に対して、如何に賃労働者が形成されてきたかを明らかにすることであったが、その中で「前期的窮民」としての明治前期の「浮浪」者とそれへの対策を取り上げている。隅谷は、明治前期の「浮浪・乞食」への公的介入はまず脱籍無産の徒対策として現われ、この中で江戸期の流れをもつ日本の「矯正院」としての徒場=人足寄場で行われた授産は「浮浪」者を労働力へと陶冶する可能性があったことを指摘している。次に、隅谷と同様、「浮浪・乞食」を未開発の労働力としながら明治前期の救貧事業について言及しているのが社会事業史の吉田久一である。吉田は明治前期の救貧事業は治安対策と密接に関係していたことを指摘しつつ、当時の「浮浪・乞食」は労働力需要を求めて移動していたのではなく、農村から都市への移動を余儀なくされた流入農民の一形態であったという理解を提示した。しかし、これへの対策は江戸時代のように単なる帰農策ではなく授産を志向した点に「浮浪・乞食」の「近代的労働力陶冶」の萌芽がみられるなどを指摘するのである。

隅谷と吉田は、「浮浪・乞食」に対する授産が治安対策と労働力陶冶の2つの機能を持って短期間だけ登場したことを指摘するが、この2つの機能についてそれが持つ歴史的意義に注目している研究として、北原糸子と鈴木陽子の研究がある。まず、北原は明治前期に行われた授産事業に着目し、これは都市窮民層と困窮士族という「二様の窮民」(北原 1995)への介入が同時に進行したものであること、しかも授産が下総開墾事業という農民化政策を含みつつ展開されたことに言及している。また、当時あっては「救済すべき貧民」と「救済の方法」の社会的共通認識が成立していなかったために、系譜の異なる困窮士族と都市窮民層という「二様の窮民」が同一の施策によって処遇されたと述べている。他方で、鈴木は明治末期の警視庁による被護人収容所（通称浮浪者収容所）設立計画の思想的背景となった浮浪者授産論を取り上げている。この浮浪者授産論は、浮浪者を「怠惰で危険」なものと見なし、彼らに労働を強制することで更生させようというものであるが、明治前期の「浮浪・乞食」に対する授産との違いを鈴木は次のように示唆する。すなわち、明治前期の「浮浪・乞食」は「怠惰で危険」とは認識はされておらず、また授産も労働力陶冶という明確な目的を必ずしも持っていたわけではないと鈴木は述べる。ところが明治20年代の監獄改良運動の影響の下、刑事政策分野における浮浪者授産論が台頭しはじめ、また労働市場における賃労働需要も高まるという歴史的条件の下で、浮浪者収容所計画が持ち上がる。だが結局浮浪者収容所は開設されなかった。鈴木は開設されなかった理由を日本（本国）における法的根拠の弱さに求めている。

隅谷・吉田・北原・鈴木の4名の研究をふまえると、従来の研究においては「浮浪・乞食」を含む貧民に対する労働力陶冶の起源とその形態が主な論点となっていたことが分かる。隅谷、吉田の指摘にあるように、明治前期のそれは江戸時代の人足寄場の伝統を踏まえたものであると述べるが、その伝統がなぜ明治にあって新しく刷新されることなく途中で終了し、他方で鈴木の指摘するように明治末期の浮浪者収容

所計画は実現しなかった要因を、どこに求めるべきであろうか。第3章以降ではこの明治前期に見られた「浮浪・乞食」への授産が、その後継続することがなく終了した理由を検討していく。

## 2 第2章近代に至る過程の「浮浪・乞食」研究の諸前提

明治前期の「浮浪・乞食」対策を見る前に当時の「浮浪・乞食」がどのような歴史的経緯をたどっていたのかを第2章で確認する。「第1節 江戸期から明治前期までの「浮浪・乞食」への介入」では「1 日雇層と「浮浪・乞食」において江戸時代の「浮浪・乞食」と彼らと密接な関係を持つ日雇層がどのように生みだされ、社会においてどのような位置を占めていたのかを述べる。封建制度下においても、江戸などの大都市では臨時雇用が次第に一般化していき、こうした大量の日雇層の困窮から「浮浪・乞食」が生まれていった。これら臨時雇用に従事していた日雇層や困窮して「浮浪・乞食」となった者が当時の身分制度ではどのように区分されていたのかについては、「2 「野非人」と呼ばれた「浮浪・乞食」」で解説する。江戸時代の「浮浪・乞食」への公的介入は賤民制度と関わりながら行われており、賤民制度はある種のセーフティネットの役割も果たしていた。賤民制度は身分制度からはみ出た「浮浪・乞食」を再び身分制度に組み込むという制度維持の機能を持っていたが、江戸の人口膨張と臨時雇用の増大は、この従来の手法では対応できないほど深刻になった。そこで登場した制度が「3 人足寄場」で取り上げる石川島人足寄場である。人足寄場は現在ではわが国における近代的自由刑施設（刑務所）の起源であると言われている（人足寄場顕彰会 1974）が、「浮浪・乞食」へ授産をさせる救済施設でもあった。しかし人足寄場は人別帳支配を安定させるための施設であり、賤民による「浮浪・乞食」の統制が無くなつたわけではない。「4 明治期の野非人制道」では、明治前期も賤民による「浮浪・乞食」への介入が見られたことを明らかにした。身分制度から逸脱する「浮浪・乞食」を賤民制度によって統合しようとする施策は、やがて戸籍制度から逸脱する脱籍無産の徒を戸籍に組み込もうとする施策へと変化する。このように「浮浪・乞食」は支配から逸脱しやすい存在であるがために、何らかの公的介入は江戸・明治のどちらの時代においても見出すことができる。「5 貧民の一般的「救済」と戸籍制度一恤救規則と行旅病人死亡人法」では、この施策を「救済」の視点から取り上げる。江戸時代のセーフティネットを賤民制度が一部担っていたように、明治の公的「救済」制度は戸籍制度を前提に構築されていた。ただ、行旅病人の「救済」には「浮浪・乞食」が救済される余地が残されていたものの、基本的に鳏寡孤独老幼廢疾といった労働能力と身寄りのない者のみに救済の対象は限られ、「浮浪・乞食」への公的な「救済」が成立することはなかった。「第2節 明治中期以降の「浮浪・乞食」への公的介入の試み」では明治中期以降の「浮浪・乞食」への介入を確認することで、第1節の明治前期以前の「浮浪・乞食」との違いが明らかとなり、本研究が扱う明治前期という時期が「浮浪・乞食」への公的介入にとって重要な時期であったことが分かる。「1 「浮浪・乞食」と戸籍制度」において「浮浪・乞食」を戸籍整備という戸籍制度に所属させる行為がわが国の近代化にどのような意味を持っていたのかを考察した。明治前期の授産による戸籍整備が戸口調査という新たな方法によって達成されたことで「浮浪・乞食」への労働力陶冶は遠のいたが、次に見る「2 被護人収容所の設立計画とその挫折」では戸籍整備や明治前期のものとは異なる新たな「浮浪・乞食」への公的介入が試みられた事例、被護人収容所設立計画を扱う。この被護人収容所も開設しないが、この計画が失敗した理由

が、第3章以降で明らかにする。

### 3 第3章明治前期刑事政策と「浮浪・乞食」

第3章では、刑事政策における「浮浪・乞食」の介入を明らかにした。江戸時代にすでに人足寄場という制度があったが、これが明治に入りどのように受け継がれ、そして変化していったのかに注目する。「第1節 監獄行政の欧米法継承とヨーロッパの「浮浪・乞食」への介入」では、江戸時代の刑事政策における「浮浪・乞食」の介入に対し、明治以降のヨーロッパの制度導入がどのような影響を与えたのかを論じる。「1 刑法と監獄法の展開」では、江戸時代からの諸制度の継続とヨーロッパの法の継承が、法律においてどのように影響を受けたのかを論じる。刑法では天皇親政の古代の復古調が色濃く、他方で監獄法はヨーロッパ法の影響が強く現われていた。ここで参考にされたヨーロッパの制度がどのような時代背景や思想を持っていたのかを「2 ヨーロッパの勤労倫理と「怠惰の罪」」で確認すると、わが国人足寄場のように都市に集まる「浮浪・乞食」の収容施設はヨーロッパにおいては House of Correction (以下ハウス・オブ・コレクション) があった。わが国人足寄場との違いは、ハウス・オブ・コレクション設立の思想的背景として勤労倫理が確立していたことにある。「3 ハウス・オブ・コレクションにおける「浮浪・乞食」の「処罰」と「救済」」ではこの勤労倫理は「浮浪・乞食」対策を「処罰」と「救済」にどのように影響したのかを考察する。勤労倫理は、まず労働能力がありながら働かない者を「処罰」することを要求した。そこで「浮浪・乞食」を強制労働させる施設へと収容するが、他方で労働することのできない「浮浪・乞食」には「救済」策が講じられることとなった。これに対して、わが国には「浮浪・乞食」対策の基礎には勤労倫理は存在しない。ではいかなる理由で「浮浪・乞食」は刑事政策で「処罰」されたのであろうか。「第2節「乞食処罰」法令と「浮浪処罰」法令」は「浮浪」と「乞食」をあえて分けて考察することで、隅谷・吉田が指摘したようにわが国において明治前期で労働力陶冶制度が確立せず、鈴木の研究が明らかにしたように明治末期においても同様の結果となった理由が導き出されるということを示す。「浮浪」や脱籍は公的な対策が必要な状態であることは認められつつも、果たして刑法によって処罰するに値するだけの罪であるかをめぐっては混乱が見られた。それを「1 「浮浪」を「処罰」する理由」で取り上げた。とくにその混乱は脱籍無産の徒はどのように裁かれるべきなのかという問題と切り離せない。その場合、脱籍無産の徒は「浮浪・乞食」よりも反政府活動を行う困窮士族の存在が重視されていたことを「2 政治的に危険な浮浪」でさらに詳しく考察する。明治前期では脱籍に関わる「浮浪」は政策的に優先順位が高く設定されたものの、労働能力がありながら働かない「乞食」に対する態度は決めかねていた。このあいまいな姿勢に対応するかのように、違警罪（現在の軽犯罪法）で「定マリタル住居ナク平常営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」は拘留及び科料に処すという条文が定められた。この条文ができるまでの経緯については「3 刑法制定と流産した乞食罪」で確認する。明治15（1882）年に施行された旧刑法はフランス刑法を参照しているが、フランス刑法にある労働能力がありながら働かない「乞食」を処罰する「乞食罪」はわが国の旧刑法にはない。「無産及ヒ乞丐ノ罪」は草案の段階ではあったものの、「乞食罪」を定めるには労働能力のない「乞食」には「救済」を用意しなくてはならない。わが国においては労働能力のない「乞食」を「救済」する制度化が拒まれたために、「乞食罪」もまた定めることができなかつた。この

ように、「浮浪・乞食」への「処罰」は、同時に彼らへの「救済」と表裏の関係にある。結局「乞食」は「処罰」も「救済」もせずに、従来のように「浮浪」のみを処罰するということになったが、この方針が決定するまでの間、「浮浪・乞食」がどのような公的介入を受けていたのかを刑事政策の分野から見たものが「第3節 監獄における「浮浪・乞食」」である。人足寄場が明治ではどのように変化したのかを「1 寄場から監獄へ」で検討したところ、確かに「浮浪・乞食」を「処罰」する目的で収容していたことはあったが、明治前期にあっては極めて「救済」的な要素が強かったことが明らかになった。「2 わが国のハウス・オブ・コレクション」では、この「救済」的な要素が顕著に現われている監獄内の施設である懲治場を取り上げた。懲治場によって「浮浪・乞食」への公的介入は一定程度達成されたが、ヨーロッパのように労働力陶冶の機能を持つにはいたらず、むしろ「浮浪・乞食」をただ「救済」するだけであった。というのも、懲治場にはほとんどの場合労働能力のない「浮浪・乞食」が収容されていたからである。次いで「3 別房留置—救貧院の代替施設」では、刑事政策において展開する「救済」の要素をさらに検討する。明治14(1881)に作られた別房留置は、そもそも「教育所」の代替として監獄内に設置され、当初は全国に「教育所」ができるまでの暫定的なものとされていた。しかし、全国に「教育所」が設置されることではなく、この別房留置の制度は長く継続してしまう。監獄は「救済」的な要素を有していたが、監獄が純粋に自由刑施設へと発展していくためにはこうした「救済」的な要素は排除しなければならない。そこで、監獄を含む明治期の刑事政策は改革を試みている。それらの試みを「4 「処罰」と「救済」の接点—監獄改良運動と感化救済事業」で取り上げる。監獄改良運動も感化救済事業も戸籍整備以外の目的で「浮浪・乞食」への処遇を試みた経験として注目すべきものである。ただし、いずれも「浮浪・乞食」への労働力陶冶機能を達成するようなものではなかった。

#### 4 第4章養育院を中心とする「浮浪・乞食」対策—「救済」と授産に注目して—

以上のように明治前期の刑事政策の分野では「浮浪・乞食」に対する介入が「救済」的な要素を持つつ存在していたことが確認できる。次に、第4章では、「救済」分野の公的介入として、大きく下総開墾事業と救貧三策を中心に取り上げた。いずれの施策も東京において行われた単発的施策であり、刑事政策のように全国的規模かつ恒久的制度ではないが、福祉の分野が「浮浪・乞食」に対して積極的な施策を行ってこなかった経緯と併せ、たとえ公的施策として確立しなかつたとしても「浮浪・乞食」への公介入遇の歴史に有意義な検討材料を提示しているものと評価できる。まず明治前期の東京における重要な施策であった開墾事業を「第1節 開墾事業と貧民「救済」」で取り上げ、いかなる背景でこの開墾事業が行われたのかを「1 明治前期の開墾事業」で見る。ここでも、開墾事業は脱籍無産の徒対策、とくに都市に潜伏する危険な困窮士族を追い出す施策として注目できる。中でも主要な事業である下総開墾事業は「2 下総開墾事業の目的と実績」で確認したように、北原の研究が示したとおり、都市貧民と困窮士族という明治前期の歴史的特質を持つ2通りの対象者があった。その開墾実績は上出来とは言えないものであったが、そもそもこの事業が東京から都市環境に悪影響を及ぼす貧民と脱籍無産の徒を追い出すことについたとすれば、それなりの効果はあったと評価できる。ではこの下総開墾事業と「浮浪・乞食」はどのような関係にあったのか。「3) 下総開墾事業における「浮浪・乞食」」でこれを取り上げる。結論的にはこの開墾事業に

においては「浮浪・乞食」を主要な対象としていない。「浮浪・乞食」を対象とした「救済」事業は、むしろ養育院を中心とした事業の中に見出すことが出来る。これを取り上げたのが「第2節 養育院周辺における明治前期の授産と就籍」である。まず「1 町会所と救貧三策」で江戸と明治前期の東京における貧民「救済」の方針を確認する。江戸も東京も流入人口の多い都市であるため血縁による相互扶助があまり期待できない。江戸時代には町会所が独自に救貧を行い、明治5(1872)年には營繕會議所となって工場を開く、日雇会社を開く、老幼廃疾窮民を救済するという方針の救貧三策を打ち出した。救貧三策や下総開墾事業と並行して行われたのは教育所による救済である。これは「2 教育所の顛末」として検討するが、この教育所も間もなく解散し、その後収容されていた貧民の多くは拝借金と共に民間の企業に引渡された。「3 養育院の設立」では、そもそも「浮浪・乞食」を狩り込んで作られたこの養育院設立時の人員の詳細を調べた。その出身地の半数以上が東京府であったことに注目すると、隅谷・吉田が指摘したような農村から都市へと流入してきた困窮農民という姿とは違った「浮浪・乞食」がここに見出されるのである。他方、救貧三策に従い、工作場と日雇会社も作られるが「4 被「救済」民の就労—工作場と日雇会社—」で提示したのは授産の具体的な内容である。工作場でも日雇会社でも労働力陶冶という目的が明確に示されることはなかったが、労働力陶冶の萌芽と言えそうなものが行われていたことに注目する。「5 「浮浪・乞食」の養育院送致」は「浮浪・乞食」が養育院に送致されてから待遇を受けるまでの経緯を明らかにする。本節では、養育院の収容者の戸籍整備状況や労働能力の有無をによる待遇に差はあるが、労働能力があるからといって「救済」から排除することはなかったということを論じる。こうした実践の展開を見ると共に、これらの経験が明治前期に限られ、なぜその後のわが国の福祉に受け継がれなかつたのかを「第3節 養育院における「浮浪・乞食」待遇の終焉」で考察する。「1 養育院における授産の展開と収容者の制限」では院内および院外の授産の展開を、収容者が鰥寡孤独老幼廃疾に制限される前と後では授産内容や院の経営がどのように変化したのかを比較する。養育院運営には労働能力のある貧民を充てることもあり、労働能力のある者の「救済」を制限することは労働能力のない者への待遇を養育院の職員のみで賄うことを意味し、結果として労働能力のない者への「救済」も著しく制限されることになった。そして東京府会が養育院への公的支出を制限し、養育院での戸籍整備の事業が終焉する過程を「2 労働可能な者への「救済」の放棄と明治前期の授産の意味」で検討した。養育院での「救済」が縮小した理由は、戸籍整備の政策的重要性が低下したため、戸籍整備と並行して行っていた「救済」も不必要なものとされてしまったためであった。

## 5 終章明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の役割

終章では本研究の目的であった明治前期の「浮浪・乞食」への公的介入における主体、方法、理由についてそれぞれ第2章～4章までで検討した結果をまとめ、結論を導いた。主体、方法、理由それぞれにおいて「処罰」と「救済」の理念の検討が重要な役割を占めていることを指摘した後、今後の研究の課題として何が残されているのかを述べている。

## 注

- (1) 刑事政策とは犯罪の原因を追究し、これを防止するための国家・個人・団体の活動でありその起源は1800年ごろのドイツに由来するといわれ、わが国においては明治30年代（1900年頃）になって刑事政策という言葉が用いられるようになった（藤本 2006：2-3）。刑事政策は近代の概念であり、近代化に至る過程である明治前期を研究対象としている本研究において用いるには適切ではないかも知れない。貧困にあっても「救済」の対象にならずに「処罰」の対象となる者、本研究では「浮浪・乞食」であるが、こうした者に限らず刑事政策と福祉政策は接点を持ち、両者がいかなる対応をしてきたのかという問題は明治前期に限らず、近代以降の社会にとって普遍的な課題であるという筆者の問題意識から、本研究では一般的な施策を述べる際には「刑事政策」という用語を使用する。

## 第1章 明治期の「浮浪・乞食」をめぐる先行研究

本章では明治前期の「浮浪・乞食」の公的介入をめぐって、従来どのような研究がなされてきたかを確認する。この段階の「浮浪・乞食」研究の視点は大きく「経済的な視点」と「社会的な視点」に分類することができる。前者は、主にプロレタリアの形成過程ないしは、そこからのドロップアウトとして「浮浪・乞食」を位置づける。ここでは賃労働者としての陶冶の側面が浮き彫りにされる。

「社会的な視点」に注目すると、明治前期という時代の特殊性から、「浮浪・乞食」と政治的に危険な存在との隣接に一つの焦点が置かれる。この点から「浮浪・乞食」を陶冶すべき労働力としてではなく、治安対策の観点から介入すべき存在として公的機関に把握されていく。この労働力陶冶と治安対策の議論を確認し、その中から本研究の位置を探ることとしたい。

### 第1節 賃労働者の形成と「浮浪・乞食」

#### 1 隅谷三喜男の議論にみる明治前期の「浮浪・乞食」

隅谷三喜男は『日本賃労働形成史論』(1955)において、わが国の賃労働の原始的蓄積過程を分析している。本研究で注目したのは、封建的土所有解体過程の日本の特殊性を背景に形成されたプロレタリアートの特殊性に留意し、その過程が労働階級の形成とどのように結合するかということについて検討している点であるが、隅谷の議論はあくまで賃労働やプロレタリアートの形成過程について論じたものであり、当然のこととして、そこで扱われる「浮浪・乞食」もプロレタリアートの形成過程と関連するもののみに限定されている。したがって、労働能力のない、すなわち労働市場に参加できない「浮浪・乞食」は扱われていない。

隅谷が分析する賃労働形成において、「浮浪・乞食」は、農業經營が不可能となり、一家離散して浮浪化した者や都市に流入し沈殿した窮民として扱われている。こうした窮民はすでに江戸時代中期から見られていたが、明治14(1881)年以降に広汎に現われるようになったという(隅谷 1955:62-69)。

つまり、明治前期に見られた主な「浮浪・乞食」は都市に流入・沈殿した窮迫農民であり、これらの流入した窮迫農民は「浮浪・乞食」を形成すると同時に都市下層において不熟練労働の中核を担った、というのが隅谷の分析である(隅谷 1955:28)。加えて、没落した士族がこうした都市下層窮民に合流することもあったが、士族の場合は窮迫農民とは異なり、治安対策として授産策が講じられた点が異なっている。この士族に対する授産は、それほど効果が上がらなかつたが、士族の賃労働者化を推進した(隅谷 1955:46-60)。

隅谷は、ヨーロッパにおける近代的賃労働者の形成過程においては、窮迫農民は被救恤的貧民となるか「浮浪」になるかの2通りの道があり、これらをいかに生産的労働者たらしめるかが社会問題の1つであったとしている(隅谷 1955:62)。こうした状況を背景にして「浮浪」の禁止と労役場(work house)および救貧院(poor house)が「残虐立法」として現われたのである。

日本においては賃労働者群への編成はいかにされたのであろうか。隅谷は「浮浪」対策はすでに江戸時代より政策課題となっていたことを指摘しているが、それは農民の無断流出を防止・改善するための帰農策と石川島人足寄場での授産であった。人足寄場は単なる「救済」ではなく、封建経済体制の維持のため

であり、幕藩体制の治安対策でもあった。この人足寄場は明治政府によっても名称を徒場と改め継承され、帰農策も戸籍整理として継続している。このことを隅谷は「明治初年における日本の『矯正院』たる徒場＝懲役場と『浮浪』対策とが、徳川以来の伝統をうけついで、絶対主義の治安対策なる性格を顕著にもつていたことは、以上の分析によって確認されるところである」（隅谷 1955：67）としているながらも、その授産策は「資本制生産関係の未成熟なこの段階においては、賃労働の原始的蓄積への要請がなお極めて微弱であった」ために、「充分の努力と成果を見ることができなかつた」（隅谷 1955：67）と結論付ける。

しかしながら、明治初年は「賃労働の原始的蓄積への要請がなお極めて微弱」であり、「農民層分解が特殊な形態をとて、土地所有から解放された農民が再び寄生地主の下で小作農として編成せられた日本では、農民はなしくずしに都市に流出し、大量的な浮浪化が生ぜず、治安上重大な問題とならぬ限り、無産浮浪の徒はこれを都市窮民層の中に沈殿せしめることによって、社会的に処置されるままに放任されたのである。もちろん、明治絶対主義政権も浮浪と窮乏が治安に關係してくる限り、彼らに対する授産＝生産労働者化に一応注意を向けた」（隅谷 1955：67）と隅谷は述べているが、その指摘にあるように「治安に關係する限り授産に注意を向けた」ことは、その「授産」は「賃労働者化」を志向したものではなかつたということであろう。

東京府における貧民に対する授産として救貧三策があったが、隅谷はここに、封建体制の動搖から生じた貧民を救済するとともに生産労働力へと陶冶を志向する初期資本家の意図を読み取っている。授産には賃労働者にするという明確な意思の表示が見られないとしても、貧民に対する救済と生産労働者化の効果への期待を察知することができるというわけである。

他に授産を行った例として、隅谷は横須賀造船所で囚人を使役していたという事例を挙げている。これは江戸時代より行われていた囚人労働の名残である。「横須賀分署ハ即チ寄場ニシテ當時又徒刑貧院ト称セリ」（横須賀海軍工廠 1915：143）と「徒刑貧院」と呼ばれていたが、これは囚人を安価で手軽な労働力として利用していただけで、囚人を賃労働者化させるためのものではなく、隅谷によればこれは「寄場人足に対する授産的意義」（隅谷 1955：101）という位置付けである。

では社会事業史において被「救済」民としての「浮浪・乞食」はどのように扱われてきたのだろうか。この点について吉田久一の研究に依拠して検討してみたい。

## 2 社会事業史にみる明治前期の「浮浪・乞食」—吉田久一の議論から—

社会事業史研究の第一人者である吉田久一は、原始的蓄積期の貧困に関して、賃労働との関連において研究したものとして先に挙げた隅谷三喜男（1955）『日本賃労働史論』や津田真激（1956）「日本の都市下層社会（明治末期のスラムをめぐって）」（『経済学論集』24巻2号）を挙げているが、いずれも経済学の分野からの接近である。吉田は「貧困現象は、経済学や社会学的テーマであると共に、より優れて歴史的課題であると考えられるのである」（吉田 1960：1）とし、「日本の貧困は単に横断的な平面性においてのみ説明が与えられるべきではなく、」「その形成過程や変質過程に注目しなければ、現実的な或いは特殊的な日本社会における貧困の意味が解明されないだろう」（吉田 1960：1）としている。

吉田は時期区分について貧困が変質するのは原始蓄積期であるが、わが国の封建経済の特殊な仕組み等

を考慮に入れると、明治維新期の貧困は明治維新の最も広い時期区分である天保頃から始まるとしている。すでにこの時期から貧困は共同体で解決できる段階ではなく、数多くの貧民の都市流出現象が見られた（吉田 1960：3）。これらの流出貧民がやがて都市に沈殿していった。なお彼らは被差別民と隣接した地区に居住していた。これら江戸時代からの流出貧民・都市に沈殿する貧民に加え、明治維新期には脱籍無産の徒が無籍貧民として合流する。こうした経済的理由からだけでなく、政治変革に伴って現れた貧民対策は、新政府に課された政治的課題であると同時に、「治安上もゆるがせにできない問題であった」（吉田 1960：4）と、吉田もまた明治維新期の貧民を治安と結びつけている。

しかし吉田はここで、「これらの貧困は社会的理由や社会的な存在形態を保っていたとしても、<sup>アマ</sup>源始蓄積期の貧困とは異なる。貧困が大衆化されているといつても、基本的には封建社会に支えられており、いわば過渡的形態を示すに過ぎない。これらの諸問題も無論資本制の創出過程に持込まれていくが、その性格からいえば前期的貧困と規定した方が正しい」と、この時期の貧困がまだ「<sup>アマ</sup>源始的蓄積期の貧困」には至らない段階であったことを指摘する。これは、隅谷が指摘したように、当時の貧民授産は賃労働者化を志向しなかったということを考え併せると、未だ封建社会から脱出していない段階による、貧困の形態であると吉田も捉えていることが分かる。地租改正から明治 22（1889）年までの時期、とくに明治 13、4 年頃までは、「源蓄的貧困といつても胎動を始めたばかりで、過渡的性格を持つにすぎない」（吉田 1960：6）と明治前期の貧困の過渡的性格を隅谷同様指摘する。併せて、明治「一〇年代末から二〇年代初頭に集団的成立をみせる源蓄的窮乏層」には「賃労働者分離の萌芽」といった要素がほとんどなく、「所謂「働く貧民」と細民・窮民等が混在して窮乏層を形成しているのである」（同前：9）と述べている。つまり、明治前期における「浮浪・乞食」を含む貧民は賃労働の前期的存在としてではなく、むしろ「封建的諸階層の分解」（同前：9）過程の一つの姿として把握されている。

吉田は隅谷と同様、明治前期の「浮浪・乞食」に対する介入に労働力陶冶は不在であるとするが、この場合の労働力陶冶とは労働能力がありながら働かない「浮浪・乞食」を、労働力を市場に販売し得た賃金で生計を立てる近代的労働力にするための訓練や教育を指すものである。吉田は、本研究で扱う「浮浪・乞食」に対する介入はとして、後述する北原の研究にあるような、「近代的賃労力陶冶」にとどまらない介入が存在したことにも注目している。吉田が注目するのは、江戸時代の帰農政策に類似しているが、明治政府が統治の要とした戸籍制度を基盤にしつつ貧民の授産を志向している点である。つまり、貧民を農村で農民にすることを奨励するだけでなく、都市での賃労働への方途を開いているため労働力陶冶の萌芽とも解することができるということである。

とはいって、吉田の研究は、は隅谷の研究を踏まえて議論を展開しているため、「浮浪・乞食」のみならず貧民への公的介入についても賃労働形成史の枠組を超えた検討が十分ではない。

本研究では、脱籍無産の徒に含まれる「武士」と「乞食」とでは政策対象としての重要性が異なっていたことを明らかにしている。この点については次の北原糸子の研究が指摘する「歴史的特質」が参考となる。

## 第2節 明治前期における「浮浪・乞食」の歴史的特質

### 1 明治前期における「二様の窮民」と授産—北原糸子の研究から—

隅谷・吉田の研究においても、明治初年の大都市にあっては「浮浪・乞食」に対する授産が展開されたことが取り上げられている。しかしそれらは脱籍無産の徒対策の一部を構成するものとしての把握であり、「浮浪・乞食」や明治初年の都市窮民および貧民の貧しさ、生活実態を追求するものではない。北原糸子は、「明治初年東京府における窮民授産」(1975)で隅谷や吉田はいずれも資本主義形成史との関連で明治中期から後期以降を対象としており、経済学・社会事業史ともに明治初期の貧民の実態について明らかにしていないことを指摘する(北原 1975:89-90)。また、「明治初期の窮民授産—都市窮民対策の展開—」(1995)では、明治初期の窮民授産の「二様の窮民」への介入同時進行という歴史的特質を明らかにした上で「窮民授産史」(北原 1995:253)の設定を試みている。

北原はこれらの研究で明治2~4年(1869~71)にかけて東京において展開される窮民授産策についてその時代的な特殊性を考慮している。この時代の窮民授産策が下総開墾事業と併せて行われており、近代的な労働力陶冶ではなく、開墾による農民化を含んでいたことを強調する。北原の研究で注目すべきは隅谷・吉田が明治前期を「原始的蓄積過程の前期的段階における貧困」としてとらえていたのに対し、北原は社会史のアプローチによって東京における窮民授産を分析している点である。北原は窮民授産の具体的な過程を分析し、明治初年の窮民授産における歴史的特質を明らかにした。

北原(1975)は明治2~4年の東京府における窮民対策を表現するうえで、一般的な救貧事業という用語を使用していない。その理由は「これがまさに東京府奠都前後の政治的緊急課題として歴史的に特殊な位置を占めいたと考えるからだとしている。それは、東京府が旧幕以来の集団化した都市過剰貧民を底流に抱え、かつ、政治変革に伴い一挙に無祿化した旧旗下および陪從層を擁していたという事実に基づく」(北原 1975:51)からである。すなわち、明治前期の東京府という時代的・地域的特性に注目すると、そこには「集団化した都市過剰貧民」だけでなく「政治変革に伴い一挙に無祿化した旧旗下および陪從層」という存在がいたということである。この「政治変革に伴い一挙に無祿化した旧旗下および陪從層」は単なる貧民「救済」の施策だけでは対応できず、「現実の窮民処置は、まず治安対策として展開した」(北原 1975:52)とする。

明治政府の救貧体制について北原は「普段の継続的扶助の必要な、労働能力のない鰥寡孤独の窮民と臨時の「救済」の対象となる罹災窮民とを峻別し、政治的必要から後者への措置が優先されたのに比べ、前者への扶助は極度の限定的枠付を設けた」(北原 1975:51-52)と、吉田同様に明治期の「救済」の対象が厳格に定められていたことを指摘する。続けて「その救貧方針は、厳選主義による救済対象の極度の限定、貧は怠惰の結果なりとする倫理的リギリズムによる救済内容の劣悪化の正統化」(北原 1975:52)が行なわれたとし、ここでもやはり「救済」の後進性が指摘される。

こうした「劣悪」な状況下において展開された東京府の授産の特徴は、「系譜の異なる二様の窮民を一つにし、開墾地への移住を通して問題の同時解決を計ったこと」(北原 1975:53)であった。この契機は、「元年一〇月二七日太政官から東京府への達」である。これで「未だ政治的帰属を定めない在府の旧旗下および浮浪士の処置を促し、たことで、「不帰順の徳川旧旗下と「浮浪之輩」とが処置の対象として同列

に置かれ」（同前） るようになった。ここで同列に置かれた「不帰順の徳川旧旗下」と「浮浪之輩」は戸籍制度への編成を目的とした脱籍無産の徒取り締まりという形で解決が試みられた。

北原は（1995）の研究で、さらに「二様の窮民」という存在に着目している。その「二様の窮民」とは、「政治的に創出された窮民（＝旧幕臣およびその陪従を中心とする無祿無産化士族層）と経済的窮民（都市窮民）という二様の窮民への施策の同時進行という点こそ、東京府における明治初期窮民授産の歴史的意味を成すものである」（北原 1995：254）としている。この「二様の窮民」を抱えた明治前期の東京府における貧民「救済」について北原は「近代救貧制度形成の契機を都市問題、つまり農村から都市への流入人口の増加、都市貧民の集団化、都市貧民対策の発生という一連の展開は歴史的普遍性があることを指摘する。しかし、東京府の貧民問題は「二様の窮民」問題を抱えるがゆえに、救貧制度史一般の中に埋没し尽くすことはできない」（北原 1995：254）と述べる。

北原が指摘する歴史的特質とは、「政治的に創出された窮民（＝旧幕臣およびその陪従を中心とする無祿無産化士族層）と経済的窮民（都市窮民）という二様の窮民への介入の同時進行」（同前）である。ここで、政治的に危険な層と経済的に困窮している層という「まったく系譜の異なる二様の窮民が、維新政府の政治的判断によって、同じ“窮民”として介入の対象たりえた」のは「窮民」について「社会的な共通認識が成立してい」（北原 1995：254）なかったからこそである。北原は隅谷（1955）、吉田（1960）よりも脱籍無産の徒の中の「政治的浮浪士」と「市中貧民」の差異に注意を払い、なおかつ前者が後者へと変貌していく過程を具体的な施策を通じて明らかにしている。

「窮民の行政的設定においてエポックとみなすべき」ものは、「府県施政順序」の第4項戸籍編制とし（北原 1995：255）、これに基づいて「明治初期窮民授産」が展開されたこと、さらには「窮民授産策の政策的動機が、無籍無産の政治的浮浪士の復籍化の過程で生成されてきたものであることが明らかになった」（同前：300）ことであるとしている。

北原が示すように「窮民授産の目指した主要な方向が」、「熟練労働者化ではなく、開墾農民化にあった」のは、「わが国の本源的蓄積期の特殊的あり方」によるもので、すなわち「歴史的にはいまだ本源的蓄積期の前期に属し、農民層分解は本格化せず、構造的には、農村における農民層の分解がただちに都市流入人口として現象化しない」（北原 1995：254）からであった。これは、隅谷（1955）で触れた「農民層分解が特殊な形態をとて、土地所有から解放された農民が再び寄生地主の下で小作農として編成せられた日本では、農民はなしくずしに都市に流出し、大量的な浮浪化が生じなかつたとい」（隅谷 1955：67）ことと対応している。これは吉田（1960）にもあてはまるであろう。

隅谷（1955）は農民層分解の不十分さゆえに、「無産浮浪の徒はこれを都市窮民層の中に沈殿せしめることによって、社会的に処理されるままに放任された」（同前：67）とした。つまり、都市窮民層の「無産浮浪の徒」は労働力陶冶されることもなく放任されたということであるが、北原はこの「都市窮民層」のなかに「変革過程で創出された政治的窮民」（北原 1995：254）が含まれていた点を重視し、労働力陶冶にとどまらない窮民授産問題を取り上げるのである。

この「都市窮民層」に含まれた政治的に危険な困窮士族について、隅谷は「治安上重大な問題とならぬ限り放任された」（隅谷 1955：67）という。しかし北原は農民層の分解が本格化しない段階でありながら

ら、都市窮民の中に「変革過程で創出された政治的窮民」(北原 1995 : 254) が含まれていたがために、この時期の窮民授産問題の歴史的特徴をもたらしたと指摘する。

北原は「市中貧民」に対する「救済」策として(北原 1995 : 289)、下総開墾に耐えられない者の受け入れ先として機能していた三田・高輪・麹町に設置された3教育所を挙げている(同前 : 298)。この3教育所は明治2(1869)年に設置され、東京府下の貧民を収容し「救済」する施設で授産も行われた。確かに、開墾に従事できない者は教育所に送られたわけであるが、ただし本研究が明らかにするように、下総に送られた者の中にも、実際には多くの老幼、すなわち開墾事業に従事できない者が含まれていた。つまり、下総開墾事業は下総の開墾を効率的に進めることよりも、東京府下の貧民移住政策という側面が強かったのではないかと考える。

また、北原は都市窮民に対する授産について「窮民をして機織業、紙業等の專業的賃労働者化を目指させるという新傾向」に至ったことで「窮民への授産方式に萌芽的であるにせよ、近代的合理主義が導入された点で注目すべきものがある」(同前 : 258-259)として授産方式の専業化や合理性について論じている。だが、こうした専業的賃労働者化や授産の内容への近代合理主義の導入については、「稼高」がどのようなものであったかなどについても検討する必要があろう。もしそれなりの「稼高」であれば、経費削減や経営難のために授産を止める理由とはなりえず、「稼高」をもたらしているにもかかわらず授産を停止するようなことがあれば、経費以外の理由を考察する糸口となりうる。

教育所について、北原は高輪教育所を「授産施設というよりはむしろ一種の懲治監たる存在」とし、「無宿・野非人・乞食の強制収容が計られていた」ことを指摘する(北原 1995 : 298-299)。しかしながら北原は実在した懲治監に収容された人々の内容や処遇については触れていない。

## 2 明治末期「被護人収容所」の思想的背景—鈴木陽子の研究による「危険な浮浪」像の系譜

隅谷・吉田・北原の研究が主に明治前期の貧民への授産政策を扱っているのに対し、鈴木陽子は明治末期に警視庁主導で建設が計画された被護人収容所(通称浮浪者収容所)の思想的背景を探っている。鈴木は「明治末期の警視庁「浮浪者」収容所建設計画の思想的背景(1)」(2000)マイノリティ問題研究報告と「歴史のなかの逸脱者—「危険な浮浪者像」の系譜—」(2001)東京大学社会科学研究所(矯正図書館蔵)で主に明治20年代以降の「危険な浮浪者」像の系譜を扱っている。

鈴木は明治末期の警視庁による被護人収容所計画をもとに、警視庁の浮浪者収容所計画がどのような思想によって支えられていたのかを探るために、明治33(1900)年頃からの警察関係者や監獄関係者、刑法学者による浮浪者授産論を取り上げている。鈴木(2001)では「定職なく、住所不定で徘徊するもの」という明治期に誕生した新しい逸脱者を例に取り上げ、その存在に対する政策関係者の認識のあり方やその深まりをたどつていて(鈴木 2001 : 1)る。なお、鈴木によれば「逸脱性とは、政策関係者たちが様々な知識を吸収し、議論を繰り返すなかで徐々に具現化していったものであり、その逸脱者の定義は多様で可変的なものであった」(鈴木 2001 : 1)とされる。

また、鈴木は先にも引用したように、「定職なく、住所不定で徘徊するもの」の逸脱性は「政策関係者たちが様々な知識を吸収し、議論を繰り返すなかで徐々に具現化していったものであり、その逸脱者の定義

は多義的で可変的なもの」（鈴木 2001：1）であるとしているが、明治前期の「浮浪・乞食」もある種の逸脱者と認識されていたからこそ、戸籍制度によって包摂する必要があったとも考えられよう。しかし、こうした「浮浪・乞食」に対する逸脱性について「政策関係者たちが様々な議論を繰り返す」ということがあったかどうかは疑問である。大正期の「浮浪・乞食」に対する調査において、「浮浪」「乞食」の定義を考察することはあったが、そこには議論が深められた形跡は認められない。調査対象を調査期間に野宿していた者に限定するものの、「浮浪」と定義づけられる者は大正 11（1922）年においても「我国に於ては、浮浪者（又は浮浪人）の意義が一定している訳ではない」のである（「浮浪に関する調査」より、社会福祉調査研究会 1995：93）。

「浮浪」をどう扱うかについて、鈴木は新派<sup>(1)</sup>経済学者が古くから取り締まりの対象であった「浮浪」に「浮浪者を危険な犯罪的性質をもった人物とみなして、長期にわたる隔離が必要であるという方法」と「浮浪者はむしろ劣悪的な経済的要因によって生じるとして、社会的な制度によって保護する方法」（鈴木 2000：13）を示しが、「浮浪・乞食」をめぐる提案はこの 2 つ以外にもあり、これらよりも積極的に行われた。それが戸籍整備の目的をも含んだ開墾事業や、出生地への送還などである。隅谷（1955）や吉田（1960）の研究に示されたように、明治前期においても怠惰で犯罪を繰り返す「浮浪・乞食」を強制労働によって更生を図ることや、社会的施設の設置によって職を与えることは実際に行われたが、これらは「怠惰な性格の改善」ではなく自活や定住を目的としていた。そのためこれら明治前期の「浮浪・乞食」は明治後期に盛んになった「危険な浮浪」者像と結びつかない。

この「浮浪」像の転換をもたらしたものは、明治 20 年代に本格化する監獄改良運動の影響が大きいと考える。この時期に鈴木が指摘するように、「定職がなく諸方を徘徊する者」を怠惰、犯罪と結びつけ、その矯正に労働を課すという議論が本格化された。そこから遡れば、この議論の「定職なく、住所不定で放浪している」こと自体が犯罪と規定されたのは明治 13（1880）年からである。しかし江戸時代の人足寄場や野非人制道<sup>(1)</sup>のように、「住所不定で放浪」していることはそれ以前より確かに逸脱行為・反社会的行為とされていた。しかし、「定職なく」が犯罪であったことはなく、脱籍無産の徒の取り締まりも野非人制道も、職がないことで処分されたのではない。

明治後期の「危険な浮浪」の議論においてわが国の伝統的な「浮浪・乞食」像とは異なる視点が提供されたことによって「怠惰で危険な浮浪」を労働力に陶冶するための被護人収容所設立が提案され、台湾で実現に至ったが（鈴木 2001：17）、日本国内においては先の東京府会の反対もあり実現しなかった。こうした「怠惰で危険な浮浪」に関する議論とその対策の提案は活発になされたが、政策が実現することは難しかったようである。

隅谷が述べたように労働力陶冶政策が明治 14～15 年で幕を閉じたのが本源的蓄積の体制が整っていないことを理由にするならば、明治末に警視庁によって計画された被護人収容所が挫折したことを説明できない。労働力需要だけが「浮浪・乞食」の労働力陶冶を実現する要因ではないということになる。

## 小括

従来の明治前期における「浮浪・乞食」への公的介入に関する研究は、主に賃労働形成史の観点から取

り組み、特に「浮浪」を居所と就業の安定しない下級労働者として把握し、それらの者をいかにして賃労働市場へ吸収していくかという視点が強かった。隅谷・吉田そして明治後期の被護人収容所を扱った鈴木もこうした「浮浪」＝下級労働者という視点に立っている。このため、「乞食」という必ずしも賃労働への志向を持たない貧民への考察が不十分であった。これを一部克服しているのが北原の研究であった。北原は明治前期の東京府下貧民を政治的に危険な存在と都市窮民という2面性に注目し、従来の賃労働形成史とは別の回路からの貧民へのアプローチを可能にした。

隅谷・吉田は、明治前期における「浮浪・乞食」に対する授産を認識しながらも、それは限定的なものであり、一般化されえなかつたと結論づける。こうした限定的・特殊的な「浮浪・乞食」への授産の発端を江戸時代からの連續、とくに人足寄場に求め、明治の新制度が社会に定着してゆくにつれ江戸時代のそれは失われていったものと見ている。

だがこれらの授産は、監獄や養育院、あるいは地方都市など様々な場で行われており、江戸時代の人足寄場の延長とは異なる解釈が必要であろう。まず、政治的な変革によって一時的に大量発生したと考えられる「浮浪・乞食」への対策として実行されたものと理解するならば、この施策はそもそも継続させるような性格のものではなかつたといえる。また、明治前期の重要な政策課題であった脱籍無産の徒対策として行われていたということも、「浮浪・乞食」対策が長期にわたって継続しなかつたことの理由となろう。北原はこれらのことを見えて、明治初期の窮民授産の持つ歴史的特質を明らかにした。

本研究では北原が明らかにした明治前期の歴史的特質を踏まえつつ、刑事政策と福祉政策という2つの行政領域に注目することによって、「浮浪・乞食」への公的介入がこの時期のわが国において模索されながらも、確立していくことがなかつた理由を探っていく。

## 注

- (1) 自由意志によって人は犯罪を犯すという古典派犯罪理論を批判し、犯罪人は何らかの要因によって犯罪を犯さざるを得なくなつたという前提に構築された理論（鈴木 2000：12）。

## 第2章 近代に至る過程の「浮浪・乞食」研究の諸前提

近代に至る過程の「浮浪・乞食」への公的介入の展開を扱う前に、明治前期の「浮浪・乞食」の前身として江戸時代の「浮浪・乞食」の認識および「浮浪・乞食」を含む明治前期の貧民一般の公的「救済」制度についてここで確認しておく。そのねらいは、近代以前より存在していた「浮浪・乞食」が、近代に至る過程においてその実態がどのようなものだったのかを検討することで、近代に至る過程の「浮浪・乞食」の実態に迫るためにある。

本章では明治前期の公的「救済」制度である恤救規則と行旅病人についても扱う。公的「救済」制度は戸籍という枠組みを導入することで「浮浪・乞食」が「救済」の対象になりにくくさせたとはいえ、「浮浪・乞食」を「救済」の対象から排除したわけではない。しかし、移動をすることや治安の攪乱、ねだりやたかりといったときに人に害を与えるかねない行為をする「浮浪・乞食」への公的介入は、貧民一般の公的「救済」制度では対応しきれなかった。

### 第1節 江戸期から明治前期までの「浮浪・乞食」への介入

#### 1 日雇層と「浮浪・乞食」

江戸時代の「乞食」とは物乞いをする者であるが、非人や乞胸と違い、物乞いの権利を有さない者のことを指す、いわば非公認の物乞いである。公認されている場合は、非人や乞胸など、別の名称で呼ばれた。

前近代においては物乞いによって生計を立てることを宗教的価値の証明とする場合も少なくなかった（山折 1987：124-130）。この場合施しをする行為もまた、宗教的価値を帯びた。そのような施しの宗教性は近代に入ると影響が弱まるが、貧民への施しにこうした中世における「浮浪・乞食」の伝統が全くなくなったわけではない。また、彼らは好んで貧しさの中にあるので、「救済」する必要はないという方便で、彼らの貧困の特殊性を宗教性と関係させて記述することもあった。

江戸時代にあっては農業に従事しない者は「遊民」として蔑視を受けることがあった。遊民の具体的な内容は論者によって異なるが、一般的には「民の業に勤めず国家の財を徒費するいわゆる穀つぶし」（守本 1985：43）である。江戸時代に限らず、当時の中心的産業に従事しない者を「遊民」すなわち穀つぶしとみなす見解が存在する。彼らは広く「乞食」と呼ばれ、また定住しないことを以て「浮浪」と呼ばれることがあった。

江戸時代の都市、とくに江戸において居所の安定しないまま雇用に従事していた者は「其日稼ぎの者」と呼ばれる日雇層であった。これら日雇については、人宿・日雇宿・桂庵などと呼ばれている職業紹介所を介して自由に雇用契約がなされた。幕府もこのような雇用契約の慣行を認め、人宿などの統制によって秩序づけてきた。法的な保証はなくとも、江戸には武家奉公人や人足らの巨大な労働市場が存在していた。大店に関しては依然封建的な奉公人という形で内部に雇用市場を持ち、長年勤め上げた者は年功序列に従って昇進していく。しかしその一方で日雇による臨時雇用市場も形成され、拡大していった。明治に入つてもその形態は持続しただけでなく都市化の進展により雑業層は拡大のスピードを上げたといえる（齊藤 1987：71-73）。

また、日雇人足の雇用は雑業だけでなく武家奉公人としても臨時に雇用されていた。武家奉公人であつ

ても、その労働に幅広い熟練が要求されず、人材を内部的に養成する必要がない場合日雇層が雇用された。

ここに、封建制度に脅威を与えかねない賃金労働者の創出を、封建制度の保持者たるべき武士層が奉公人として需要していたという皮肉な関係が見られる。江戸に大量に存在する日雇の雇用先は、むろん商売をはじめとして様々なものがあったが、武士の奉公人が日雇雇用の大口であったことは否めない。また、これらを扱う人宿は労働力をさまざまな身分の中に送りこんでいたので、身分的な差異を越え、身分の外側に位置して職種を渡り歩く存在を可能にする基礎が構築されていた（中嶋 2003：20-21）。こうして、日雇層の増大は封建制度の経済的基盤だけでなく、身分制度すらも存続を危険にさらしていた<sup>(2)</sup>。これに対応するため幕府はこれらを人宿や法制を介して規制し、都市にとどまって農村に帰ろうとしない者への帰農策を推進した。しかし、すでに述べたように武士層の生活もこうした日雇層に依存していたため、幕府の帰農策は妥協的にならざるを得なかった（南 1978）。

日雇人足の増大によって江戸幕府の支配体制の基盤が侵食されていったが、本来移動人口を含め江戸時代の被治者は人別帳によって統制されていた。これについて、南和男（1978）は江戸の都市下層民の実態解明をめざして、人別帳を用いて彼らの出生地・職業・移動状態をはじめとするさまざまの事柄を明らかにしている（南 1978：10）。南によれば江戸に流入する者は郷里に帰ることを前提とする出稼人と、江戸に永住することを目的とする者に大別できるという。他所出生者のなかにも長期にわたって江戸に滞在する者が存在したので、他所出生者を単純に出稼人と規定することには修正が必要であるとしている（同前：113）。1年前後で転出する他所出生者であっても人別帳に記載されたこともあり（同前：101-102）、江戸はこうした流入民も日雇として雇用を受け入れ、また町方の「救済」事業についても排除しなかった。それは封建的共同体的「救済」とは異なる江戸独自の共同体的「救済」を示していたと考えることができる。

しかしこうした共同体的「救済」にも限界はあり、不安定な雇用を前提とする日雇層は失業による生活困窮の危険があった。そのため、日雇の下層にあたる者は「浮浪・乞食」と一部重複する<sup>(3)</sup>。次に見るのはその「浮浪・乞食」の統制である。身分制度が日雇層の増大によって脅威を受けていたとはいえ、基本的な制度はなお変化せず、人別帳を始めとする制度区分で賤民と良民との間には厳然たる区別が存在していたが、困窮した日雇層と「浮浪・乞食」は一部重複する。では、この場合の「困窮した日雇層」と「浮浪・乞食」を身分の上ではどのように区別し、そして「浮浪・乞食」の統制を賤民はどのように行っていたのであろうか。

## 2 「野非人」と呼ばれた「浮浪・乞食」

賤民の存在形態にはかなりの地域差があるが、多かれ少なかれ治安や民生上の役負担を負い、行刑や警察、清掃、不浄物処理などの業務を行っていた。都市においてはこれに野非人狩りが加わり、江戸では浅草と品川の溜（あわせて両溜）の管理運営があった。溜とは怪我や病気の囚人や行き倒れ病人を収容した施設のことという。両溜の管理運営は実際には非人が行うが、最終的な責任は弾左衛門が負う。非人の統率を縄張りごとに区分された非人頭が行い、非人頭の統制を穢多頭の弾左衛門が行っていた。

非人には日勧進<sup>(4)</sup>の特権を有していたが、これは江戸において縄張り内の表店から1日1文ずつ受け取ることである。このほか下水浚い、犬の死骸の片付け、行き倒れの介抱などをした場合や慶弔時には別途

錢を受け取った。この日勧進の見返りに悪ねだり<sup>(5)</sup>を取り締まった（小林ほか 1985：263-264）。日勧進によって得た収入で、非人頭は手下の非人を養つたのである。

非人には生まれながらに非人であった者と、生活困窮や刑罰によって非人身分に落とされる後天的に非人になる者がいた。町内で徘徊している者、すなわち野非人状態にある者を狩り込み、国元に帰る者は返し手下になる者は非人手下とした。これを「野非人制道」という。「野非人」とは、非人頭の支配下に入っていないが非人状態にある者、すなわち市中を徘徊したり物貰いをしたりする者ことで、つまり都市窮民のことである。「野非人」という語は享保期ころからよく使われるようになった。

非人頭はこうした野非人を狩り込み、非人小屋に収容して身の振り方を処す。自活出来ない者や身寄りのない者は非人頭の支配下で非人手下として保護を受けることになる。すると、自活できる者は非人身分を嫌って逃げ出す（これを欠落という）ことも多いので、結果的に非人手下は非人頭の保護なしでは生きていけない者ばかりになる。その結果、非人に課せられた役負担を担う人材が不足することになる。明和8（1771）年10月29日、町奉行から老中松平右近将監へ提出された書付（『明和撰要類集』28上）には「最近の牢屋敷人足は、非人人足が減少している」とある。その理由は、野非人は狩り込んでいるものの年老いた者や病人ばかりで、人足に差し出せるような者は少なく、丈夫な者は、非人の手下など不恰好と考え、直ちに小屋を欠落して、自然と非人手下が減少しているとのことであった（中尾、1992：303）。

このように非人は都市に雇用を求めて流入したもの、生活が安定せず野非人状態になった日雇層を野非人制道によって狩り込み、非人手下に加えた上で生活の保障をするという、一種のセーフティネットの役割も果たしていた。非人手下となった者は非人の役目を担い公的な業務に携わるが、労働可能な者は非人身分を嫌って欠落してしまうので、結果非人手下として残る者は自力で生活できない者、すなわち役負担の業務をこなせない労働能力のない者ばかりとなってしまった。

さらに、流入人口は野非人制道では対応し切れなくなるほど増加する傾向にあった。野非人を非人手下にしていては際限なく非人の人口が増えることになり、それだけ多くの人口を非人が支配することは賤民の権力拡大にもつながる。こうした状況の中、幕府の為政者は無宿対策に力を入れるようになった。

まず、8代將軍吉宗は無宿の発生源の一つである追放刑を制限した。そして無宿のために非人溜とは別の溜を設置しようという案も考えた。そこで無宿にわらじなどを作らせ、もしくは人足として使役するというものであった。しかし、この新規の溜設置は実現されることはなかった。吉宗の無宿対策は内容としてはほとんど無いといつてもいいようなものであったが、新規の溜の設置と言う案は、非人手下への編入という従来の施策とは別の新たな無宿対策として後の人足寄場構想の端緒として重要な意味をもつことになる。以後、無宿を特定の施設に収容して作業をさせ、その労働力を利用するとともに自活できるように訓練を施すという考えは何度か繰り返され、最終的には人足寄場として実現することになる。

田沼時代には無宿を佐渡の鉱山で使役させるために人足として送る案が建議される。実行したところ一般の鉱山人足の賃金が低下し、鉱山人足のなり手が少なくなったためにこれを補うものとして無宿人足が継続的に送られるようになる。しかしこの人足を鉱山に送るということは、送る側の江戸からしてみれば単に無宿を江戸周辺から追い出すためのものであり、また鉱山の労役は事故が多いため生きて江戸に帰る者は少ない。そのため、佐渡送りは一種の刑罰となっていた。

無宿を単に追い出すのではなく、授産教育をして自活できるよう更生させようと具体的な施策が実行されるようになる。それが無宿養育所で、安永 8 (1779) 年に南町奉行牧野大隈守成賢が設立したとされる。佐渡送りと並行して実施されていることから、刑罰史研究家の平松義郎 (1988) は鉱山労役に耐えられる無宿は佐渡に送り、耐えられそうもない無宿は養育所で授産させていたのだろうとしている(平松 1988)。なお、この無宿養育所は幕府が正式に立法・公布した施策ではないので、その実情は判明しないところが多く、町奉行の人員移動に伴い天明 6 (1786) 年に廃止した。

### 3 人足寄場

上記のように無宿対策は考案され、佐渡送りや無宿養育所の設立などいくつか実行に移された施策もあるが、根本的な無宿問題の解決とはならなかった。寛政の改革では七分積金の開始、そして人足寄場の設置が行われた。人足寄場設置の寛政 2 (1790) 年と同じ年に幕府は旧里帰農奨励令を発し、江戸滞在者のうち 3 年以内に帰郷を願い出る者には手当金を支給するとした。翌年にも同じ触を出したが、同 4 (1792) 年までに帰郷を南町奉行所に願い出た者は 4 人しかいなかつたという。重ねて触を出したにもかかわらず、僅かな人数しか願い出た者がいなかつたことから、この施策が失敗したことは明らかである。失敗した原因は、農村人口の確保という目的がありながらも、武家奉公人として従業する日雇層が不足すると奉公人の給金が高騰する恐れがあったため、帰郷を徹底化することができなかつたという矛盾した状況にあつたからである。

従来の幕府閣僚は農民人口の減少は農業を嫌う惰民が増えたせいで民衆の道徳観の変化に求めていたが、この時期になると田畠が質流れてしまつたために都市に出ざるをえなくなつたと社会的理由に基づいて流入してきた者の存在に認識を示すようになった (平松 1988)。すでに新規の無宿用の溜の設置案、無宿養育所の設置という新たな無宿対策が幾度か試みられており、寛政元 (1789) 年に松平定信は『宇下人言』によれば有志の人々に無宿の収容施設について意見を求めるに、長谷川平蔵が「こころみん（やつてみましょう）」と言つたとされる。当初の人足寄場は法整備が進んでおらず、責任者の長谷川平蔵の専決で処分できる権限が広く与えられていた。

人足寄場が作られた理由は無宿対策であり、人足寄場は無宿を収容し、授産をさせる施設である。その性格は犯罪を起こしそうな者を収容して社会の秩序安全を維持するという保安処分なのか、それとも日々の生活に困窮している無宿に衣食住を与え、職業訓練を施す福祉施設なのか。これは言い換えると人足寄場は江戸下層民を「処罰」するために作られたのか、それとも「救済」するために作られたのかという問題となる。もちろん、目的はその両方であることは間違いない。無宿は打ちこわしや放火などの反社会的行為を行う無頼の衆であり、その存在自体すら違法なものであった。

対象となつたのは全く悪事のない無宿か、敲入墨の刑執行の終わった無宿である。妻子を持った無宿一家も収容し、女性・視覚障害者・幼年者も入れたが非人は除外していた。

無宿に労働を強制する制度は佐渡の鉱山人足として送る制度があつたが、人足寄場では過酷な労働で懲らしめるよりも、むしろ手に職を覚えさせることが目的である点が異なつてゐる。それでも無宿は社会的なアウトローであることは変わりなく、逃亡者には死罪という仕置きが用意されていた。

明律の徒刑を手本にした部分も見受けられるが、人足寄場と徒刑は背景をなす思想が違っている。徒刑は「徒ハ奴ナリ。蓋シ之ヲ奴辱スルナリ」(『唐律疏議』)とあり、受刑者に苦痛を与え、侮辱することが目的である。これに対し人足寄場は人足の更正と社会復帰を目的としているため、両者は別の制度である。

寄場での原則は「自分稼」である。食事・衣類・鼻紙まで生活費は「自分稼」であり、妻子も自分で養わなければならない。無宿の更生と授産の施設として構想されていたからであるが、幕府の財政的負担を少しでも軽減するための要請でもあった。寄場構内で行う手業は、経済的に有利なものでなければならず、また従来の民間請負業者の利権を著しく害さない配慮もしなければならなかつた。技能を持たない人足のために、最初から用意されていた手業は藁細工であったが、材料費がかかる割には製品が安く、人足の生活費を充当するにいたらなかつた。藁細工に代わって寄場の重要な手業となつたのは古紙を漉き直す作業である。

人足寄場がそれ以前の無宿対策、安永の無宿養育所や水替人足と性質を異にしていた最大の要因は、人足寄場では心学講義を行っていたという点である(人足寄場顕彰会 1974: 197-232)。すなわち道徳的にも無宿を教育しようとしたのである。

石門心学は京都の石田梅岩を祖とする町人、特に商人道徳のこと、その内容は商人が商売をする上で、または町人が生活をしていく上で守るべきことは何かを説くものであり、儉約と勤勉を中心的な道徳とする。商売をするにも暴利を貪るのではなく、ほどほどの利益で満足し商いの基本は正直である、というものであった。

寄場での人足教化の必要性を説いたのは長谷川平蔵である。しかし、平蔵が提案した教誨師は仏教の説教坊主であつて心学者ではない。これを心学者に代えたのは松平定信である。

人足寄場の職員は従来の溜のように非人が管理するのではなく寄場奉行・寄場元締役・寄場下役が寄場専属職員として配置され町奉行所から派遣された寄場見廻役与力と寄場掛同心は交代で寄場に詰めていた。松平定信が政権の座から追われた後の寛政7(1795)年に人足寄場は町奉行の管轄下に入ることになり、以後恒久的な制度として定着した。平蔵が寄場を取り扱う職から解かれるのはそれより前の寛政4(1792)年のことで、寄場設立に尽力した割には定信に嫌われていたのであまり恩恵に浴することはできなかつたと言われている。

なお、無宿更正の政策としては石川島以外にも常陸上郷村人足寄場があつた。無宿を百姓としてこの地に定着させることを目的としたものである(人足寄場顕彰会 1974: 253)。これに平蔵は無宿が行う作業として農業は全く自信がないと言っていたため、関わっていない。定信の無宿荒地移植と農村の復興が結びついた政策である。平蔵に寄場設立の命が下った寛政2(1792)年2月、評定所一座は常陸国筑波上郷村に人足寄場を開設した。初めは33人の無宿から始まり、最盛期には100人を超える無宿が小屋場と呼ばれる収容施設で寝泊りしていた。初年度で開墾した荒地は16町3反6畝に及び、人足はすでに7名が百姓として定住するなど成果を上げたが、定信が政権から追われた後も現地の代官と篤志家の尽力により小屋場の運営は続けられた。文化13(1816)年評定所の裁定によりこの上郷村人足寄場に無宿が送られなくなり、収容された人足が独立した後は自然消滅した。上郷村人足寄場は都市の過剰人口を農村に定着させた成功例であるが、その後継続することなく消滅してしまつた。成功した要因は、地元の有力者の熱意と独

立した運営、扱う人足が比較的少数でありそれにきめ細かな対応が可能であったためであろう。地元にはこれを伝える碑文も残されている（重松 1973b）。

松平定信の思想的背景を考えれば、人足寄場の構想は石川島のものよりも上郷村の方がよく実現されていたと思われる。都市の過剰人口を農村へ送り返し、百姓として定着させるということは封建制度の維持の面からも適合している。

人足寄場の制度は他の藩でも模倣され、全国に普及していった。

石川島人足寄場をはじめその他の無宿収容施設には、無罪の無宿を収容することが初期の基本であった。しかし無宿取り締まりの強化に伴い、追放刑の宣告を受けた者も収容し、石川島人足寄場は実質上自由刑施設となり、無宿の授産訓練所という側面は縮小してしまった。すると寄場は過剰収容に悩み、作業も油絞りという重労働が科せられるようになり、自由刑施設はおろか肉体的に苦しめる身体刑の実行まで行われるようになってしまった。

人足寄場は無宿対策としては、非人による野非人制道に代わる新たな制度として出発したもの、次第に無宿を訓練するためというよりは懲罰施設のようになってしまった。天保 14 (1843) 年には非人寄場という非人を収容して作業をさせる施設が開設されるが、本来物貰いによって渡世するとされ、非人頭による自治支配が基本であった非人に授産を強制させるという身分制度上の矛盾が生じたため、結局この非人寄場も間もなく閉鎖されている。

人足寄場は江戸で増え続ける無宿対策として発足したが、この人足寄場は「浮浪・乞食」対策としてはどのような意味があったのであろうか。無宿とは人別帳に名前が記載されていない者のことであり、長屋に住んで妻子がいたとしても人別帳に名前が記載されるという処分（人別改）をしない限りは無宿である。無宿とは人別帳の支配に適合しているかどうかが問題となるため、必ずしも「宿無し」というわけではなく、「浮浪・乞食」のようにその生活実態を反映したものではない。そのため、「浮浪・乞食」とほぼ同じ意味をもつであろう「野非人」ではなく「無宿」対策を強化するに至ったのは、幕府の統治の要である人別帳による支配を徹底させるためのものであり、従って都市の過剰人口を人別帳に再び回収することが目的であったのである。人足寄場は次第に懲罰施設と化してしまい、都市過剰人口を懲らしめることで防止しようとした。また、当初の人足寄場は授産施設でもあったためある程度の労働能力を有する者のみが人足寄場収容の対象となっていた。労働能力のない無宿はおそらく生活が安定せず、野非人状態となって非人手下とされていたのであろう。

#### 4 明治期の野非人制道

非人による野非人制道は、江戸市中の野非人を処分する刑事政策的な介入であるとともに、自力で生活できない者を非人手下として扶助する「救済」策でもあったことは既に確認した。明治初期においても、この野非人制道は何度か行われており、日勧進の特権も明治維新後全く行われなかつたわけではない。明治 4 (1871) 年 8 月 28 日「穢多非人等之称被廢候条、自今身分職業平民同様タルベキ事」といわゆる「穢多・非人解放令」が達せられる。これにより旧賤民の戸籍は平民と同様になり、諸特権も廃止されていくが「解放令」直後には穢多・非人の役負担は他施策が代替するまではまだある程度残っていたと思われる。

明治維新直後は賤民による民政管理は拡大する傾向にあった。従来賤民が受け持つ縄張りは町方に限られていたものが、武家屋敷のある武家地にまで拡大されたのに加え、囚人病院的な性格もあった溜の管理をしていた関係から「海陸軍付病院御用」も仰せつけられている（中尾 1992 : 83）。非人は江戸市中の下級警察の役目も担っていたため、維新の混乱により治安が悪化した東京では非人の役割が重要になったと考えられるのである。

明治 2 (1869) 年 8 月 18 日彈左衛門による東京市中の賤民の数は 4374 名で、そのうちの大半は「物貰」や「乞食」をしている（『順立帳』明治 2 年 32、部落解放研究所 1968 : 70-71）。非人が有した日勧進の特権は明治 3 (1870) 年 8 月に統制される（東京都 1961 : 477-484）。これ以後は裏店からも徵収するようになつたが、その代わりに路傍で錢などを一切渡してはならないとした。この時示された金額は表店で 1 日 8 文、裏借家は 1 軒 2 文とされた。

しかし物乞いの特権は明治 5 年 10 月 26 日には東京府知事大久保一翁の名で「従来乞食等へ米錢を与ふるは、畢竟姑息の情より出候事にて、其實は一時飢餓を免れしむるのみ、却て其者を放逸に至らしむるに付、米錢を与へ候儀は一切不相成…米錢等差遣し候者有之候ばば、見当り次第遷卒にて差押、施し候當人へ 2 錢づつ科料可申付候条、此旨兼て可相心得事」（東京都 1963a : 600）と出されたことにより、完全に禁止された。

養育院が明治 6 (1873) 年 3 月に設立されたので東京府下の「乞食」はここに入れるため差し出すように通達が出され（「會議所同」庶務課 明治 5 年～6 年、部落解放研究所 1986 : 371）、江戸において非人が行っていた日勧進という「浮浪・乞食」への「救済」は養育院へとその機能が移ったと見ることが出来る。また、野非人制道に似たことも養育院の附隨施設の日雇会社が何度も行っている。明治 6 (1873) 年 4 月 27 日・28 日・29 日の 3 日間日雇会社人足が 7 人 6 組（計 42 人）に分かれ「乞食」狩りを行い、江戸時代と同じように府下入籍の者はその地に引渡し、無籍他管下の者は戸籍掛へ送っている（東京都 1963b : 276）。これだけでは不十分だったようで、同年 6 月 15 日、再び「乞食」を取り締まるよう命令されている（東京都 1963b : 1070）。明治 7 年 5 月 20 日、警視庁から無籍・他管下で無罪の者でかつ身寄りのない者については各大区出張所より戸籍掛に引き渡し、物貰いをしている者は戸籍の有無にかかわらず扱い所に引き渡すよう巡査が取り締まるということで、各大区区長と警視庁でやり取りがなされている（「区戸長同」庶務課 明治 7 年、部落解放研究所 1986 : 488-489）。こうした達は同年 7 月 14 日にもなされており（「御布告留簿」明治 7 年、部落解放研究所 1986 : 513）、従来の慣習であった施しを禁じることが困難であったことを物語っている。

江戸時代では非人が行っていた「浮浪・乞食」への公的介入の主体は明治維新直後は非人が担い、「解放令」後は日雇会社も野非人制道らしきことを行った。その後警察機構が「浮浪・乞食」狩りを行うようになった、というように公的介入の主体が賤民→救済機関→刑事政策と変遷している。ここに封建的な身分制度に基づいた介入から近代的な行政機構へと、取り締まりの主体が変遷していると同時に、「浮浪・乞食」の解釈も「野非人」から脱籍無産の徒へと変化していることが指摘できる。

ここで、野非人制道という江戸時代の対策と脱籍無産の徒取り締まりという戸籍整備（臣民の設定）が都市の「浮浪・乞食」対策として連続していることに注目したい。野非人制道も戸籍整備も帰属を明確に

する機能は持っていた。しかし脱籍無産の徒取り締まりでは取り締まった「浮浪・乞食」を「臣民」にするが、野非人制道では彼らを「賤民」にし、同一の集団に属さない者として一般社会から分断する。野非人制道によって賤民の身分に落とされた者は良民としての身分を失い、賤民である非人頭の支配下に入る。江戸における「救済」は必ずしも身分によって「救済」対象を厳格に選別していなかったが、全ての人民を「臣民」という同一の集団に統合する脱籍無産の徒取り締まりと「賤民」という一般とは別の集団に帰属させる野非人制道は同じように「浮浪・乞食」を取り締まっていてもその目標とするところが異なっている。「臣民」という同一集団に帰属させて非人頭を介さず直接支配下に置くことで、より統制の度合いは強まるので、「浮浪・乞食」に対する支配をより確実なものにしようとしたと考えられるのである。

## 5 貧民の一般的「救済」と戸籍制度—恤救規則と行旅病人死亡人法—

江戸時代よりすでに都市下層社会の形成が見られ、「浮浪・乞食」など地縁や血縁を持たずに貧困に陥る可能性を持つ者が少なからずいたことを確認した。明治維新の動乱で、こうした生活が安定しない日雇の下層にあたる者や都市の下層民衆は、生活が困難に陥ったであろうと推測できる。

こうした生活に困窮した東京（江戸）の貧民への施策は第4章で詳しく見るが、ここでは新政府が貧民に対してどのような公的「救済」を提示したのかを見ると同時に、江戸時代の「浮浪・乞食」への施策とどのような相違があったのかを検討する。

明治7（1874）年12月8日、太政官指令、恤救規則が達せられた。この内容は「人民相互ノ情誼」を優先させ、対象は鰥寡孤独老幼廢疾の無告の民に限定されている。小川政亮（1959）は恤救規則は、従来の取扱い例を集成確認したもので、封建的救貧法規の継承であるとしながらも、注目すべきはその内容ではなく、地方官に対してそれまで認められていなかった救貧専行件を一定限度内で付与した行政手法であるとしている。恤救規則によって国家としての救貧基準と行政手法がはじめて統一された。同時に労働力人口は官費による「救済」の対象になり得ないことを宣言したともいえる。また、小川は明治新政権当初の貧民「救済」方針は、指令や布達によって行われており、恤救規則はいわば行政的手法の統一に過ぎないということも指摘している（小川 1959：287-295）。

恤救規則の実施状況を見ると、明治16（1883）年7月から17年6月の間で施与された人数は全国で6402人に対し東京はわずか28人に過ぎない<sup>⑥</sup>。この数字から、雇用を求めて都市に流入したものの、生活の安定を得られない都市貧民はこの恤救規則の対象になりにくいことが示されている。「浮浪・乞食」は移動や生業の不安定さから、しばしば世帯の形成が困難であるため地縁・血縁を有していない者は一般の民衆より多い。

恤救制度に先立つ明治4（1871）年4月に戸籍法が制定されたが、これに伴って設けられた戸主は一家の長（家長）であると同時に、行政区画の長である戸長と結びついて、行政組織の最末端としての役割を果たすことが期待された。この戸籍法の制定は、中央集権国家樹立の前提として全国にわたる戸籍簿を編成し、中央政府による国民の一元的把握を可能にするところに狙いがあった。

この戸籍法の1つの当面の重要な目的は脱籍無産の徒を取り締まり、維新変革後の治安維持に資する点にあったが、戸主の役割は、そのための戸籍調査につき戸長に協力するという当初の範囲にとどまらず、

やがて軍事・徵税・教育・衛生など新政府の施政の全般にあたって協力が期待されるに至ったのである。戸主は家長でありながら、同時に国家行政組織の再末端としての機能を家族に対して担当した。一家の長である家長は、単に家族の中心であるだけでなく同時に戸主として国家の権力の担い手であることを意味した。したがって「戸籍に基づいた家族」を強固なものとして構築すると、戸籍を通じた国民統制もより強固なものとなる。

「人民相互ノ情誼」によって「救済」を行うということは、一見すると官の介入を不可とする根拠となり、延いては公的責任の放棄となりそうである。しかし、「戸籍に基づいた家族」の頂点である戸長が、家族の長であるだけでなく行政組織の末端構成員であるならば、「戸籍に基づいた家族」による「救済」も行政による「救済」という性格を帯びる。明治政府は戸籍による人民支配を貫徹するために、「人民相互ノ情誼」すなわち家族によらない「救済」は戸主からの離脱、ひいては戸籍制度からの離脱を引き起こすかもしれない、できるだけこれを制限したのではないだろうか。

このように、わが国の公的「救済」は戸籍制度を前提として構築されていく。では地縁や血縁をあてにできない行旅病人の「救済」はどのようにして行われていたのであろうか。一般的な貧民「救済」ではなく行旅病人という特殊な貧民の「救済」においては「浮浪・乞食」がその「救済」対象として登場する可能性があった。一般的な貧民「救済」はその貧民の属す本籍の地方政府が認定と費用負担を行う。しかし、本籍地が定かではない行旅病人の場合も「救済」の対象になりうる。移動する「浮浪・乞食」は行旅病人として「救済」されることがある。これは鰥寡孤独老幼廢疾の「廢疾」部分に相当するため「救済」の対象になっていることもあり、その意味では恤救規則による「救済」の原則からは外れていないといえる。しかし、恤救規則は被救恤が帰属する本籍地の地方と家族にその「救済」の責任を第一に負わせたが、行旅病人を「救済」する場合はその行旅病人が帰属する本籍地を明確に定めない。

行旅途上において発生した病人・死者の扱いに関する規定はすでに律令時代より存在していたが、明治の開国によって外国人の行旅病者を想定した制度が立案された。明治政府による行旅病人・死者の対策は、明治4（1871）年6月17日に発せられた太政官布告第290号で「行旅病人取扱規則」を定めた。内容は次のとおりである。「旅人並旅稼ノ者若病氣等ニテ進退難相成候ハヽ所役人申談其所ニ止宿セシメ医療手当差加鑑札見改其筋へ相成届且其者在所等ヘノ文通其他相当ノ用弁ハ取計可遺勿論路用ノ有無ヲ以テ不実ノ扱方致間敷事」<sup>(7)</sup>と治療費の請求先や、死亡したときの埋葬の仕方などが定められた。なお全部で5条あり、最後の条文では「脱籍ノ者ハ快氣次第當4月被仰出候規則ノ通リ府藩県送リヲ以テ其本貫へ可引渡筈ニ付其筋へ申立都テ差図ヲ受可取計事」と、脱籍者は復籍規定によって処理するよう求めた。

東京において養育院が行旅病人を養育院に収容するようになった嚆矢は明治6（1873）年3月「府下行倒病人言舌不分名住所難相知ものは…其区戸長印紙の書取を以、今般御取設相成候上野山内護国院へ差送り、同所に於て御手当有之候儀仕度」（東京都 1963b：272-273）とされたのが始めてである。その経費は発見した町内で相当額を負担し、かつそのいくらかを会議所において補足する（東京府 1933：87）。明治14（1881）年に養育院は労働能力のある者の収容を止めたが、この行旅病人に関わる者であれば収容が可能だった。以下に東京養育院が収容した行旅病人を含む窮民を以下の表1に示した。

表1 東京養育院における行旅病人を含む窮民

	窮民	行旅病人	児童	救護生(感化生)	計
明治 15 年	168				168
16 年	42	140			182
17 年	21	163			184
18 年	45	115	29		189
19 年	57	324	103		484
20 年	71	145	40		257
21 年	61	151	44		256
22 年	105	219	72		396
23 年	255	330	222		870
24 年	182	404	187		764
25 年	117	392	218		727
26 年	104	293	150		547
27 年	89	305	160		554
28 年	139	354	104		597
29 年	121	271	93		485
30 年	153	272	78		503
31 年	156	340	131		627
32 年	167	342	92	81	601
33 年	144	429	70	7	724
34 年	138	601	118	25	882
35 年	145	838	135	5	1123
36 年	195	1245	225	16	1681
37 年	137	1194	385	7	1623
38 年	106	1061	262	83	1512
39 年	113	1352	264	15	1744
40 年	162	1454	338	44	1998
41 年	172	1670	411	100	2353
42 年	133	1483	314	68	1998
43 年	126	1422	244	97	1889
44 年	151	1488	262	104	2005

(東京都養育院 1953 : 附録 22-23) より作成

明治 15 (1882) 年と 16 年で窮民の数が激減しているのは、従来窮民扱いした者を 16 年以降は行旅病人

として扱うようになったからであろう。

行旅病人の取り扱いについて法律に定められたのは明治 32（1899）年 3 月 28 日、行旅病人及行旅死亡人取扱法からである。表 1 を見ても、その頃から行旅病人の数が増加の傾向を見せていている。小川（1960）によると、この法が制定された理由は①都市への人口流動現象が漸く活発し、行旅病人・行旅死亡人等の増加を見るに至ったこと。②公簿上の本籍地と現実の生活関係との矛盾が一般化し、本籍地市町村に費用負担を求むべき地縁的親近性が希薄となったこと、③公費負担増大をすこしでも緩和するため、明治 31（1898）年の民法によって扶養義務者規定が確立したこととあいまって、公費負担に先立つて扶養義務者に償還を求めようしたこと、以上に加えて④条約改正に伴う外人の内地雜居に備えて法規の近代化をはかる必要があったこと、としている（小川 1960：123）。

昭和初期に「浮浪・乞食」が病氣で路上に倒れれば養育院に収容される事例もあり（草間 1937：97-98）、「浮浪・乞食」は行旅病人として「救済」される可能性は排除されていない。ではその「救済」の実態はどうだったのかというと、大正 15（1926）年刊東京府内務部社会課による「行旅病人及行旅死亡人ニ関スル調査」によれば、東京府に戸籍を有し「本籍地ト浮浪前ノ住居所ト同所ナルモノ」は 177 人中 54 名、残りの 123 名は同じではなかった。また、「扶養義務者ノ住居所ト浮浪前住所ト同所ナルモノ」は 3 名で、同じではない者は 37 名である。調査は「東京府に本籍を有し本籍地と浮浪前の住所と同一なるもの又は扶養義務者の住所と浮浪前の住所と同一なるもの等は大体窮民と推定し得べきものにはあらざるか」（「行旅病人及行旅死亡人ニ関スル調査」、社会福祉調査研究会 1995：127）と述べている。

行旅病人の「救済」にかかる費用は基本的に被救済者本人または扶養義務者が負担し、公費で負担する場合は非常に限られていた。しかし、貧困なる「浮浪・乞食」を「救済」から排除することはないので、本来「浮浪・乞食」を「救済」するために用意されたものではないが、「浮浪・乞食」を行旅病人として「救済」する運用が可能であったということである。

明治期の公的「救済」はやはり地縁・血縁を前提とした「人民相互ノ情誼」を基本としていた。移動をする「浮浪・乞食」に対する公的「救済」は行旅病人として救われるという余地を残すが、「浮浪・乞食」を貧民として「救済」する公的な救貧事業としてではない。

## 第 2 節 明治中期以降の「浮浪・乞食」への公的介入の試み

### 1 「浮浪・乞食」と戸籍制度

明治前期の政策課題として重要なものに脱籍無産の徒取り締まりがあったことは用語の説明のところでも触れたが、ここで改めて戸籍制度と「浮浪・乞食」への公的介入のあり方について考察する。脱籍無産の徒対策が、あらゆる政策の主体が取り組まなければならなかつたほど政治的な優先度が高かつたのは、彼らが新しくできた明治政府を転覆させる危険性を有していたからに他ならない。そのため脱籍無産の徒が「浮浪・乞食」の群れの中に混じるかもしれないという配慮から脱籍無産の徒取り締まりにおいて「浮浪・乞食」もその一部として取り扱われていた。これは「浮浪・乞食」が「処罰」の対象になりえたことを説明するものであるが、加えて、「浮浪・乞食」を「救済」する場合にも戸籍制度が深く関わっている。

恤救規則の救貧の理念が「人民相互ノ情誼」にあったように、生活困窮者への公的責任は血縁関係や地

縁関係に優先するものではなく、一義的には「家族」に救貧の義務があった。戸籍制度にはその救貧義務を担う「家族」の設定の役割も果たしたのである。行旅病人に対する「救済」制度も存在したが、それもあくまで家族による「救済」の補助的なものでしかない。「救済」理念の基礎をなす「家族」とそれを設定した戸籍はわが国の人民統治にどのような役割を果たしたのであろうか。

西澤晃彦（2005）が指摘するように、戸籍を介した国民化は戸籍が提示する国民モデルに帰順しない人々を非国民的存在として排除する。戸籍は教育や徴兵制度を準備しつつ国民を「文明」へと導いていく一方で、世帯を構成せず、定住的でなく組織にも属さないといった戸籍の管理に馴染まない者、すなわち「浮浪・乞食」を排除するのである（西澤 2005：44-46）。戸籍を通じた国民化は、戸籍制度に馴染まない「浮浪・乞食」を下位の国民と位置付け、「救済」から排除する政治的根拠を確立するのである。

国民モデルの構築や扶養義務者の設定に資する戸籍であるが、ここには問題点が 2 つ指摘できる。まず、一度戸籍を設定してもその後無断で移動する人民が発生することは避けられないということである。生業のない「浮浪・乞食」に授産をさせて戸籍地での生計を安定させても、再び移動することを禁止することはできない。為政者にとっては移動する者は支配しにくいため、移動の度に把握が必要になる。戸籍と現実との対応は届出によって達成されるが、自主的な届出の推奨のために少なからず労力が割かれた。戸籍地から移動する者を把握するために寄留届などの制度を設けたが、それも人民からの届出がなければ意味をなさない。本籍地が戸籍の所在地となるのは明治 31（1898）であり、この頃から本籍地が現住所地と一致しなくなり、戸籍が現実の生活を必ずしも反映しなくなるようになるが、それ以前からすでに人民を強制的に戸籍地に所属させる手段は講じられていた。

それが警察による戸口査察<sup>(8)</sup>である。戸口査察の制度を実施したのは、明治 7（1874）年 2 月 22 日と記録されている。これが設けられた理由は寄留民を視察するためであったが、後に対象は寄留民に限られなくなる。調査の方法は巡査が一家の族籍・職業・年齢等を戸口簿に登載して、毎月 25 日戸口月表を作り翌月 5 日に本庁に報告していた。これは犯罪の捜査、風俗取り締まり等の事務に非常に効果を挙げ、明治 9（1876）年 10 月には従来の戸口査察手続をさらに改正し、査察の対象も本籍・寄留・華士族・平民・男女を区別して登載するようになった。

その後、明治 13（1880）年 2 月に戸口簿を甲乙の 2 つに分け、甲は有産者で正業を営んでいる者、乙は財産がなくその上平素の行為があまりよくない者とした。甲乙に分けた理由は、警察上注意を要する者に対しては視察を厳重にするためで調査回数も甲は月 1 回の実施に対して、乙は月 3 回実施した。明治 15（1882）年 2 月に戸口調査仮規則ならびに心得を定め、担当巡査は調査を通じて、部内の犯罪者等の発見に努めなければならない責任を負うこととなった。調査対象も甲・乙・丙の 3 種類に分け、甲は官吏・華族・資産家であってなおかつ常識のある者、乙は注意をあまり要しない者、丙は処刑放免後の者・無産・無職その他不良の風聞ある者であり、調査回数は甲は 6 ヶ月に 1 回、乙は月 1 回、丙は月 3 回と定められた（警視庁史編さん委員会 1958：86-88）。

戸口調査は現実と戸籍が一致しているかどうかを警察権力によって把握し、「不良の風聞」ある者にはとりわけ厳格な対応を行う。当初は戸籍整備によって全ての人民が「臣民」とされたが、戸籍制度が整備されるにつれて甲・乙・丙という等級を設け、「臣民」という同一集団に帰属させながら、統制上の便宜から

序列を設けたのである。

この戸口調査によって戸籍と現実の一致を達成したとしても、戸籍整備が持つ問題点はさらにもう 1 つある。それは労働力陶冶に役に立たないということである。自由に移動する労働力と戸籍地への緊縛は相容れない。明治前期に盛んに行われた「浮浪・乞食」を含む脱籍無産の徒への授産は戸籍整備を目的としたもので労働力陶冶を目的としていなかった。脱籍無産の徒の中にはしばしば定職や居住地を持たないために脱籍をしている者もいる。戸籍整備させるだけでなく、自活できるだけの生業を授ければ戸籍地における生活がより安定し、さらに職を求めてさらに脱籍することもなくなるであろうという見込みであった。

これら戸籍整備を目的とした授産がどのような展開をしたのかは第 4 章で詳しく扱うが、労働能力のある貧民を労働力陶冶を目的にする制度は刑事政策にも福祉政策にも存在しなかった。維新の混乱が去った後は反乱を警戒する動機付けの弱まり脱籍無産の徒取り締まりが縮小する。さらに戸口調査という新たな戸籍整備の手法の誕生によって授産による戸籍整備も行われなくなったが、「浮浪・乞食」への介入の糸口として脱籍無産の徒取り締まりがなくなった後、果たして労働力陶冶の制度は成立したのであろうか。

## 2 被護人収容所の設立計画とその挫折

戸籍整備を介して貧民の公的介入が模索されたのは、隅谷が指摘したように当時の賃労働需要がまだ本格化していなかったこと背景にある。戸籍制度は「所属する本籍地」やその本籍に基づいた血縁関係を担保するものであり、労働力とのかかわりは希薄である。そのため労働能力のない者もある者も、同一の制度で制度的な把握が達成される。近代的労働力需要が高まれば、効率的に労働力陶冶を行うために労働能力のない貧民を「救済」する制度が構築されるのではないかと考えられる。しかし、本研究対象時期においては近代的賃労働者の需要は小さく、従って「浮浪・乞食」に対する労働力陶冶の気運の高まりもまた見られない。

しかしこれは、明治前期の賃労働需要がまだ本格化していない時期のみに見られる現象ではない。たとえば、先の鈴木の研究にあるように、明治 43（1910）年の通常東京府会で被護人収容所（当時の通称浮浪者収容所）の建設費が問題となつた例がある。これは警視庁主導で「浮浪者乞丐等ニシテ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムヘキモノヲ予メ一定ノ場所ニ収容シ之ニ相当ノ保護ヲ加ヘ以テ危害ヲ未発ニ予防スルノ必要アリト認メタルニ由ル」（東京府 1931：282）目的で提案された。建物も建設されたが東京府会の反対にあって開設することはなかつたが、刑事政策によって「浮浪」の労働力陶冶を目指した施設であった。

この被護人収容所を設立するにあたり、東京府会の議事に参与した太田警視による説明では、近来府下に徘徊する「浮浪者・乞食」はますます増加し、労働能力があるにもかかわらず他人の財物に依存して惰眠座食している。彼らは善良の風俗を乱すだけでなく、帝都の体面を汚し犯罪行為に手を染める可能性もある。よって被護人収容所を設けて懇ろに戒告説諭を加えて収容し、体力技能に応じて相当の労役を授け、自給自足の精神を養成しようというものである。「浮浪」は昨年の調査では 1178 人で、そのうち老幼廢疾者癪病者を除く 500 人が収容見込みとなっている。この収容所建設については国庫下渡金<sup>⑨</sup>があり、収容所へ収容するに当たってはまず説諭を加えるので、決して強制労役場ではない。収容所を設けたからといって、被収容者が激増するおそれはない見込んでいる、ということであった。

府会議員からの反対意見としては「浮浪」が他府県から殺到してしまう、「浮浪」取り締まりは国庫支弁で行うべきで地方税で支出することはできない、憲法上の住居移動の自由の規定にも違反するおそれがある、などであった（同前：283-286）。最終的には「浮浪者乞丐等ニシテ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムヘキ者ヲ予メ一定ノ場所ニ収容シ之ニ相当ノ保護ヲ加ヘ以テ危害ヲ未発予防スルノ必要アリト認メタルニ由ル」（同前：309）ため、東京府警察庁舎建築継続費として9万5000円が可決された。

翌年明治44（1911）年の通常府会にも、被護人収容所建築費本年度支出額否決の動議が起された（東京府 1931：362）。前年の通常府会で可決された被護人収容所建築費本年度支出額4万8000余円に対し、前年収容所建設に反対した議員詫摩武彦が再び反対したためである。その理由は、第1に憲法に違反すること、第2に将来経費が際限なく膨張するおそれがあること、第3に事業の性質上（国家）政府の所管に属するため警視庁が行うのは不適切、の3点である。建設敷地として駒沢村を選定しているが、地元では大反対されており、また一種の試験的事業に多額の府費を投ずるのは考慮を要するので、本年度は繰り延べの意味で削除したいとも述べている。これには数名の賛成者があったが、採決の結果、動議は少数のため原案は可決した（同前：362）が、翌年の東京府会で被護人収容所経費が否決される（東京府 1931：470-471）。

この被護人収容所について『慈善』第4編第3号（大正2（1913）年）の時報に同所の記事があり、設備の詳細な紹介がされている。同誌4号においてはこうした施設は欧米各国のみならず台湾総督府でも経営されており、経営は良好であることを伝えている。犯罪の大多数は「浮浪」であることからも、「1日も早くこのようなものを収容すべきである」と福祉関係方面はこの被護人収容所の設立を歓迎していた。しかし、すでに土地も買収され建物も落成していたが、開設予定地荏原郡駒沢村で反対運動が起り、駒沢村村長から府知事へ開設反対の意見書が提出され<sup>(10)</sup>、当時の警視総監が更迭される事態となり<sup>(11)</sup>開設は見送られ建物は松沢病院に移築されたという。

このように「浮浪・乞食」を労働力へと陶冶する施設になりえたかもしれない被護人収容所は地元住民と東京府会の議員の反対によって挫折した。これは警視庁が計画したものなので地方経営で予算について東京府会の承認が必要になったが、国営の施設であれば開設されていたかもしれない。しかし、鈴木（2001）によれば、同じ頃に内務省内でも「浮浪・乞食」の労働力陶冶という意識が統一されておらず、反対派が勢力を獲得した可能性を指摘している。明治20年代の監獄改良運動の時期より「怠惰で危険な浮浪」を強制労働によって改善しようという議論が活発になっていたように、明治32（1899）年頃には内務省を中心にして貧民研究会が発足し、そこには福祉関係者のみならず刑事政策分野の人物も多く含まれていた。貧民研究会のメンバーである小河滋次郎が感化法（明治33（1900）年）の成立に尽力し、その後貧民研究会の主要メンバーによって中央慈善会の準備が進められ、その発足を見た（生活研究同人会 1982:31-32）。このように福祉の分野では感化救済事業や民間慈善事業の発展は見られるものの、成人の「浮浪・乞食」に対する労働力陶冶を含む議論はそれほど盛り上がりを見せず、被護人収容所を開設させるには至らなかった。

こうして資本主義経済が本格化した時期にあっても、わが国の「浮浪・乞食」対策は労働力陶冶という回答を得ることはできなかった。隅谷が述べたように労働力陶冶政策が明治14～15年で幕を閉じた理由を

本源的蓄積の体制が整っていないことに求めるならば、この被護人収容所が挫折したのはなぜだろうか。労働力需要だけが「浮浪・乞食」の労働力陶冶を実現する要因ではないということになる。

当時の資本主義の発達段階によれば、近代的な労働力を強制的に陶冶する施設は必要とされていたと考えられる。しかし地方政府は被護人収容所の開設を拒み、また国営としても開設できなかつた理由は以下の 2 点が考えられる。まず、当時にあっても労働に対する価値がそれほど高まらなかつたため、労働の強制も積極的に推進するだけの正当性を持ちえなかつたこと。2 点目は当時の「浮浪」の中には労働能力がない者が多かつた、つまり労働力陶冶に適さない者が数多く含まれていたからではないだろうか。

まず、1 点目の労働に対する価値は、第 3 章第 3 節「4 「処罰」と「救済」の接点—監獄改良運動と感化救済事業—」で検討するが、明治後期には刑事政策や福祉政策の分野では貧民や「浮浪」人と強制労働の制度についての研究は着手されていた。このとき提案された「労働による矯正」は道徳的な改善という意味合いが強く、労働力陶冶にはあまり貢献していない。そしてこのとき活発に議論された「労働」も、農作業に注目が集まり近代的産業に従事する労働者像とは程遠い理想像が描かれていた。吉田（1994）によれば、この感化救済事業の性格を「国家財政負担の軽減化」と「救済事業の道徳主義的傾向」（吉田 1994：133）と指摘している。この「道徳主義的傾向」は労働に道徳的意味をもたせたのではなく、「国家による儒教的仁政・仁愛思想の再編」（同前）とあるように、徳の高い者から低い者への「救済」を施す儒教的な理念である。当時の「救済」理念はこうした考え方を背景にしていたとすれば、たとえ労働の奨励をしたとしてもそれは自活できるようにすることで「救済」費用を節約するためであり、労働することそれ自体への価値によって推進されたわけではない。労働能力や労働力陶冶は、福祉政策の分野においても刑事政策の分野においても、高まりを見なかつたのは、こうした労働それ自体に対する価値の付与がなかつたため、つまり強制させてまで労働させることがそれほど意義のある行為だとは考えられていなかつたからではないだろうか。

2 点目の労働能力のない「浮浪・乞食」の数については、明治 43（1910）年、太田警視が被護人収容所設立を東京府会で訴えた際同時に昨年度の「浮浪」調査による結果を示していた。それによれば東京府下の「浮浪」は 1178 人で、そのうち老幼廃疾者癪病者を除く 500 人が収容見込みとなつてゐるということだった。つまり、当時の「浮浪」の半数以上は老幼廃疾などが理由で労働能力を有していない者ということになり、当時の福祉はこうした労働能力がなく「浮浪」生活を送る鰥寡孤独老幼廃疾の「救済」が不十分であったことを示している。

警視庁の真鍋警務課長はこうした「浮浪」の状況から「病人は行路病者の取扱をなし子供並に老廃者は感化院、養育院に送る考へ」（朝日新聞明治 44（1911）年 1 月 16 日朝刊 4 面）としているが、「浮浪」中の鰥寡孤独老幼廃疾の数を考えると、養育院も鰥寡孤独老幼廃疾の「救済」を相当制限していたと考えられる。労働能力のある「浮浪」を労働力陶冶するために被護人収容所に収容するにしても、労働能力のない「浮浪」は養育院に収容しなければならない。果たして、養育院がこれほど多数の者を継続的に受け入れることができたのだろうか。明治 43（1910）年の養育院に収容されている窮民は表 1 から 1889 名、内「窮民」が 126 名、「行旅病人」が 1422 名、「児童」が 244 名、「感化生」が 97 名である。労働能力のない「浮浪」は「行旅病人」として「救済」していたと考えられるが、被護人収容所が設立されるとこの人

数が少なくとも 500 人以上増加することになる。「人民相互ノ情誼」を基本とする当時の公的「救済」の理念が変更されなければ、おそらく「浮浪」中の労働不能者は養育院に収容されることなく、被護人収容所もまた開設されないのであろう。

このように刑事政策によって「強制的労働力陶冶」を達成するためには、「労働不能者」を「救済」する救貧事業の協力が不可欠である。わが国にあって、「浮浪・乞食」に対して労働力陶冶という公的介入を行うには、「浮浪・乞食」の集団の中に労働力陶冶に適さない者があまりにも多く含まれていたため労働力陶冶という公的介入を実行することができなかつたのである。

被護人収容所以外にも、明治末期には都市に集まる労働者や失業者に対する「救済」施策が着手され、職業紹介所や無料宿泊所が開設される。従来こうした者は安宿や木賃宿に宿泊していたが、経済上・衛生上・風紀上に問題がありこれらの対策として共同宿泊所が開設された。大阪市営の共同宿泊所は宿泊者のために授産事業も行っていたが、これらの施策は従来の限定された「救済」対象の枠を広げようとした「防貧」対策であり（岩田 1995）、労働力陶冶という目的や機能を十分に果たしたとは言い難い。経済保護事業や失業保護事業の系譜として見るべきものではあるが、当時の安宿や木賃宿の数全体から見れば僅かな影響しか及ぼさなかつた（吉田 1990 : 27-35）。

以上のように、「浮浪・乞食」への公的介入がわが国において盛んにならなかつたのは、資本主義の発達段階や賃労働力需要だけが問題ではなかつた。ここで、資本主義が本格化していない明治前期という時期に行われた「浮浪・乞食」への公的介入を研究する意義が見出される。「浮浪・乞食」は脱籍無産の徒として処遇され、その過程で授産も受けられた。戸籍整備の手法が授産から戸口調査へと変わったことを先に明らかにしたが、「浮浪・乞食」への授産は果たして戸籍整備だけが目的だったのか。そのほか労働力陶冶へと至るような「浮浪・乞食」への公的介入は明治前期に見られなかつたのかを次章以下で明らかにする。

## 小括

封建制度のもとであっても江戸は短期雇用の需要があり、流入人口も日雇層として労働力の活用がなされていた。しかし彼らの生活は不安定で常に貧困に転落する可能性を持っており、転落した都市窮民への最後のセーフティネットとして賤民制度が一部機能していた。次第に都市人口の増加で無宿対策が必要となり人足寄場が考案されたが都市への流入人口は増加し、野非人制道など江戸時代の「浮浪・乞食」のセーフティネットは一部養育院に移されるものもあった。しかし、国家的規模からみた明治期の救貧制度である恤救規則は労働能力を完全に欠いた者への「救済」しか行わなかつた。移動する貧民は行旅病人として「救済」される可能性は残されていたものの、あくまで例外的措置に過ぎない。そして何よりもこの時期の救貧事業は「人民相互ノ情誼」すなわち戸籍制度によって設定された地縁・血縁による「救済」を基本とし、戸籍制度から逸脱しやすい「浮浪・乞食」への公的な救貧はないに等しいものであった。

明治に入ると脱籍無産の徒対策として「浮浪・乞食」への授産が行われるようになるが、維新期の混乱が去ると戸籍整備は戸口調査という別の施策によって達成されることになり、「浮浪・乞食」への公的介入も次第に終息した。明治後期に被護人収容所という「浮浪・乞食」への労働力陶冶施設の開設が議論されるが、労働力陶冶の議論は深まらなかつた。

注

- (1) 「浮浪・乞食」を狩り込み帰るべきところのある者は帰し、自力で生活できない者は非人頭の配下に加える。貧民に対する救済の機能も持っていたため、一種のセーフティネットの役割を持っていたといえる。野非人制道は都市に集まる「浮浪」貧民に対する救済施策であると同時に治安対策でもあった（高柳 1981a）。
- (2) ただし、賤民には良民の奉公人たる能力は法的に認められていなかった（村串 1978 : 174-175）。
- (3) 吉田伸之（1998）はこうした都市における武家奉公人、狭義の日雇、乞食・非人層など、近世社会の基本的な生産関係や階級関係の枠外にある集団は前期プロレタリア的要素と見る。これらは近代の萌芽としての賃労働の前史として類型化しうるが、芽生えたばかりのプロレタリア的要素は買収されやすく墮落しやすい傾向を持っていたため、近代市民社会の生み出す「かす、くず、ごみ」としての面が強調される（吉田 1998 : 223-224）として「浮浪・乞食」の前期プロレタリア的要素を指摘する。
- (4) 非人が有した一軒一日一文ずつ町内より貰錢する権利。非人頭の収入源となった。慶弔時には別途米や錢を貰う。非人は日勧進の見返りに町内の掃除や悪ねだりする非人以外の「乞食」の取り締まりを行った（石井 1988、高柳 1981b）。
- (5) 許可なく軒先などで物乞いをすることは「悪ねだり」と呼ばれ、公認の乞食である非人によって統制された（高柳 1981a）。
- (6) 統計集誌第 53 号、明治 19（1886）年。
- (7) 『法令全書』第 4 冊、253 頁。
- (8) 警察では戸籍査点といい、一般では戸籍調べという（警視庁史編さん委員会 1958 : 86）。
- (9) 東京日日新聞明治 43（1910）年 12 月 9 日 1 面によると、「警視庁当局者の語るところでは内務省より要求した」とあり、国庫下渡金の出所は内務省である。
- (10) 東京都公文書館蔵「第 1 種・文書類纂・地方行政・第 23 類・雑件・第 1 卷」(630.B4.01) DVD14-15 コマ。
- (11) 浅田福一郎「巡査派出所と浮浪者収容所」、『自警』13 卷 146 号（昭和 6（1931）年）。

### 第3章 明治前期刑事政策と「浮浪・乞食」

明治期の刑事法は復古調のものが多いが、監獄法についてはヨーロッパ化の傾向が強かつた。よって、復古調の刑法の規定に基づいて「浮浪・乞食」を監獄に収容したとしても、ヨーロッパ化しつつある監獄の処遇や理念と齟齬が生じることになる。脱籍無産の徒として、臣民簿たる戸籍から逸脱することを罪として裁いたが、この裁きは必ずしも「処罰」的な意味合いだけでなく「救済」的な意味合いも含まれていたことは注目に値する。罪刑法定主義という近代法の原則から逸脱しているが、監獄が必ずしも懲役刑執行の場に純化されていなかったことの証拠でもある。刑事罰においては「浮浪・乞食」の「処罰」は明確化されることはなかったため、監獄が懲役刑執行の場に純化されると同時に監獄における「浮浪・乞食」の「処罰」は終了する。

本研究では「処罰」と「救済」の間を揺れ動く「浮浪・乞食」を「処罰」のために監獄に収容すべきか、「救済」のために救貧院に収容すべきかが重要な焦点となる。しかし「浮浪・乞食」を収容した場合、物乞いが犯罪であるから収容するのと、「乞食」が困窮者であるために収容するのもどちらも物乞いを禁じているという点で共通する。

監獄が純粹に近代的自由刑を執行する場所であれば「浮浪・乞食」を「救済」の目的で収容するのは不適切である。「浮浪・乞食」を収容するのであれば、物乞いの行為を「処罰」し以後物乞いを行わないよう労働教育を行うことが処遇として適切であろう。脱籍無産の徒取り締まりで、彼らを監獄に収容して授産させていたことがあった。ここでは、その授産に注目して監獄行政においてどのような「浮浪・乞食」を収容するという経験がその後の「浮浪・乞食」に対する「救済」と「処罰」にどのような影響を与えたのかを確認したい。

#### 第1節 監獄行政のヨーロッパ法継承とヨーロッパの「浮浪・乞食」への公的介入

##### 1 刑法と監獄法の展開

刑事政策、特に獄制におけるヨーロッパ法の継承の議論は幕末より行われていた。幕末の政治動乱によって知識人が投獄され、彼らがそこでの経験をもとに内外の問題の打開策としてヨーロッパ知識の導入を獄制にも求めたのである。代表的なものは橋本左内（『獄制論』）、吉田松陰（『福堂策』）、久坂玄瑞、長谷川宗右衛門（『誣告試論』）である。彼らの外国の監獄に関する予備知識は『海国図志』中の「亞墨利加總記」に記された米国の監獄事情である。当時既に石川島人足寄場という近代的自由刑施設に類似するものがあったが、彼らは小伝馬町の牢屋の事情しか知らなかった。彼らの提案はいずれも実行に移されたものはないが、文久2（1862）年石川島人足に投獄されたシーボルトの高弟三瀬諸淵は獄中の衛生改善意見書を上申している。彼が自発的に病囚の看護に当った功績が認められ、出獄時に紋服上下を下賜された。英語が堪能だったためその後通訳にも重用され、明治4（1871）年には徒刑囚医局幹事に任命され、医療衛生面からの獄政改革に取り組んでいる（津山洋学資料館 2002）。

幕末に締結した不平等条約の領事裁判権撤廃のためにも、欧米人の収監に適う水準の刑事施設の建設が求められていた。不平等条約の改正は明治前期の政治家にとってかなり優先順位の高い関心事であり、獄制改革は他分野と比較してもかなり精力的に推進されたといえる。明治初期にはこうした関心から「近

代化」への制度移行が進められる一方で、「王政復古」に象徴されるように古代への回帰という動きが見られたことはすでに述べた。獄制改革においても「復古」と「近代化」の両方の動きが見られるが、刑事法では「復古」、監獄法では「近代化」という流れが見られた<sup>(1)</sup>。

刑法については、慶応3（1867）年10月19日、徳川慶喜は「刑法ノ儀ハ召ノ諸侯上京御取極メ可相成ト存候得共夫迄ノ処ハ仕来通ニテ宜候哉」（10月晦日の行政官布達第916号）と伺いを出し、新政府は「召之諸侯上京之上規則相定候得共夫迄之処ハ是迄之通り可心得候事」と回答し、刑法は従来のものを使うこととされた。「是迄之通り」とあるように、幕府の天領には幕府法が、各大名領地にはそれぞれの藩法が施行されるという江戸時代の慣行が踏襲されるので、全国統一の刑法というものはこの時点では存在しない。従って、地域によって刑罰の内容が異なるため徒刑（懲役刑）を採用していない地域も存在するため、監獄における「浮浪・乞食」の「処罰」が全国的なものになったわけではない。

仮刑律は江戸時代の刑事罰をそのまま踏襲したのではなく、磔刑はほとんど廃止され、火刑は廃止、窃盗の死刑停止などの寛刑方針、流刑は蝦夷地に限定された。さらに注目すべきは、無宿の発生要因ともなっていた追放刑が廃止されたことである。こうした寛刑方針と追放刑の廃止によって、懲役刑の需要が高まり刑務所の建設が重要な課題となった。その後刑事法は明治3（1870）年12月新律綱領に代えられたが、「律」とあるようにやはり中国系の刑法の影響を受けている。当時政府首脳内ではフランス刑法の訳出が進められていたが、この新律綱領に関与したのは漢学者を中心であり、ヨーロッパ法の継承の跡は見られない（手塚 1972：194-195）。しかしこれは仮刑律とは異なり全国統一の法令であるため、懲役刑が全国に及んだことを意味する。

このように刑事法は江戸時代のものを継承、中国法系の復活などの「復古」の影響が色濃く現われているが、その刑の内容自体は身体刑から懲役刑への移行が一貫して見られ、「復古」へと進みながらも一定の「監獄の近代化」が進んだ。監獄行政については江戸の獄囚を世襲し、維新後は囚獄掛兼囚獄見廻に仰せ付けられていた石出帶刀を解職したことから、監獄行政については仮刑律のように江戸時代のものを踏襲・中国法系への「復古」という動きは見られない。江戸時代すでに、石川島人足寄場の設立という改革を行い、それが明治維新直後ではまだ有効であったためではないかと考えられる。

監獄法の制定に向けて、明治4（1871）年2月に小原重哉が香港のヴィクトリア監獄やシンガポールのチャンギー監獄を視察した。共にイギリスの植民地であったので、参考にされたのはイギリスの獄制ということになる。これを基に完成した監獄法が「監獄則并図式」で、明治5年3月2日に上呈された。上奏文には「小原重哉の目撃する所と英人の口授する所とを筆記せし者に基き傍ら諸国の獄制に照し之を我国の成規に比較し風土に因り人情を酌み參互取捨以て編成し者なり」（刑務教会 1943：407）と述べられている。「英人の口授する所と筆記せし者に基き傍ら諸国の獄制」そして「我国の成規」を比較しながら「風土に因り人情を酌み參互取捨以て編成」したとあるように、基盤となっているのはイギリスの獄制である。しかし、この監獄則の緒言は「獄トハ何ソ罪人ヲ金鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス刑ヲ用ルハ己ヲ得サルニ出ツ國ノ為メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ体シ罪囚を遇ス可シ」と獄制の基礎理念を「仁愛」に求めた。この諸言はオランダのアムステルダム懲治場の門頭に掲げられていた言葉「恐るるなかれ、予は汝の

悪事に対して復讐せんとするものにあらず、かえって汝を善に導かんとするものなり、予の手や嚴なりといえども予の心や親切なり」と酷似していることから、藤本（2004）は、江戸時代幕府と国交のあったオランダとの獄制の親和性を指摘している（藤本 2004 : 108）が、この諸言を書いた小原がアムステルダムのハウス・オブ・コレクションを参考にしたことを示す史料は管見によれば見つかっていない。また、後に述べるようにアムステルダム懲治場と監獄則の理念には著しい違いがある。

わが国の著名な刑法学者である滝川政次郎は「当時の刑法典である新律綱領に比較すれば、大いに進歩したものであるが、その根本の精神は、新律綱領を行刑面に表現した恤刑主義であって、天賦の人権を尊重し、保護するという思想にまでは至らなかった。…（中略）…その基本精神は、儒教の仁愛思想から幾らも出でていない。」と、矯正において人権ということを前提にしているわけではないことを指摘している（滝川 1972 : 206-207）。また、獄制史研究で著名な重松一義は「我国刑事法制史上において、恤刑思想・寛刑思想・仁愛思想を最も明確に宣明したものとして余りに有名である」（重松 1979 : 33-34）と述べている。「仁愛」はその後もわが国における獄制の重要な理念となり、明治中期の監獄改良運動や感化救済事業においても注目される。

また、重松はこの監獄側の特徴を「近代的刑事法施行以前の応急的、救済的色彩の強い獄則」であることや「平民のみ請願作業を認めるという身分差を残存させている」、「条項的でなく近代法としての形式体系を欠く獄則である」（同前：6-7）とその「前近代性」を指摘しているが、ともかくヨーロッパの制度を参考にして作成されたことは事実であり、当時施行されていた刑事法の新律綱領に比較すれば「ヨーロッパ化」されており、さらに人足寄場の経験からもある程度の「近代化」も実行されていた。

次にわが国の獄制の「ヨーロッパ化」および「近代化」の内実をより正確に裏付けるために、次にヨーロッパにおける懲役刑の発生を「浮浪・乞食」への「処罰」に注目しながら確認する。ヨーロッパの近代的監獄制度はどのような社会的状況と思想的背景によって誕生したのかを見ていく。

## 2 ヨーロッパの勤労倫理と「怠惰の罪」

近代的な監獄の出発点は都市に集まる「浮浪・乞食」を一か所に収容し、授産をさせることにあった。これはわが国では人足寄場、ヨーロッパではハウス・オブ・コレクションが該当する。ハウス・オブ・コレクションはロンドンのブライドウェルに 1555 年に作られたのが始めてあると言われ、オランダのアムステルダムにも 1595 年に同様の施設が作られた。以後ヨーロッパ各地に設けられるようになり、これが現在の監獄の起源であるとされている。

都市の過剰人口を一か所に収容して授産をさせるという点ではハウス・オブ・コレクションと人足寄場は共通するが、設立の理念や思想的基盤に著しい違いが見られる。石川島人足寄場は無宿の大量発生という困難に直面し、無宿養育所を経て松平定信主導のもと長谷川平蔵の尽力で設立された。人足寄場設立は寛政の改革の一環であったこともあり、無宿が大量に発生することによって封建制度の経済的基盤が崩されることへの防遏目的であった。そのため、上郷村人足寄場が並行して設立されたように、無宿は賃労働者ではなく封建制度に適合した農民にするのが人足寄場の設立理念であったといえる。人足寄場において心学講話がなされるようになっても、石門心学は一種の道徳規範であり賃労働への貢献や価値を訴えるよ

うなものではない。

一方、ヨーロッパにおけるハウス・オブ・コレクション設立の基盤となったのは都市に集まる「浮浪・乞食」対策という社会的背景は人足寄場と共通する。しかし、思想的背景は人足寄場は崩壊しつつある封建制度維持のために都市の過剰人口を農村に送り返すための重農主義的姿勢をとっており、片やハウス・オブ・コレクションでは「浮浪・乞食」の増大と従来の残虐な身体刑から距離を置こうとする啓蒙思想の発達とルターの職業観やカルヴァン主義によって労働の価値が引き上げられ、施しの宗教的権威の低下から怠惰が悪の根源とされたことが指摘されている（小野坂 1969：64-65）。

賃労働に従事しないことが罪悪であり、その罪悪を懲らしめ、矯正させるためにハウス・オブ・コレクションで強制的に労働をさせ、労働倫理を身につけ市場に良質な労働力を提供する近代的賃労働へと陶冶するという制度を構築するだけの「賃労働への価値」が社会に行き渡っていたのがヨーロッパである。わが国においても「怠惰」や「怠け」はある種の悪徳であり矯正の対象となりうるが、それは「賃労働に従事しないこと」を意味するというよりは「よき被統治者ではない」といった道徳的な観念であった。だからこそ、人足寄場では心学講話で「正直」「節約」といった倫理観念が取り上げられたが、これは賃労働に従事することを奨励していたのではない。

「浮浪・乞食」が近代的労働力として陶冶される過程は、労働経済的に見れば経済的領域における基本的な権利としての「働く権利」を獲得するための資格を得るために必要な条件でもあるといえる。TH マーシャルは、近代市民社会の基本的な市民権の一つとして「働く権利」は、これを妨げる慣習を撤廃していく過程で承認されていったと述べているが、同時にこの「働く権利」は、「技術的訓練が正当に要求されるということによってのみ制約されている」と述べている（マーシャル、ボットモア 1992=1993：21）<sup>(2)</sup>。

ヨーロッパにおける市民権の発達は国や地域によって異なりマーシャルの示す基準のみで判断できるものではないことを踏まえたとしても、「近代的労働力への陶冶」は従来の「浮浪・乞食」に対する「処罰」を一変させた。次にその過程を見ていくが、ここに示す経緯は一次資料に基づいて分析したものではなく、「浮浪・乞食」に対する「処罰」をめぐる状況をある程度定式化したものであり、ヨーロッパの地域や時代によっては「浮浪・乞食の近代的労働力陶冶」とは異なる経過を示すものもある<sup>(3)</sup>。しかし大局的に見れば近代化の進行とともに「浮浪・乞食」は「未開発の労働力」と「救済の対象」という分類がなされ、それぞれに対して公的介入が分化していったことは共通する。ヨーロッパにおける監獄の歴史は「浮浪・乞食」に対する労働の強制から「浮浪・乞食」を「救済」するという系譜がある。こうしたヨーロッパの「浮浪・乞食」対策は「処罰」と「救済」が交錯しており、必ずしも明確な区分ができない。そこで制度的な変遷を辿ることで浮かび上がる「浮浪・乞食」に対する「処罰」と「救済」を分ける判断基準を探っていく。

### 3 ハウス・オブ・コレクションにおける「浮浪・乞食」の「処罰」と「救済」

ヨーロッパにおけるハウス・オブ・コレクションでは「浮浪・乞食」に労働を強制したが、目的は「処罰」や「救済」よりも市場に有益な労働力を提供する人間を作り出すことにあった。「浮浪・乞食」の意思

に反して時に暴力的に実行されたので当初はハウス・オブ・コレクションという刑事施設で怠惰の罰として課されていたが、次第に福祉と接近していく。「浮浪・乞食」の中には労働能力のある者もない者も含まれていたため、ここから労働能力のない者には「救済」を、労働能力がありながら働くことしない者には「処罰」として強制的な労働を課すということになったのである。

プロニスワフ・ゲレメク（1989=1993）は貧困という概念装置を組み立てて考察を進めると、「逸脱行為と関係している」（ゲレメク 1989=1993：18）として、特定の貧民集団の範囲が設定され、これらの貧民にネガティブな重荷を負わせ、やがてそれが貧民全てに拡大していくという過程が見られることを指摘した。かつて貧困は聖なる証しであり、修道院が貧民「救済」の名目で豊富な財産を管理する口実としてきた。中世的貧民觀では貧民に施しをした者は天国行きが約束され貧民はある種の投資の対象でもあつたが、宗教改革により貧民は投資の対象ではなく怠け者というネガティブな面が強調されるようになったのである。

そこで用いられたのが「処罰に値する貧民」と「救済に値する貧民」という設定である。この「救済」に値するか否かの判断の前提には提供可能な労働力の有無であった。労働能力がありながら労働力を市場に提供しない貧民は「救済」に値せず、「処罰」の対象となる。労働能力のない貧民は「救済」する。「処罰に値する貧民」への「処罰」は追放・監禁・強制労働・鞭打ち・縛り首などの刑に処された。この場合の「処罰に値する貧民」とは具体的には「浮浪・乞食」である。ヨーロッパ各国ではこうした「労働能力がありながら労働力を市場に提供しない貧民」を「乞食」と認定し、乞食罪によって「処罰」した。労働能力がありながら働くかない「浮浪・乞食」は「怠惰」なだけでなく、衛生や治安維持の関連でも「浮浪罪」で「処罰」された（坂田 1984）。

ヨーロッパの浮浪罪は、伝染病の拡散を防止する意図で古くから行われていたが、近代化が進む過程で労賃の高騰を防ぐため労働者の移動を禁止するようになった。「乞食」もまた、移動しながら施しを求めた場合は浮浪罪で「処罰」され、物乞い行為それ自体が罪悪になるというよりも、浮浪罪との関連で移動することが「処罰」の対象になることが多いといわれている（大澤 1956）。だが、浮浪罪の設定によっても「浮浪」の数は減らず、刑事政策は彼らを「処罰」するのではなく労働力に陶冶するようになった。これがハウス・オブ・コレクションの設立につながる。無論、労働力に陶冶するようになったのは都市に集まる「浮浪・乞食」の激増という社会的要因と、賃労働需要の高まりという経済的要因を背景にしている。

「浮浪・乞食」への労働力陶冶施設としては、救貧法の下でのワークハウス（workhouse）が有名である。ハウス・オブ・コレクションとワークハウスは異なる施設であるが、両者は混同され、時に同じ施設内に併設されることもあった（坂田 1984：58）。小山路男（1978）はワークハウスとハウス・オブ・コレクションの違いについて、救貧法を踏まえて説明している。「救貧法は浮浪の禁止と無能力者の保護を行な」うが、浮浪の禁止のための施設がハウス・オブ・コレクションであり、無能力者の保護のための施設が当初貧民院（poor house）であったという。この貧民院で貧民を労働させたところから、ワークハウスが発生したと述べている（小山 1978：53）。

ハウス・オブ・コレクションが救貧法違反者を「処罰」する施設としても利用されたことが、大澤真理（1986）の著書にも指摘されている。つまり「ハウス・オブ・コレクションは「浮浪」を懲役する施設で

あると同時に、救貧法において家族を養わずに居住教区から逃亡する者とそのおそれのある者を「浮浪」として収容する施設としても機能し、労働可能であり、自らとその家族を救うことが出来るのに教区外に逃亡してその家族を教区の負担として遺棄する者を「浮浪」として「処罰」（ハウス・オブ・コレクションでの懲役）する（大澤 1986：34）。ここで大澤が指摘するハウス・オブ・コレクションの利用は、「労働能力がありながら働かない者」を労働力へと陶冶するためというよりも、家族の扶養を逃れた者を懲らしめるために利用されていた。ハウス・オブ・コレクションは本来救貧法とは無関係に設立された施設であるが、大澤の研究にも示されているようにその影響を全く受けなかったわけではない。ワークハウスと比較すると、貧民への懲戒の度合いが強いということができるだろう。このように、ヨーロッパでは「浮浪・乞食」に関しては「処罰」（ハウス・オブ・コレクション）と「救済」（ワークハウス）が境を接している。

あらゆる「浮浪・乞食」を収容したハウス・オブ・コレクションは特殊な問題を持つものには特殊な別の施設に収容するようになる。つまり、孤児には孤児院、貧民には作業場に収容する。他の「救済」施設が設けられていった時、ハウス・オブ・コレクションの持つ労働力陶冶の機能は分散し、次第に制度そのものの衰退につながった。

このようなヨーロッパのハウス・オブ・コレクション設立のきっかけとなったのは乞食罪である。「労働能力がありながら働かない」乞食は「処罰」に値するほど罪深い者であるという前提、労働への価値とその価値の実現が乞食罪を成立させる倫理的な基盤となったことに注意したい。乞食罪によって「処罰すべき貧民」を監獄に押しこみ、残された貧民は「救済すべき貧民」として「救済」した。ここに「救済」と「処罰」の境をさまよう「浮浪・乞食」は、「救済すべきもの」と「処罰すべきもの」の区別を設定することが可能になる。この場合、「処罰すべきもの」の「処罰」の具体的な手法とは強制労働であり、その目的は怠惰を矯正して勤勉な近代的労働力に陶冶することであった。ここで、労働は手段であると同時に目的ともなっている。労働はガレ一船労役のようにかつては苦役でしかなかったが、宗教改革などの一連の変革を経て倫理的な価値が付与されるようになった。市場に対しては労働者を提供し、自力で生計が立てられるようにすることで「救済」費用の節約にもなるという経済的利益のみならず、勤勉であること、労働することそれ自体に価値を見出すようになったことが、ヨーロッパにおける「浮浪・乞食」の公的介入に大きな影響を与えた（今村 1998）。

ヨーロッパの「浮浪・乞食」に対しての公的介入は「処罰」と「救済」の間を揺れ動いていくが、次第に「労働能力がありながら働かない者には「処罰」として強制労働を課す」と「労働能力のない者には「救済」を施す」という区分けが出来ていく。それが可能であったのは、背景にあった労働観の存在であり、このため労働力は積極的に陶冶され、開発されるものであった。

## 第2節 「乞食処罰」法令と「浮浪処罰」法令

### 1 「浮浪」を「処罰」する理由

明治前期の刑法状況はまず、慶應3（1867）年10月19日に「刑法ノ儀ハ、召ノ諸侯上京ノ上、御取極可相成候ヘ共、夫迄ノ処ハ、仕来通ニテ宜候哉」とされ、明治3（1870）年に「新律綱領」ができるまでには刑法については江戸時代のものが継承されることが定められた。それと同時に、火刑の廃止や窃盗罪の

死刑停止などの寛刑方針、追放刑の廃止が同時に達せられる。追放刑は「浮浪」発生の原因の 1 つともなっていたため、これによっても「浮浪」をできるだけ発生させないようにしようという意図があった（莊子ほか 1972 : 63）。

維新の際、脱籍無産の徒の取り締まりは治安の維持、とくに反政府士族の規制の上で、極めて重要な課題であり、それは明治戸籍法の当初における主要な使命とされた。そのため、明治 3 年 9 月 4 日の太政官布告第 560 号「脱籍無産ノ輩復籍規則」<sup>(4)</sup>が発せられ脱籍者は原則として士民共原籍地へ通送、引渡し、その費用は家族・親族・町村の負担とした。この規則は「士民ニ不拘」と対象を困窮士族に限定しなかつたので、脱籍無産の徒取り締まりは政治的に危険な士族だけでなく、経済的に困窮した者も含めて生国送りになる方針が示されたのである。さらにその第 9 条で「復籍相成候輩ハ生業相立候様成地方官ニ於テ世話可致遣事」と、復籍後は生業に就くよう地方官が世話をするよう求めた。浮浪の徒を就業させようという、労働力陶冶の目論見がここに現れていると見ることもできる。しかし、この規定がどれほどまでに地方官を拘束し、実行されたのかは個々の地方の事例を検討しなければならない。

新律綱領は逃亡に関する罪を「凡本籍ヲ脱シテ逃亡スル者ハ、杖八十。士族・卒ハ、一等ヲ加フ」としている。明治政府は脱籍を犯罪と公定したのである。しかし、その後も脱籍者を刑法典で裁くか否かをめぐり、政府部内で対立が起こる。この対立を児玉圭司（2003）の研究から確認する。

明治 4（1871）年 12 月 26 日の脱籍無産の徒を徒場に入れ授産をさせる達がある。これより前の 11 月 20 日に大蔵省同で「脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀兼相達置候規則ノ通可取扱ハ勿論ニ候ヘ共右等ノ内原由篤ト相糺本貫庁へ掛合ノ上其者郷里ニ持地住居モ無之帰籍為致候テモ生業難相立者ハ以来府県送ハ差止メ杖刑ニ處シ候ニ不及」と、新律綱領による「処罰」を否定した。脱籍無産の徒に対する処置は、「其地徒場へ入刑人ト区別立置職業為相當追独立活計相立候ハハ望ミノ地へ入籍取計其旨当人本貫へ相達候様可致事」<sup>(5)</sup>と復籍後の取り扱いを詳しく指示している。「徒場へ入刑人ト区別立置職業為相當追独立活計相立候ハハ望ミノ地へ入籍」と、授産や職業訓練の場所を「徒場」すなわち監獄に定めた。この布告は大蔵省が全国規模での戸籍編制を達成するため、脱籍無産の徒対策を一部変更する目的で出した。大蔵省は、従来単行法令で定めていた脱籍無産の徒対策を、将来的には民法典に組み込んで規定し、また貧院を設立して脱籍無産の徒への授産を同所で行うことを考えていた。大蔵省は、脱籍無産の徒を刑法典ではなく民法上の問題として捉えていたのである（児玉 2003 : 324-331）。

脱籍無産の徒を授産の後希望の地へ入籍させたところで、「脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀…（中略）…生業無之住居等モ減却妻子を携又ハ離別致シ其郷里ニ難住事故アリテ脱走ノ上所々流落致候者多ク」とあるように、出生地に送り返す途中で逃げたり、偽りの出生地を告げ送りかえす費用もかかるので「府県送致シ候儀相止メ追テ民法貧院等ノ御制度立候迄流寓地ノ徒刑場へ入レ尋常刑人ト区別相立職業為相…」<sup>(6)</sup>としている。この点について、隅谷も「徒場=懲治場=House of Correction が」「貧院=poor house と相応していることはここに明らかである」としている（隅谷 1955 : 68）。

大蔵省主導のもとで出された明治 4（1871）年 12 月の布告では脱籍者は新律綱領で「処罰」しないと定めた。しかし翌明治 5 年 4 月 7 日太政官布告第 102 号で司法省が起草した布告が発せられる。「脱籍無産ノ徒復籍為致候テモ生業難相立候者ハ府県送リヲ差止メ杖刑ニ處スルニ不及其地徒場ニ差遣シ罪人ト区別ヲ

立テ追テ独立活計相立候」と、本籍地に送り返さず、杖刑に処さずに徒場で授産を行わせると前布告と同じことを述べているが、「今般懲役法被相設候ニ付本罪可受ノ日数ハ懲役ニ服シ期限満テ猶徒場ニ留メ罪人ト別異シ其身相当ノ使役申付置余ハ從前御布告ノ通可取計事」<sup>(7)</sup>とした。明治4年12月の達が「杖刑ニ処スルニ不及」として「処罰」の対象外とする姿勢を見せており、明治5年4月の達では「本罪可受ノ日数ハ懲役ニ服シ」とあるように、新律綱領中に定められた逃亡条令によって「処罰」した上で、改めて刑人と区別して「処罰」するように求めたわけである。児玉は、司法省が脱籍無産の徒を刑事罰で「処罰」するよう求める理由を人足寄場から続く無罪無宿に対する刑事政策の伝統と、フランス刑法の「無籍者」「乞食者」に対する禁錮刑を定めていることを根拠にしていた可能性を指摘する(児玉 2003:331-334)。フランス刑法による「浮浪・乞食」の取り扱いは後述する。

法案審議を行う左院は、明治4年に「杖刑ニ処候テモ懲戒ノ詮無之」ことを理由に逃亡条の適用除外を求める大蔵省伺に対しては簡潔に承知しておきながら、わずか3カ月後に司法省伺を受けると「仏国刑法ニ於テモ輕罪ノ一部ニ属シ禁錮ノ刑ニ処スル例有之」として「処罰」の再開を容認している。このことからは、当時の左院、ひいては政府が、脱籍無産の徒の定義や、彼らをいかなる枠組みで「処罰」するかにつき、統一した方針を見出していないことをうかがわせる(児玉 2003:337)。

この対立の争点は、脱籍無産の徒を戸籍の問題とするか、刑法の問題とするかであったといえよう。大蔵省は脱籍無産の徒は戸籍に関わるものとして、将来民法典で処理するために現時点では刑法典の「処罰」の例外と考えた。司法省は脱籍無産の徒は江戸時代より刑事政策の対象になっており、近代国家においても「浮浪・乞食」は刑法典で「処罰」の対象になっていることを重視し刑法典における刑の執行対象であると考えた。

しかし、いずれにしても問題となるのは労働能力のある「浮浪・乞食」の存在である。フランス刑法も「処罰」の対象になるのは基本的に労働能力がある「浮浪・乞食」のみで、障害や疾病、老衰などで働くことのできない者には「救済」する制度を設けている、もしくは「乞食」行為を公認するので、労働能力のない「浮浪・乞食」はフランスでは「処罰」の対象にならない。フランスのように労働能力のない脱籍無産の徒は民法典で「救済」し、労働能力のある脱籍無産の徒は刑法典で「処罰」をするという分類枠組みを構築すれば大蔵省と司法省それぞれの見解は対立するものではなかった。

ともあれ、本籍地を離れ困窮した者を生国に帰し、その地で生計が立てられるよう訓練する一連の政策が、「救済」関連の制度ではなく刑事政策の制度によって担われていることに注目したい。脱籍無産の徒を「処罰」する規定は、江戸時代に租税徵収を安定させるために領民の移動を制限したことの名残に過ぎないと見方もある(高柳 1932)。しかし、新律綱領の改正条項をまとめた補足法の「改定律例」は、明治6(1873)年6月に頒布されたが、逃亡に関する条項を記している。

### 逃亡条例

第一百七条 凡脱籍逃亡シテ、二年以外復帰セザル者ハ、律ニ依テ科断シ、華士族ハ破-廉-恥-甚ヲ以テ論ズ。

第一百十八条 凡逃亡シテ、二年以外復帰シ、及ビ自首スル者ハ、首免ヲ聽サズト雖モ、平民ハ贖罪ニ処シ、

華士族ハ、族ヲ復シテ、祿ヲ給セズ。

第百十九条 凡逃亡スル者ハ、再犯以上ハ、一等ヲ累加シ、罪、懲役一年に止ル。

第百二十条 凡官庁ニ陳告セズシテ、私擅ニ他管ニ出デ、五十日ヲ過ル者ハ、違令重ニ問フ。

第百二十二条 凡外国ニ逃亡スル者ハ、逃亡罪ニ二等ヲ加フ。

(石井ほか 1992 : 214)

このように、廢藩置県後の改定律例が、この規定を廃止するどころかさらに詳細に規定していることから、積極的にこの規定を維持する理由が存在したと考えるべきである。この逃亡条例の存続が論じられた際、廃止の理由としては「実際行ハレ難キ者アリ」と述べられている（手塚 1984 : 170-174）。存続の理由としては維新期の脱籍者が反政府活動を行っていたことが挙げられている<sup>(8)</sup>。

逃亡条令は明治 10 (1877) 年 11 月 2 日の太政官布告第 76 号で、失踪制度が採用されるのを以て廃止された<sup>(9)</sup>。同年 12 月 19 日の太政官達 95 号では、「從来犯罪決放ノ者並ニ脱籍無産ノ輩本籍マテ遁送致來候処自今其放縂放シ難キ事故アル者ヲ除クノ外ハ遁送ヲ廢シ本籍ヘ復籍又ハ現在地ヘ寄留及転籍スル等本人ノ望ニ任セ其旨本籍ノ地方庁ヘ通知シ送入籍等ハ例規ニ従テ处置スヘク此旨相達候事但目下生活ノ道ナキ

者ハ授産場又ハ懲役場別異スニ入レ之レヲ使役スル等其便宜ニ従フヘシ」とした。

つまり、脱籍は失踪制度により刑法における罪ではなくなったものの、生計が立たない者は「授産場又ハ懲役場」に入れて使役すべし、とした。この頃の「懲役場」および監獄は、純粹自由刑施設ではなく、救貧院の役割も果していたということは隅谷（1955）の研究でも指摘されるところである。明治 4 (1871) 年の脱籍者復籍規定より、生活の安定しない脱籍無産の徒は監獄施設に収容して授産をさせたように、近代初期において「浮浪・乞食」などまだ陶冶されていない労働力を刑事施設に収容し、労働者として職業訓練を施した経験は、わが国におけるハウス・オブ・コレクションの制度と見ることも可能である。

困窮者の「救済」は生國もしくは本籍の地方庁と定められ、たとえ費用が余分にかかるとしても遁送をさせていた。これは反政府活動を取りうる者を大都市、とくに首都東京から追い出そうという追放刑の性格を持っている。この遁送が廃止されるのは明治 10 年 12 月 19 日の太政官達 95 号である。この逃亡条令が完全に消滅するのは明治 15 (1882) 年 9 月 30 日の太政官布告第 50 号によってであった。

逃亡条例の前提である脱籍無産の徒取り締まりは「浮浪・乞食」対策というよりも、反政府活動をとりうる困窮士族対策であった。つまり「浮浪処罰」法令は「浮浪」が「処罰」の対象になるが、それは徵税および支配の困難という理由よりも「浮浪」の中に反政府活動を取りうる者が混じっていたからという、政治的理由によるところが極めて大きかった。

## 2 政治的に危険な「浮浪」

北原（1995）は明治初期の政治的に危険な困窮士族と、貧困にある都市窮民とを同一の施策で扱うという「明治初期特有の窮民救済」の存在を指摘した。北原が「明治初期特有」と述べるのは政治的に危険な「浮浪」が困窮士族であったためであり、鈴木（2000、2001）の研究が示すように「浮浪」を「危険な存

在」とする見解は明治初期に限られるものではない。

単に住居費を負担する資力がないため特定の住居を持たない者は「浮浪」となることがあり、一方で反政府活動をとっているがゆえに居所が安定しない者も「浮浪」となる。政治的な危険性がない場合でも犯罪を行う、または犯罪を誘発するおそれがあることから、「浮浪」を危険なものとして治安対策的に介入する試みはいつの時代にもみられるが、政治的危険分子と資力がないため居所が安定しない者や労働能力がない「浮浪」への対策はその目的が異なる。政治的に危険な「浮浪」に対して「救済」策は逆効果であり、労働能力のない「浮浪」に対しての「処罰」政策は意味をなさない。そのため、「政治的に危険な浮浪」と「経済的に困窮している浮浪」はそれぞれ別の対策が必要である。

「浮浪・乞食」などの単に貧困にあって徘徊している者は治安悪化を招く存在であるが、基本的に体制に対し従順なルンペンプロレタリアの域を出ない。一方、困窮士族は体制に対し不満を持ち、政権の転覆を狙うかもしれない政治的危険分子であった。こうした政治的危険分子はその後自由民権運動家、社会主義者と変化していくが、彼らの多くはその居所を定めずに活動をしているため「浮浪」のカテゴリーに分類可能である。違警罪も「一定の住居を定めず平常営生の職業のない者」と規定され、解釈によっては政治的危険分子も「浮浪・乞食」も含まれる。そのため、両者が混同されて取り締まりの対象になることは避けられなかった。

脱籍無産の徒取り締まりにおいては、「脱籍」と「無産」のどちらが主たる対象になったのだろうか。「脱籍」も「無産」もどちらも取り締りの対象になるが、圧倒的に重要視されたのは「脱籍」である。明治初期の脱籍者は農村から都市へと生活の糧を求めて来た困窮農民だけでなく、幕末に諸国を脱藩し、政治活動のために全国を奔走していた士族も含んでいる。こうした士族は明治政府に反感を持った時、反政府活動を行う可能性があったため、「無産」や困窮農民よりも優先して介入した。「無産」や経済的浮浪が公的介入の対象になるのは、困窮士族を主眼に置いた対策に、彼らが除外されなかつた場合である。その場合も「処罰」は主に治安維持のために行われ、貧民に対する施策は常に「救済」と「処罰」の間を揺れ動くこととなつた。こうした脱籍無産の徒取り締まり一連の法令が、後の戸籍制度と刑法制定につながってゆくのである。刑法による強制力を伴つた戸籍整備が必要とされたのは、明治政府は戸籍整備によって人民統制を行おうとしたためであり、戸籍に編入されていない者は統制から外れることになる。統治を安定したものにするためには、より多くの人民を戸籍に編入する必要があった。

脱籍無産の徒を戸籍制度に組み込むには、まずその者の籍、すなわち戸籍整備した上で生活の本拠が確定されなければならない。封建制の解体によって生じる士族の窮乏と反乱を、内務省は勧業行政として士族授産政策で対応しようとしたが、やがて警察行政によって治安対策的に「処罰」するようになる。士族の一部は内務省主導による殖産興業や士族授産事業によって新政府の統治下へと組み込まれていったが、多くの士族は困窮化する。こうした困窮士族はやがて明治3(1870)年頃から各地で発生した農民反乱ともつながったこともあり、政府は脱籍者に対する規制の手を緩めることはできなかつた。そのため、浮浪を「政治的に危険な者」として「処罰」することは維新直後からもう少し継続する。

それでは明治前期に制定された旧刑法中に経済的に困窮した「浮浪・乞食」への「処罰」に関する規定がどのように論じられたのか、その過程を以下で検討する。

### 3 刑法制定と流産した乞食罪

旧刑法は広くヨーロッパ刑法、特にフランス刑法を参照していた。司法省の顧問として招聘されたフランスの法律学者ボアソナードが日本人委員と協議しながら起草した刑法草案（「日本刑法草案」明治 10 年）を土台として、刑法草案審査局で審査修正し、元老院の審議を経て明治 13（1880）年太政官布告第 36 号として発せられた。施行は明治 15（1882）年である。

この旧刑法は草案の段階で「無産及ヒ乞丐ノ罪」という 1 節が設けられていた。ところが制定された法律にはこの節は挿入されなかった。ここでは、なぜ草案にあった「無産及ヒ乞丐ノ罪」が旧刑法に制定されなかつたのか、旧刑法とその草案に強い影響を与えたフランス刑法、および刑法草案作成の経過をたどりながら検討していく。

箕作麟祥訳のフランス刑法によると、フランス刑法は第 269 条以下で「浮浪」と「乞食」に対する「処罰」を規定している（西原ほか 1994：386-387）。「浪遊ノ罪」には「浪遊者トハ一定ノ居所及ヒ営生ノ方法ナク平常職業ヲ行ハサル者ヲ云フ」と規定され 3 ヶ月以上 6 ヶ月以下の禁固刑を科す。「乞丐ノ罪」は「乞丐者ヲ扶助スルカ為政府ヨリ建設セシ貧院ノアル地ニ於テ食ヲ乞フ者」を 3 ヶ月以上 6 ヶ月以下の禁固刑に処す。ここでは、「乞丐者ヲ扶助スルカ為政府ヨリ建設セシ貧院」がある場所で「乞食」を行った者のみが「処罰」の対象になっており、「貧院」のない地域では物乞いをしても「処罰」されない。フランス刑法は貧困や怠惰を刑法で「処罰」するが、その前提として貧民を養育する施設を建設しており、自力で生活費を稼ぐことのできる貧民を「救済」する制度を整えていた。貧民を養育する施設がない地方では、自力で生活費を稼ぐことのできない貧民には物乞いをする権利を認め、その権利に該当するかどうかも判定する義務が法律で定められていた。

日本刑法草案の起草作業は、司法省刑法課において、明治 9（1876）年 5 月から翌 10 年 11 月まで行われた。「浮浪・乞食」を「処罰」する条文は、実際施行された旧刑法ではなく、かわりに旧刑法第 4 編からは違警罪の項目に入っている。その第 425 条は「左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ、3 日以上 10 日以下ノ拘留ニ処シ、又ハ 1 円以上 1 円 95 銭以下ノ科料ニ処ス」とあり、その 12 項目に「定リタル住居ナク平常営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」と定められた<sup>(10)</sup>。これは「浮浪」を「処罰」する法律であり、定住している「乞食」は「処罰」の対象にならない。この違警罪は「浮浪」や定住しないことを「処罰」する従来の脱籍無産の徒を「処罰」してきた経緯と連続しているように見える。しかし日本刑法草案では「乞食」も「処罰」する「無産及ヒ乞丐ノ罪」が規定され、それはフランス刑法のそれと同じように、拘留期間が長く労働能力のない者についての「処罰」を削ったものであるので、単純に脱籍無産の徒取り締まりを受け継いだものではない。

刑法編纂委員会は何度か草案を作成しているが、活版印刷され広く流布したものがある。以下これを「確定日本刑法草案」と呼ぶが、これに制定されている「無産及ヒ乞丐ノ罪」は上記違警罪とは異なるものである。その内容は以下の通りである。

#### 第五節 無産及ヒ乞丐ノ罪

第一百九十六条 定マリタル住居ナク平常営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者ハ無産ノ罪ト為シ十一日以

上一月以下ノ重禁錮ニ処ス

若シ凶器ヲ携帶シ又ハ家屋等を毀損スル器具及ヒ偽鑰其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ持シタル時ハ一等ヲ加フ

第一百九十七条 無産者過分ノ貨幣又ハ金銀寶石ヲ以テ裝飾シタル玩器其他価額アル物品ヲ所有シ其原由ヲ証明セサル時ハ仮ニ之ヲ官ニ領置シ監視ノ期限間他ヨリ返還ヲ求ル者ナケレハ乃チ本犯ニ還付ス

第一百九十八条 無産ノ罪ニ処スト雖モ将来ノ行状ヲ保証シテ其交付ヲ請フ者アル時ハ行政上ノ処分ヲ以テ既決ノ刑ヲ止メテ之ヲ交付スルヲ得

第一百九十九条 身体壯健ニシテ平常乞丐ヲ為ス者ハ十五日以上二月以下ノ重禁錮ニ処ス  
十二歳未満ノ幼児ヲ教令シテ乞丐ヲ為サシメタル者亦同シ

(西原ほか 1995b : 824-825)

フランス刑法との違いは、拘留期間が 11 日以上 1 月以下と短くなっていることと、さらに「身体壯健」の者は 15 日以上 2 月以下と「身体壯健」ではない者との刑期の差をもうけていることである。つまり、労働能力ない者でも物乞いをしたら「処罰」される。フランス刑法のような貧院のある場所で「乞食」をしたら云々の記述は見えない。

この「確定日本刑法草案」の注釈がボアソナード執筆の「刑法草按注解」である。そこでは、この浮浪や乞丐を「処罰」する理由を「立法者ハ常居定業ナキ此有様ヲ見テ常ニ社会ニ危難ナルモノト做セリ尤モ此有様ニ就テ刑罰ノ第二原素タル道徳上ノ損害ヲ見ルコト頗ル難シト雖モ之ヲ以テ唯懶惰、放蕩ヨリ生シ来ルノ有様ナリト認定スルヲ得ベシ何トナレハ開化ノ國ニ在テ唯不幸ノ故ヲ以テ家ヲ失ヒ産業ニ離レタル者ハ其再ヒ産業ヲ得ル迄必ス公私ノ扶助ヲ得ルベキヲ以テナリ 然レモ此罪ヲ罰スル所以ノモノハ唯道徳上既往ノ損害ト社会公益上将来ノ危難トヲ憶測シタルニ出ツルガ如シ故ニ此罪ハ特別ニ論述スヘキ性質アリトス」(吉井ほか 1992 : 609-610) と述べている。「刑罰ノ第二原素タル道徳上ノ損害」とあるが、「第一原素」は社会にとって危険であることである。「常居定業ナキ」者、すなわち浮浪は社会に「危険」であるけれども、これは刑法典で裁く十分な理由にはならない。刑法典で裁くためには、「社会にとって危険」であることと「道徳上の損害」の 2 つが必要である。しかし浮浪は「不幸ノ故ヲ以テ家ヲ失ヒ産業ニ離レタル者」なので、「開化ノ國ニ在テ… (中略) …再ヒ産業ヲ得ル迄必ス公私ノ扶助ヲ得ルベキ」としている。けれども、将来において社会工役に危害を加えるおそれがあるので、この罪は特別に論述する必要のあるものであるとしている。

明治 19 (1886) 年出版のボアソナード著『刑法草案註釈』によると「無産ノ罪并乞丐ノ罪」の「無産」の罪は「本籍ノ家又ハ常住ノ家ナク職業或ハ其他ノ正当ナル営生ノ産業ナクシテ公ケノ道路公ケノ場所或ハ無人ノ場所ニ徘徊スル者ハ無産ノ罪トシテ十一日已上十二月已下ノ重禁錮ニ処ス」(ボアソナード 1886 : 781) とされている。「乞丐」の罪は「身體強壯ニシテ平生乞丐ヲ為ス者ハ十五日已上二月已下ノ重禁錮ニ処ス」(同前 : 783) とされた。ここでは、違警罪よりも罰則が重く拘留期間が長い。乞丐の罪では「身體強壯ニシテ」と、条件が付けられている。すなわち、「身體」が「強壯」ではない者は「乞食」をし

ても罪にならないのである。

ボアソナードは「別ニ悪事ヲナササル無産人ヲ罰スルハ人ノ或ハ怪シム所トナラン実ニ常住ノ家ナクシテ道路ニ徘徊スルハ不正ノ事業タルヨリ寧ロ不幸又ハ奇人ノ結果タルカ如シ」としながらも、無産者を「処罰」する理由を「立法者ハ常居定業ナキ此有様ヲ見テ常ニ社会ニ危難ナルモノト做セリ」と述べている（同前：784）。けれども、この罪は将来、社会公益上の危難を憶測するものでしかないので、他の刑罰とは別にして特別に論じる必要があるとしている（同前：785）。また、手品師や俳優などの諸方を徘徊する者は、定住していくなくても職業はあるので無産人とはいえない、としている（同前：785-786）。ここで乞丐とは平常物乞いをする者のことを指しており、職を失い、資産がないため一時的に他人の救援を求めるることは乞丐にあたらない（同前：789）。

この「無産及ヒ乞丐ノ罪」が削除され、しかも拘留期間の短い違警罪に記載されてしまったのはなぜなのか。その理由を探るために、「無産及ヒ乞丐ノ罪」を巡るボアソナードと日本側の見解を、刑法草案についての資料によって見ていくことにする。

明治9（1878）年5月から着手され、翌明治10年11月に「確定日本刑法草案」が編纂されるまでの過程を示す刑法編纂会議の記録が、「日本刑法草案会議筆記」である。ボアソナードと日本人編纂委員代表の鶴田皓が議論を繰り返している。フランス刑法にあった「浪遊」は「無産」に置き換える、などのやり取りがなされた。この時点では「無産ノ罪」と「乞丐ノ罪」は別条項となっている。

「無産ノ罪」とは以下のようなものである。

第一条 定メタル住所及ヒ寄居スル所ナク平常職業ヲ為サス又正当營生ノ方法ナク道路園及ヒ人民ノ集合スル場所又ハ寂寞ノ地ニ於テ徘徊スル者ハ無産ノ罪トナシ一日ヨリ一月ニ至ル重禁錮ニ処ス  
此犯人ハ本刑ヲ終ル後六月ヨリ二年ニ至ル時〔期〕間警察官ノ監視ニ附ス（同前：104-105）

「此犯人ハ…」云々が除かれ刑期などが異なっているが、この条文が違警罪425条12項になったのであろう。では「乞丐ノ罪」はなぜ削られてしまったのかを以下に見る。

### 乞丐ノ罪

第一条 壮健ニシテ平常乞丐ヲ為ス者は一月ヨリ三月ニ至ル重禁錮ニ処ス

脅迫又ハ兇器ヲ以テ乞丐ヲ為シ又ハ創傷廢篤疾ト詐称シ乞丐ヲ為シタル者ハ二月ヨリ六月ニ至ル重禁錮ニ処ス（西原ほか、1997：109）

これについて鶴田は「壮健ニシテ平常乞丐ヲ為ス者」とあるので、老人は乞丐をしても罪とならないのか、と質問した。ボアソナードの答えは壮健の者の乞丐はとくに「処罰」しなければならないが、かといって老人を全く「処罰」しないのは不都合なので、廢篤疾者の乞丐については第2条によって規定すると答えた。また、鶴田は脅迫の罪は別に設けてあるので、ここで特筆する必要はないのではないか、と述べるが、ボアソナードは乞丐の脅迫は通常の脅迫とは異なると主張した。つまり、乞丐に物を与えなかつた

場合、「貧者に財物を与えないような愛情のない者は、自ら災厄を招き一家が破滅するだろう」などと言うのだそうだ。単純に罵るのではなく、相手の良心の呵責を刺激する一種の物乞いの技術である。これは通常の脅迫とは少し違い、原語は「アンジユール」であり、これは「不敬」という意味にも当るという。鶴田はそれでは脅迫ではなく「罵詈脅威」と変えたらどうか、と提案した。

第二条 廃篤疾ニシテ職業ヲ為スヲ能ハサル者地方官ノ免許ヲ受ケス又免許外ノ地方ニ於テ乞丐ヲ為ス者  
ハ一月ヨリ三月ニ至ル輕禁錮ニ処ス  
若シ乞丐者ヲ留置スル場所又ハ貧院ノ設ケ在ル地方ニ於テハ此所ニ於テ本刑ヲ受ケシム（同前：110）

この条文で鶴田はこの条文の「廢篤疾ニシテ職業ヲ為スコト」云々はフランス刑法にもあるのかを確認した後、日本においては廢篤疾者であっても乞丐に免許を与えることなどないし、廢篤疾者を貧院に入れて養う法もないことを述べた。するとボアソナードは、政府が廢篤疾者を養う法を整備せず、また乞丐の免許も与えないのでは乞丐を黙認せざるをえない。このようなことは「畢竟姑息ニ苟モスル訳ナリ」（同前）と述べた。壮健の乞丐は刑法によって「処罰」しなければならないが、そのためには労働能力のない乞丐の保護もしくは免許の付与が必要であるとした。鶴田はこれに対し廢篤疾者に「乞食」の免許を与えると、自分で生計を営まないことを天賦のものとするおそれがあるので「日本ニテハ假仮廢篤疾者ト雖モ乞丐ヲ免許スルコト」（同前）はなく、また「日本ニテハ未タ政府ヨリ設立ノ貧院等」（同前：112）がない。この条文を規定するには「貧院又ハ留置スル場所ヲ設ケサルヲ得サルノ手数ヲ生セントス」と「壮健の乞丐」を「処罰」するために「壮健でない乞丐」を「救済」する設備が必要であることに言及した（同前）。

このやりとりを経てさらに練り直し以下のようない条文となった。

第二百八条 身体壯健ニシテ平常乞丐ヲ為ス者ハ十五日以上二月以下ノ重禁錮ニ処ス〔原改行〕幼児ヲ教  
令シテ乞丐ヲ為サシメタル者亦同シ  
若シ老幼及ヒ廢篤疾ニシテ職業ヲ當スルヲ能ハサル者乞丐ヲ為シタル時ハ一月以上三月以下懲治場ニ拘  
置スルヲ得（同前：119）

鶴田は「若シ老幼及ヒ廢篤疾ニシテ職業ヲ當スル」云々は削除したいと述べた。それは、老幼および廢篤疾の者は他者からの慈惠によって恵まれた飲食物で生活をしている「乞丐ニ類スル貧民」（同前）は実際に禁止することは到底できない。救貧院などの施策が十分行き届かない者はこうした貧民は不間に置くしかないと却って老人であっても重禁錮の刑に処されてしまう恐れがあると懸念を示したが、鶴田は「身体壯健」とあるので「老幼廢篤疾云々」には及ぶ恐れはないだろうとした。最終的には乞食罪は「日本ニハ老者ト雖モ乞食ヲ為スヘキ法ナシ故ニ之ハ不問ニ置〔ク〕ヨリ外ナシ」（同前：120）として制定しなかった。

また、草案の議論でボアソナードはこれら無産・乞丐を違警罪によって「処罰」することに反対してい

た。理由は、この刑に該当する者は科料を払うことはまずできないので拘留することになるが、違警罪ではその拘留期間が短すぎて効果がない、とのことであった（西原ほか 1997：110-112）。ここでいう「効果」とは無産・乞丐が有する「有害ナル慣習」（フォースタン 1881、1882：478）を改めるだけの十分な教育期間、もしくは生業を身に付けられるだけの職業訓練期間ということだろう。最終的に「無産ノ罪」だけが拘留期間の短い違警罪に繰り入れられるが、拘留期間は違警罪の中で最も長い。「乞丐ノ罪」は違警罪にすら定められなかつたのである。

以上の鶴田とボアソナードのやりとりから分かることは、「乞食罪」を制定するには、いくつかの条件が必要だということである。まず「乞食」が社会的にも道徳的にも害悪であるという意識を持っていること。さらに、全ての「乞食」を監獄に収容することはできないので、「救済すべき乞食」と「処罰すべき乞食」を分けなくてはならない。乞食罪を作ると、「公的機関が救済すべき乞食」を認め、それへの救済策を作らなければならぬことになる。しかし、わが国はこの「救済すべき乞食」の設定がなされなかつたために「処罰すべき乞食」も設定できなかつたのである。

当時の刑法学者は、この違警罪をどのように解釈していたのかを確認する。村田保『刑法註釈』（明治 14（1881）年）によると、「定マリタル住居ナク平生営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者ハ即チ乞丐ニアラサレハ遊惰人ナリ之ヲ罰セサル時ハ世上ノ風俗ヲ害シ且盜犯ヲ釀成スルコトアラン」とある。また、西谷義夫の『刑法違警罪注解』（明治 15（1882）年）でも「本項ハ人トシテ住居無キモノアル可カラザルハ無論ナレドモ住居スル処ナク亦資力産業ナクシテ彷徨スルモノハ多ク無賴ノ徒ニシテ社会ノ風俗ヲ乱ス故ニ処分スルモノナリ」（西谷 1882：4）としているように、法解釈上は、「定マリタル住居ナク平生営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」は風俗を乱すために「処罰」する、というのが理由である。刑法典には記載されなかつたものの、現場の刑事政策では「浮浪」は「処罰」の対象になつた。その理由は専ら治安維持や窃盗をはじめとするさらなる軽犯罪誘致の予防であつて、怠惰の「処罰」ではないことが分かる。

この法律を実際に運用する具体的な行政主体は警察官である。警察官はこの法令をどのような解釈のもと運用していたのだろうか。富岡門前巡査屯所編の『現行違警罪注解』（明治 15）では、「本項ハ風俗ノ紊乱ト盜犯ノ釀成トヲ防止スルモノトス 本籍ノ有無ヲ分タス凡ソ定リタル住居ナク平生糊口正当ノ営業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者ハ即チ乞丐ニ非サレハ遊惰人ナリ若シ之ヲ止捨スルトキハ太ク一般ノ風俗ニ閑スル而已ナラス惡業ニ陥ルモノ必ス多シ故ニ之ヲ罰スルナリ」（富岡門前巡査屯所 1882：35）と、上述の法学者による解釈と変わることろはない。しかし、この後「但シ本項ハ二元素具備スルニ非サレハ之ヲ罰スル能ハス元素トハ何ソヤ曰ク「定マリタル住居ナキ」曰ク「平常営生ノ産業ナキ」是レナリ故ニ平常営生ノ産業ナキモ定マリタル住居アルトキハ未タ此項ヲ以テ罰スル能ハス又定マリタル住居ナキモ平常営生ノ産業アルモノ未タ此項ヲ以テ罰スル能ハサルナリ」（同前：35-36）と、住居がないことと、定職がないことこの 2 つの用件を満たしていない限りは、「処罰」してはならないとしている。

次に、警察の業務において、「浮浪・乞食」の取り締まりの規準を確認する。明治 18（1885）年 6 月内務省警保局が編纂した警察執務に関する参考書「警務要書」の第 10 章には「乞丐及浮浪」についての項目がある。これによると

- (一) 乞食浮浪ハ風儀ヲ害シ秩序ヲ紊ルノ恐レアレハ常ニ之カ視察ヲ厳ニスヘシ
- (二) 強壯者ニシテ人ノ門戸ニ就キ又ハ路上ニ於テ哀憐ヲ乞フ者アルヲ認メタルトキハ警察署ニ連行クヘシ
- (三) 往來ニ於テ強テ施物ヲ乞ヒ若クハ幼児ヲシテ之ヲ乞ハシムル者アルヲ認メタルトキハ直チニ制止シ其場ヲ立去ヲシメヘシ
- (四) 往來又ハ人家ニ至リ物品ヲ押売シ或ハ種々ノ名義ニ托シ出錢ヲ乞フ者アルヲ認メ又ハ他ノ告知ヲ受ケタルトキハ之ヲ制止シ時宜ニ依リ警察署ニ連行クヘシ
- (五) 乞丐ノ徒ハ多クハ社寺墓地又ハ明家等ニ起居スルモノナレハ右等ノ場所ニ注意シ若シ之アルヲ認メタルトキハ直ニ其場ヲ立退カシムヘシ
- (六) 乞丐ノ徒ハ人ノ不在ヲ伺ヒ往々窃盜等ノ惡事ヲ為スモノナレハ若胡乱ノ者ト認ムルトキハ宜ク之ニ注意スヘシ
- (七) 乞丐浮浪ノ徒ニシテ不相應ナル金錢衣類又ハ其他ノ物品ヲ所持シ又ハ兇器類ヲ携帶スルヲ認メタルトキハ一応其所有ノ由来若クハ所用ノ目的ヲ聞糺シ時宜ニ依リ警察署ニ連行クヘシ（内務省警保局  
1885：429-430）

とあり、同年警視庁編の『警務要書』にも、同様の項目がある。条文に記載されていなくとも、運営上は警察官が内規を定め、刑の執行に幅を持たせて「浮浪」だけでなく「乞食」をも「処罰」していたことが分かる。

この執務に關係する法令は刑法第 425 条 11 項「人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏シタル者」、12 項「定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」と、警視庁違警罪目「強テ合力ヲ申掛け若クハ物品ヲ押売シ其他種々ノ所為ヲ以テ他ニ妨ケヲ為シタル者」である。

これに関連する達は明治 7 (1874) 年 7 月 13 日警視庁第 660 号「乞丐体ノ者橋上ニ敷物等致シ魚鳥或ハ雑品ヲ出シ往来人ヘ鬻キ候者往々有之右ハ馬車往来ノ妨トナルノミナラス兼テ東京府ヨリ布達ノ旨ニモ相戾リ候条懇々説諭ヲ加ヘ橋上ヲ立退セスヘシ此旨相達候事」と、明治 17 (1884) 年 1 月 12 日警視庁第 3 号「近来祝ヒ獅子ト唱ヒ市街ヲ徘徊候者ノ内濫リニ人家ニ立入り強テ出金ヲ促シ又ハ侮慢ノ言行ヲ以テ他ノ妨害ヲ為ス者有之趣相聞ヘ不都合ニ候条巡査ニ於テ取締方嚴重注意セシムヘシ右相達候事」である。ここでは獅子舞と「乞食」同列に扱っており、「乞食」を取り締まるのは通行の邪魔だからという理由も見えてくる。

さらに、第 660 号の達にあるように「魚鳥或ハ雑品ヲ出シ…」としていれば、これは露天商もしくは行商人であって、物貰いをする「乞食」ではないのではないか、と思われるが、ここではその行状よりも「乞丐体」と、見かけを重視している。ここからは、わが国の「乞食」取り締まりには「怠惰」ゆえに「処罰」するという理由を見いだせない。これは、労働に対する価値がそれほど高くなかったので、労働しないことが罪悪であるという認識も薄かったのであろう。

警察の内規によれば「乞食」はとにかく警察署に連行するよう定められているが、連行したところで科す刑罰は最長で 10 日の拘留、最高で 1 円 95 錢の罰金でしかない。当然矯正や労働力陶冶することは不可

能である。それでも警察を含む刑事政策は、貧困にまつわる犯罪への対応を拒むことはなく、常に貧民と関わりを持っていた。次に警察ではなく監獄における貧民の処遇を確認する。

### 第3節 監獄における「浮浪・乞食」

#### 1 寄場から監獄へ

わが国の近代的自由刑施設の起源は寛政2(1720)年設立の石川島人足寄場である。これは無宿対策の施設であり、ヨーロッパにおけるハウス・オブ・コレクションと同じように都市過剰人口を就労させる目的で作られたことは第2章で確認した。この人足寄場について人足寄場顕彰会編(1974)『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』による説明では「人足寄場は、正しく日本における自由刑・教育刑を行う近代的刑務所の前身であり、免囚保護を事業とする矯正協会の濫觴を為すもの」(人足寄場顕彰会 1974:2)とされている。この書の中で刑法学者の団藤重光は「わが国における人足寄場は無罪の無宿に対する授産更生を目的とする施設として発足した。無宿の主要部分は犯罪予備軍ともいるべき潜在的犯罪人口を形づくっていたのであるから、実質的には犯罪予防の趣旨を含んでいたといるべきであり、ゆるやかな意味で保安処分といってよいであろうが、正面からみれば、むしろ福祉施設的性格の濃厚なものである」(人足寄場顕彰会 1974:64)と述べている。このように、江戸時代の刑事政策の分野においても、「浮浪・乞食」に対する矯正を含む「処罰」は福祉と通じる対応がなされていたとの評価がある。

この人足寄場は明治に入りどのように変化していくのかを見ていくと、明治2(1869)年12月2日に刑部省内に囚獄司の官職が置かれ、石川島人足寄場はこの管理下に置かれる。翌年明治3年1月24日に寄場は徒場と名称が改められた。

明治の初期は脱籍無産の徒を監獄に刑人と区別して収容するようになるが、当時は監獄設備そのものが全国的に整備されていない。また、当時の監獄における脱籍無産の徒の授産は戸籍地での生活を安定させるためのものであり、近代的な労働力に陶冶する意図があったかどうかは疑わしい。それでも明治初期は監獄において「浮浪・乞食」などの貧民を授産させる福祉的な機能を持っていましたが、こうした機能は獄制改革が進むにつれ縮小されていく。

「浮浪・乞食」の授産を獄内で続けなかったのは理由がある。それは、当時の諸外国との不平等条約の改正が政治的な目標として掲げられており、監獄行政は領事裁判権の撤廃を目指していた。そのためには、諸外国人の収容に相応しい監獄を作り上げなければならず、監獄は純粋に自由刑執行の場とすべきで、生計の目途の立たない脱籍無産の徒を収容するには相応しくないとされたのである。当時の世界的趨勢として、「浮浪・乞食」を含む労働能力のない脱籍無産の徒の授産は監獄ではなく「救済」施設で行うべきだったのである。後に詳しく見るが、当時の獄制の研究者も、わが国の監獄施設が「浮浪・乞食」の収容施設のような役割を担っていることを認識していたが、それは救貧事業の発達によって解決されると信じていた。

明治前期の脱籍無産の徒は単に戸籍支配から脱したアウトローであるというだけでなく、同時に生活と生産の本拠地がない貧民でもある。彼らを生活の目途が立つまで収容する処遇は、生活を再建させる「救済」であり、なおかつ支配から逃れ治安を乱す罪で自由を剥奪する「処罰」を同時に行っている。生計の

目途が立つまでの暫定的な収容施設が監獄だったのである。

例えば、「明治二巳巳歳中越高人名」<sup>(11)</sup>に記されている者の身分は無宿が 151 名、町人 77 名、百姓 15 名、役人 5 名、公家 1 名、僧侶 2 名である。年齢は最年少 13 歳から最年長 57 歳までいるが、大半は 25 歳以下である（重松 1973a）。当時は尊属親の情願によって人足寄場へ収容されることもあり、明治前期の監獄はいわば感化院のような役割を果していたといえる。

明治前期の刑事政策と福祉の関わりは他にも明治 6（1873）年 3 月に無籍の者で「徒刑場懲役済御引渡方無之類ハ、養育院へ差送、老幼強弱ニ従ヒ所分仕候事」（東京都 1963b : 284）としたことが指摘できる。養育院は更生保護の役割も担い、刑事施設である溜と「救濟」施設である養育院は収容者を共有していた。当時の養育院は授産を行っていたこともあり、ここで元囚人に生業を身に付けさせ、自活ができるようにさせていたと考えられる。同年 11 月に浅草溜から養育院を管理する会議所に送られた貧民 14 名（男 12、女 2）が送られている。男は全員病者もしくは身体障害者であることから病気になった囚人ではなく行き倒れであると思われる。2 名の女には「犯人」と記載されているので囚人であろう<sup>(12)</sup>。これらの者は浅草溜で治療・看病が困難であったために養育院送りになったと考えられる。

このようにわが国の刑事政策は江戸時代から福祉と極めて深い関わりを持っていた。ヨーロッパと同じような近代化の道をたどるならば、監獄内で授産をする脱籍無産の徒や親族の情願によって収容される少年の「救濟」は「救済」施設へと分離し、監獄は自由刑執行の場に純化されるはずである。しかし、わが国の救貧が「人民相互ノ情誼」を基調にし、貧民「救済」の対象を極めて制限したために、こうした刑事政策の福利的機能は存続する。次に、明治以降の監獄の推移をこうした福利的機能に注目しながら考察する。

## 2 わが国のハウス・オブ・コレクション

第 1 節で確認した明治 5 年の「監獄則并図式」によれば、監獄の施設は「未決者ノ監」（第 2 条）「已決者ノ監」（第 3 条）「懲治監」（第 10 条）の 3 つである。懲治監がハウス・オブ・コレクションにあたり、ここでの収容対象となるのは①20 歳以下の刑余者で改悛の情が乏しい者、②平民からの請願懲治者、③微罪による軽罪囚、④平民の贖罪無能力者、⑤復籍の難しい脱籍無産の徒、である。尊属親の請願により、不良の子弟を懲治監に入れることができる請願懲治は石川島人足寄場も同様の制度があり、これを受け継いだものと思われる。ここで注目すべきは 5 番目であろう。これは先述した脱籍無産の徒復籍規定をそのまま引き継いだものであるが、近代獄制を志した当初は監獄において「浮浪・乞食」の収容と授産が行われていた。

監獄則第 10 条は次の通りである。

此監獄亦界区を別チ他監ト往来セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比スレハ稍寛ナルヘシ  
二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶<sup>(13)</sup>營生<sup>(14)</sup>ノ計ナク再ヒ惡意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ  
獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉励セシム 二十一歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者ハ獄司  
ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム

平民其子子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入シコトヲ請フモノハ之ヲ聽ス

凡軽囚ヲシテ書籍ヲ習読シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱苦ヲ忍ヒ改心シ以テ才芸ヲ成スモノハ抜擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聽ス

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情実贖スルコト能ハサルモノ・実決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル

脱籍無産復籍シカタキ者本刑懲役ノ限満チシ後ハ皆此監ニ移シ罪囚ト区別シ工芸ヲ習慣セシメ独立活計ノ目途ヲ立然ル後本人望ミノ地へ入籍セシム 工芸ニ練達スレハ他囚第一等ノ工錢法ニ従フ（重松 1979 : 50）

このように、この懲治監は脱籍無産の徒を収容するだけでなく、不良少年を矯正する役割もあったことが分かる。脱籍無産の徒と父母の請願による者とでは詳しくは表 2 で確認するが、脱籍無産の徒の数が上回っていた。

この明治 5 年監獄則は財政難のため 1 年足らずで効力が停止するが、国法として廃止されたわけではないので、府県等は部分的にこれを基準として刑政を運用した場合も少なくない（平松 1970 : 69）。明治 5 年監獄則の施行が停止させられたのは、主として財政難のためであるから、司法卿大木喬任は監獄則の予算に関係のない面、禁囚の処遇及び懲役法は、これを実行して差支えない旨を重ねて指令した（滝川 1972 : 211）。

東京府における監獄が「浮浪・乞食」にどのように介入していたのかを達で確認すると、明治 11 (1878) 年 7 月 5 日警視庁達第 106 号では、乞食体の者及び無籍者を市ヶ谷監獄に送致するよう達し、「浮浪・乞食」の監獄収容を行う<sup>(15)</sup>。また、同日の同達 115 号では、他県の者でも東京府のものでも「瘋癲ヲ発シ候者」で引取人のいない者は監獄署に送付するよう定め、その書式も提示している。明治 10 (1877) 年 2 月には他県出身者のみであったが、東京府出身の者でも対象を拡大した。明治 10 年 12 月に失踪制度ができたために、脱籍はもはや刑事法の分野ではなく民法や戸籍法の分野の問題になったが、法制度上の解釈が変化したところで脱籍無産人の困窮は変わることはなく、依然として監獄が貧民を扱わなければならなかつた。行路病人死亡法にかかる対象者も、石川島監獄署に送付された（明治 14 (1881) 年 10 月 21 日警視庁達第 95 号、明治 15 年 1 月 14 日同第 3 号<sup>(16)</sup>）。

表 2 懲治監の人員（明治 9～13 年）

年次		脱籍無産人ノ者						
		前年ヨリ越人 員	入監人員	総計	出監人員			残留人員
					復籍	死亡	総計	
明治 9 年	男	583	2678	3259	2244	106	2350	909
	女	99	300	399	233	10	243	156
	合計	682	2976	3658	2477	116	2593	1065
明治 10 年	男	898	2147	3045	1763	176	1939	1106

	女	156	252	408	211	30	241	167
	合計	1054	2399	3453	1974	206	2180	1273
明治 11 年	男	1111	2201	3312	2023	244	2267	1045
	女	167	300	467	291	20	311	159
	合計	1278	2501	3779	2314	264	2578	1204
明治 12 年	男	1045	1852	2897	1698	341	2039	858
	女	156	209	365	175	60	235	130
	合計	1201	2061	3262	1873	401	2274	988
明治 13 年	男	858	1524	2382	1477	180	1657	725
	女	130	178	308	147	65	212	96
	合計	988	1702	2690	1624	245	1869	821

年次		父兄ノ情願ニ依ル者						
		前年ヨリ越人員	入監人員	総計	出監人員			残留人員
					改良	死亡	総計	
明治 9 年	男	269	587	856	584	11	595	261
	女	18	169	187	119	2	121	66
	合計	287	756	1043	703	13	716	327
明治 10 年	男	261	855	1116	826	21	847	269
	女	66	270	336	288	4	292	44
	合計	327	1125	1452	1114	25	1139	313
明治 11 年	男	270	922	1192	732	27	759	433
	女	45	169	214	171	3	174	40
	合計	315	1091	1406	903	30	933	473
明治 12 年	男	433	1039	1472	860	91	951	521
	女	40	257	297	246	12	258	39
	合計	473	1296	1769	1106	103	1209	560
明治 13 年	男	521	931	1452	941	31	972	480
	女	39	153	192	163	2	165	27
	合計	560	1084	1644	1104	33	1137	507

第 1 回日本帝国統計年鑑 459-460 頁より作成

表 2 より、年が進むにつれ「父母ノ情願ニ依ル者」の数が増えていくがそれでも「脱籍無産人ノ者」を越えることはない。懲治場は、事実上少年更生施設と救貧院としての役割を備えていたが、救貧院としての機能の方が大きかったことが分かる。

「脱籍無産ノ者」の死亡者の数の多さは懲治場の衛生環境が良くなかったこともあるだろうが、先述の違警罪対象者で罰金が支払えず、笞刑を受ける体力のない者が送致され、警視庁達で行路病人死亡法にかかる者や「瘋癲ヲ発シ候者」が監獄送りになっていたことを考えると、むしろ病弱な者を多く収容していたと見るべきであろう。

「脱籍無産ノ者」「少年」「瘋癲ヲ発シ候者」をまとめて収容していた懲治場は、労働力陶冶のための制度というよりも「救済」施設としての機能を果たしていたといえるのではないだろうか。

### 3 別房留置—救貧院の代替施設—

明治 14 (1881) 年に監獄則は改正され（以後明治 14 年監獄則）、これも明治 5 年監獄則と同様小原重哉が作成した。明治 14 年監獄則第 1 条に「監獄ヲ別テ左ノ六種ト為ス」とし、留置場・監倉・懲役場・拘留場・懲治場・集治監と定める一種となる。明治 5 年監獄則の懲治監にあたるものが懲治場となっている。そこでは尊属親の情願による不良少年の収容および、刑法で「処罰」する年齢に達しない幼年犯罪者のみを収容する。つまり監獄則上はもう脱籍無産の徒にあたる「浮浪・乞食」を収容することはなくなったのである。逃亡罪は失踪制度の制定により廃止され、刑法上の罪ではなくなったことが影響しているのである。

しかしこの明治 14 年監獄則で別房留置という新たな制度が設けられる。「別房」では監獄への収容と見なされず、第 1 条にも記載されていない。別房留置は第 30 条に規定され、監視に付されていない刑期満了者で頼るべき所のない者も情状により別房留置とし生業を営ませた。本文は以下の通りである。

刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ其情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルコトヲ得

小原の『監獄則註釈』(1882) によると、「其頼ルヘキ所ナキハ ヒトリモノ 孤独ニシテ一身ヲ託スル親族故旧ナキハ 固ヨリ論ナシ仮令ヒ之アルモ貧困ニシテ出監者ヲ救恤セハ忽チ一家ノ困弊ヲ加フル如キ類ヲ請フ故ニ其情状ニ由ルノ数字ヲ載入セリ之ヲ別房ニ留ムル所以ハ刑期已ニ満レハ則チ平人ナリ受刑人ト同居セシムルヘカラサル故ナリ」(小原 1882 : 107-108) とある。つまり、別房留置は刑余者で出監後の生活保証がない者を「救恤」する目的で作られたものであることが分かる。また、これに続けて「本条ハ立法ノ一大原則ニシテ人ヲシテ罪辟ニ陥ラシメサルノ精神ヲ摘示セシナリ夫レ犯罪の原因タル其種甚タ多シト雖モ其中ニ就キ貧困ニ迫テ罪ヲ犯ス者最モ多キニ居ル故ニ立法者ハ常ニ当サニ民人ヲシテ業ヲ失ヒ貧窶ニ至ラシメサルノ真意ヲ以テ法ヲ設クヘシ若シ刑期已ニヲ放チテ之ヲ社会ニ歯ヒセシメハ其忽チ懲念ヲ起シ人ノ衣食ヲ奪ヒ再ヒ刑ヲ受ルニ至ルハ蓋シ言ヲ俟タスシテ知ルヘシ此患憂アルヲ知リテ之ヲ未前ニ救ハサレハ其政道ヲ閑害スル者實ニ尠カラス故ニ本条ハ予メ出監者ノ情状ヲ探知シ其已ムヲ得サル者ハ之ヲ監獄内ノ別房ニ留置シ生計ヲ営マシムルノ規則ヲ設ル所以ナリ蓋シ各地方教育所ノ設ケ成ルノ日ハ此別房留置ノ制モ亦止ムニ至ラン」(同前 : 108-109)。と述べている。犯罪の原因が貧困にあることを指摘し、再犯防止のための施設であることが述べられており、最後には各地に「教育所」ができたらこうした制度はなくなるであろうと期待している。つまり、この別房留置は貧困なる刑余者のための「教育所」であったのである。

これは小原のみの理念ではなく、『監獄則抜萃在監人心得』にも別房留置について「是レ本条未然ニ救済スルノ恩典アル所以ナリ」（小野 1885：12）と、「未然ニ救済」すなわち防貧の機能を述べている。

別房留置は刑期を終えた後、その後の生活が困難であるため一時的に監獄に留まることを刑余者に許した制度である。衣食費などは自弁で、別房内で稼いだ工賃から居食費を差し引いて残った金額を監獄から出した後の生活費および出生地への旅費にあてる。したがって労働力陶冶のために収容するというよりは、別房で作業をして生活の目途が立つまで貯金をする制度と考えられよう。衣食費すら自弁できない者はどうするのか、という伺い（明治 15（1882）年 1 月 26 日京都府）には、不足する分は地方の監獄費で賄うよう指令をしている（石川県監獄本署 1884：488-489）。つまり、自弁で衣食費を稼げない別房留置人には、官費で生活費が支給されるのである。

いずれ全国に「教育所」が設立されこの制度はなくなると予想されていたのに反し、「教育所」は設立されず、別房留置人は増加の傾向すら見せた。別房留置人の増加は監獄費の増加につながり、地方財政をさらに逼迫させる結果となった。以下に、東京の別房留置人が監獄の中にどれほどいたのかを、表 3 で、別房に留置されている理由を表 4 に示した。

表 3 在監人総数と別房留置人数

	在監人総数	別房留置人	別房留置人割合(%)
明治 14(1881)年	3685	122	3.3
15 年	3992	222	5.6
16 年	4029	168	4.2
17 年	4121	379	9.2
18 年	4742	577	12.2
19 年	4064	239	5.9
20 年	4107	684	16.7
21 年	3680	278	7.6
22 年	4077	310	7.6
23 年	3347	394	11.8
24 年	3150	377	12.0

東京府統計書第 2～9 冊より作成

表 4 別房留置人ノ出入（明治 21 年）、

類別		男	女	計
前年末日ノ現員		319	13	332
本年間ノ入	満期後頼ルヘキ所ナキ者	4		4
	監視ニ付セラレ住所及ヒ引取人等ナキ者	827	27	854
	仮出獄ヲ許サレ住所及ヒ引取人等ナキ者	2		2

	計	833	27	860
合計		1152	40	1192
本年間ノ出	出房及ヒ出房者	850	37	887
	逃走者	1		1
	死亡者	25	1	26
	計	876	38	914
本年末日ノ現員		276	2	278
在房在監ノ延人員		107557	3044	110601
罹病延人員		3510	117	3627

警視庁書記局（1889）警視庁事務年表 324-325 頁より作成

表 4 に見られるように、別房留置人では「住所及ヒ引取人等ナキ者」が問題となる。別房留置人への対応として東京府においては明治 19（1886）年 6 月、別房留置人全員に健康診断を行い、体力を甲乙 2 等に分類した。甲には力役に就かしめ工銭を得させ、乙には病者として粥を与えた。甲は力役作業に疲労困憊し、乙は粥の淡白な食事に耐えかね、1 日も早い出場の念を起こさせようというのが狙いであったといわれている（刑務協会 1943：583）。

力役・粥食といった肉体的苦痛を与えるいわば体罰的処遇によって別房留置人を追い出しそうとしたが、表 3 によれば東京に限った数字ではあるがこの明治 19 年は一時的に別房留置人の数が減少しているが翌年また増え、その後は大体 300 名弱～400 名を維持しており、この力役・粥食の効果はあまりなかったようである。明治 22（1889）年監獄則が改正され、監獄則上別房留置の制度はなくなったが、これは監獄は自由刑執行のための施設であって受刑者を貧困であるという理由で拘留しつづけるべきではないという理念の実現であり、貧困なる刑余者の受け入れ先ができたことを意味しなかった。現に、刑法附則第 32 条<sup>(17)</sup>と第 47 条<sup>(18)</sup>をもって別房留置者の制度は残り、別房留置者は特に減少しなかった。

それどころか別房留置費の監獄費としての支出が認められなくなり、別房留置にかかる費用が地方財政を圧迫するようになった。こうした状況は監獄関係雑誌上の投書で数多く訴えられている。たとえば、明治 23（1890）年の「警察監獄学会雑誌」第 1 卷第 11 号“寄書”には「別房留置者の減少策 東京 天狗道人」という一稿が寄せられた。その天狗道人の聞くところでは、本年 9 月の月末別房留置現員は実に 1293 人である。そのうちの大半は刑法附則第 32 条にかかる者で、満期の際資力がないために住居地に帰着する能力がない者、あるいは無資力かつ引取人がいない者である。資力を得る手段は拘留中の工賃によるが、別房留置の留置者の衣食費は監獄費で賄うのではなく自弁である。しかしこの別房に留置されている者の多くは労働に耐えられない者で、衣食費を自分で賄うことができない。よって、監獄がその費用を出しているが、出房の目途は立たない。21（1888）年末別房留置者の総員は 982 人であるがそのうち一人前に足る作業ができるのは 261 人に過ぎず、残りは一人前の作業ができないのである。22 年末の総員は 813 人で、一人前の作業ができるのは 141 人である。このように、自弁で衣食費を稼ぐだけの工賃を得る者が少ないため、別房留置は監獄費の増大を招いている。官はこれらの者を 1 日も早く帰着できるように資力を付け

させるべきだとし、別房留置の者の工賃を十分にして早く出房できるようにすべきだとしている。

別房留置人の中で一人前の作業ができる者が 5 分の 1 にも満たないということは、衣食費の自弁に加えて旅費まで稼ぐことのできる者はさらに少ないとということになろう。獄内での作業であることを考慮しても、自活できるだけの工賃を稼ぐことができないということは別房より出されても生活が困窮する可能性が非常に高い。別房留置は、獄内に設置された貧民の収容所のような役割を果たしているといえる。

明治 28 (1895) 年の「大日本監獄協会雑誌」8 卷 91 号の寄書にも「別房留置者に付きて 厚顧生」がある。これの訴えていることは別房留置者が全国的に多数おり、その大半は正業復帰が困難な者である。そのため出獄人保護会社の設立、貧民救恤院の設立、感化院の設立を強く求めている。このように別房留置人の数の多さとその処遇の困難さ、社会復帰の難しさを訴え、こうした問題を緩和するために公的制度の充実を訴えている。それが「貧民救恤院」と救貧事業の分野にまで言及しており、獄制当事者は救貧事業の不備、すなわち「救済すべき貧民」の設定が非常に厳格であることの不便さを感じていたと考えられる。

その他にも出獄後の保障、すなわち現在でいう更生保護の充実を訴える記事が多く寄せられ、別房留置の廃止は刑余者を監獄ではなく保護団体に任せる趣旨であったのに、保護団体の数が不足しているため監獄が受け入れざるを得ない、という問題点を指摘する。

小原重哉が期待した「教育所」は長年の間設立されず、貧困が理由で監獄に留まらざるを得ない者の処遇とそれがもたらす不利益は監獄が引き受けている。「人民相互ノ情誼」を基本理念に鰥寡孤独老幼廢疾を例外的にしか「救済」しなかった公的な「救済」の脆弱さのしづ寄せが、監獄に押し寄せていたと見るべきだろう。こうした監獄が抱える諸問題を解決しようという動きはあったが、いずれも監獄が貧民の最後の引受先として、公的な「救済」の補完をするという状況は改善されない。こうした刑事政策の改革の試みを次に考察する。

#### 4 「処罰」と「救済」の接点—監獄改良運動と感化救済事業—

これまで見てきたように、明治前期は戸籍整備という目的を福祉政策も刑事政策も共有しており、共に「浮浪・乞食」などを戸籍整備させる目的で公的に取り締まり、ときには授産も行っていた。では戸籍整備以外の目的で「処罰」と「救済」が交錯することはなかったのだろうか。幼年の囚人や不良少年への介入は「処罰」と「救済」が交錯する余地が多く明治 20 年代に感化救済事業という形で議論が活発に行われるようになった。感化救済事業には様々な捉え方があり、その政策的な影響も幅広いがここでは「処罰」と「救済」の連携が見られた点に注目する。また、鈴木の研究が示したように、監獄改良運動の時期には貧困と犯罪を結びつける「危険な浮浪」に対し、強制労働を課すべしという議論が展開された。まず監獄改良運動の経緯を見る。

監獄改良運動の直前の明治 18 (1885) 年 8 月、内務卿山県有朋は全国の監獄に対して懲戒主義こそ監獄の「本分」であるとの秘密訓示（秘 39 号）を発した。山県訓示は、囚人に「懲戒駆役、堪え難きの劳苦」を与える、監獄を畏怖させて再犯の念を絶たせるべきであるとしたのである。監獄局長石井邦猷は「敢為断行」主義で、この訓示には石井の関与もあったと考えられる（平松 1970 : 79）。

この訓示に引き続き警視庁の小野田元熙警視の『監獄主義論』（同年 10 月）がある。これは各府県知事、典

獄その他監獄関係者に配布された。その内容は懲戒主義の徹底を説き、労役で囚人に最も苦痛を与える、最も懲戒の主義に適するには、「倦厭退屈に堪えざる苦役」であるとし、イギリスで行われていた踏車（treadmill）・曲柄回転（crank）等の「労役ノ最モ囚徒ニ苦痛ニシテ又最モ懲戒ノ主義ニ適スル者ハ倦厭退屈ニ堪ヘザル苦役ヲ捨テ他ニモトムベキモノアラザルナリ」（小野田 1885：25）を推奨した。

こうした懲戒主義の議論を受けて実行されたのが罪石制度である。罪石とは規律違反をした囚人に石を背負わせる苦役である。罪石制度は囚人の懲戒を目的としたもので、囚人を労働者に矯正するためのものでないことは明らかである。罪石制度は大阪府・兵庫県で確実に実施され、罪石もしくはこれと類似の制度を実施したと伝えられる地方は岡山県・高知県・長崎県である（手塚 1965）。この罪石事件は新聞世論の反発を招き中止に至った。反対意見の内容はこのような蛮行が行われていては条約改正が遠のき、囚人改善にも悪影響をもたらし結果として監獄費が増大するというものであった。

世論の反対にあって廃止された罪石制度であるが、この事件を引起した背景、すなわち監獄の財政的不備と囚徒扱いの思想に基く獄内作業の不統一という諸問題は残されたままであった。監獄の暴力的規律維持がこうして正当化され、その風潮は明治30年代半ばまで相当に強く残ることになったと平松は述べている（平松 1970：9）。

監獄改良運動は、条約改正の目的と絡んで明治前期から既に言及されていた。中でも、内務卿大久保利通が明治9（1876）年関係官庁に配布した「ベリー獄舎報告書」は、明治5（1872）年大木司法卿によって翻訳配布されたロンドン第1回万国監獄会議の議事録とともに、監獄改良運動論に関心を喚起した。国際会議における議事録が、監獄改良を推進したことからも分かるように、この頃の監獄改良とは条約改正のための手段であった。

貧困と「浮浪」を犯罪と絡めて論じられるようになったのは、監獄改良運動の頃（明治20年代）からである。これは、刑事政策の統計学の本格的な流入、小河滋次郎を始めとする監獄改良家の関心の高まり、法制度の整備、資本主義の成熟などの理由が挙げられる。よって、こうした条件を整備していない旧刑法制定時には、「浮浪」を犯罪として「処罰」することに、ある程度の心理的制約があったのである。しかし、その後の刑法改正案や、明治10（1877）年の内務省にあてられた上申に「夫れ刑罪は治国の要具にして其の罪悪を懲し善良に還らしむるを期すべきなり」（刑務協会 1943：457）としているように、監獄を矯正を図る場にするという考えがなかったわけではないが、この場合の「矯正」とは労働力陶冶のことではなく、「善良に還らしむる」とあるように道徳的な矯正のことであった。

鈴木（2000）の研究で示されたように、監獄改良運動の時期にはヨーロッパにおける強制労働制度の研究やその導入が議論された。ただ、ヨーロッパのそれとは異なり、労働それ自体の価値によって怠惰な犯罪者を勤勉な労働者にするということではなく、あくまで労働は矯正の手段でしかない。監獄改良運動の議論においても、労働觀にそれほど大きな変化は見られなかった。

感化救済事業は当時開明官僚と呼ばれる、後藤新平・滝田静太郎・小河滋次郎・井上友一らを中心とする官僚群によって展開された。室田保夫（1998）は、「彼らには人権思想は乏しく、国家（社会）有機体説や仁政的な観念の色合いが強」いものであったが、「社会行政不在の国家の危機的なものを感じていたことは確かである」（室田 1998：3）としている。この感化救済事業で注目すべきは、官主導のスローガンに

とどまらず、実際に民間で感化院の設立が相次いだことである。代表的な私立感化院は明治 17（1884）年の池上雪枝の神道祈祷所（大阪）、明治 18 年の高橋真卿の私立予備感化院（後の東京感化院）などがある。当時すでに懲治監・懲治場という少年が収容される施設は監獄内に設置されていたが、その処遇は少年の更生に必ずしも効果があったとは言えず、そこで犯罪を学んでしまう再犯の温床でもあったため、こうした私立感化院の設立が必要とされた。

私立感化院の少年は親戚の情願によって収容された者、もしくは懲治場出所の後寄る辺のない者を対象とし（矯正協会 1983 : 131）、いわゆる「浮浪・乞食」をなす児童を狩り込んでまで入院させることはしない。こうした児童に感化院が関わるのは明治 33（1900）年の感化法からで、その第 5 条で「遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者」を入院の対象者に含んでいる。路上で「浮浪・乞食」をなす少年を狩り込んで収容する事例は一般的でないが、それでも少年については、成人よりは「浮浪・乞食」をなす者への公的介入を積極的に行っていいたといえよう。

問題は、こうした少年への感化救済事業が期待ほどには拡大しなかったことである。感化救済事業は主に少年を対象としたものであって、その意味では従来の鰥寡孤独老幼廢疾の対応を拡大したにすぎない。

感化救済事業の目的は対象児童の感化であると同時に、社会一般に対する防衛として彼らの感化を訴えた。感化院の管轄は文部省ではなく監獄と同じ内務省である。池本美和子はその感化も道徳的教育を通じて「対象者が良き末端国民となることが期待され」ていたと指摘する（池本 2006 : 273-274）。これに関連して、感化救済事業においては少年の矯正のため「労作」という作業が行われた。これは農業を通じた道徳教育のようなもので、小河滋次郎の主張や留岡幸助の実践からも、感化救済事業には農業によって徳性を高めようとする意図が色濃く表れていた（柴田 1964）。

感化救済事業では「個人の勤勉」が強調されたが、その具体的実践が「労作」すなわち農業であった。このように、少年の「浮浪・乞食」に対する介入は成人よりも積極的に試みられたものの、「近代的な労働力への陶冶」という視点を明確に見出すことはできない。少年だけが感化救済事業の対象になりえたのは、はこうした道徳的な矯正に対し、成人よりも可逆性をまだ有していたためだと考えられるのである。

## 小括

明治前期の刑事政策は「近代化」と「復古」という 2 つの側面を持ちながら展開したが、獄制においては勤労倫理という思想的背景や賃労働需要という社会的状況を持たなかつたため、「浮浪・乞食」を強制的に労働に従事させる制度の構築は実現しなかつた。

近代的な刑法を作るにあたり、「処罰すべき」「浮浪・乞食」をどのように設定するかが問題となつたが、その設定をするためには「救済すべき」「浮浪・乞食」もまた設定しなければならない。たとえ労働能力がなくとも「浮浪・乞食」を公的「救済」の対象にすることは拒まれたため、旧刑法には「定マリタル住居ナク平常営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」を短期の拘留と低額の科料に処す規定が設けられた。しかし、短期の拘留では労働力陶冶は見込めず、「浮浪・乞食」狩りもほとんどが追放処分となり根本的な解決には至らない。

明治前期は「浮浪・乞食」は脱籍無産の徒として監獄に収容し授産をさせていたが、純粹自由刑施設を

目指す監獄に貧民を収容するのは相応しくないという理由から明治 15（1882）年でこうした者は監獄に収容されなくなる。監獄には新たに別房留置という制度が作られ、住居・引取人・生業・旅費のない刑余者などを収容していたが、これは監獄費を圧迫し、現場の獄制関係者も更生保護や救貧事業の不備を訴えるようになる。そうした声を受け監獄改良運動が展開されていったものの、監獄改良運動は「浮浪・乞食」の労働力陶冶という制度を構築することはかなわず、不良少年の感化を訴える感化救済事業も成人の「浮浪・乞食」への感化を扱うまでには至らなかった。

#### 注

- (1) 古代への回帰は天皇への権力集中を意味するため、中央集権国家を構築するという点で近代化と通底するところがある。そのため、復古的な動きを経た後に近代的な改革を進めるということは可能であり、その意味で復古と近代化は両立しないわけではない（団頭 1948 : 55-56）。
- (2) なお、マーシャルは「働く権利」を妨げる慣習をギルドおよび徒弟制、慣習法によって制限されていたが「こうした規制は臣民の自由に対する攻撃であり、国家の繁栄に対する脅威である」（マーシャル、ボットモア 1992=1993 : 21）と認識され、コモンローに基づいて裁判所が「働く権利」を市民的権利として定着させていく過程を述べている（同前 : 21 - 24）。
- (3) 例えば、石田眞（1994）によればイギリス雇用契約法上の歴史的性格には、しばしば身分的な主従関係に基づいた労働者に対する刑罰規定を含んだ規制、および労働者の土地への縛縛を要請する法などが含まれている。
- (4) 『法令全書』第 5 冊、333 頁。明治 4 年 4 月 22 日太政官布告第 203 号を以て改定。
- (5) 太政官布告第 676 号、『法令全書』第 6 冊、455 頁。
- (6) 『法規分類大全』〔第 5 冊〕〔第 29〕 治罪門第 3 監獄、54 頁。
- (7) 『法令全書』第 7 冊、86 頁。
- (8) 「逃亡律ノ如キ之ヲ唐律ニ取ルモ今日ニ至リ削除セサル可ラス何トナレハ維新ノ際ニ方リ諸藩脱藩ノ徒往往外ニ在テ不逞ヲ爲スヲ以テ爲メニ此律ヲ設ク今ハ則チ然ラス郡縣ノ制既ニ完全ニシテ人民ノ自由ヲ保護スルニ期ス此律存スル適々」（法規分類大全 〔第 2 冊〕〔第 26〕 刑法門 形律 328 頁）。
- (9) 法規分類大全 第 2 冊 〔第 26〕 刑法門第 1-2 352 頁。
- (10) 違警罪第 425 条 12 項は明治 41（1908）年現行刑法が施行されたとき廃止され、代わりに定められた警察犯処罰令に第 2 条 2 項に「乞丐ヲ為シ又ハ為サシタル者」は「30 日以下又ハ 20 円以下ノ科料ニ処ス」と乞食についての処罰規定が初めて設けられた。同条 3 項には「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」と浮浪についての罪も残されている。戦後の軽犯罪法でも第 1 条 22 項に「こじきをし、又はこじきをさせた者」は「拘留または科料に処する」と定められた。浮浪についても 4 項に「生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、95 一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの」として規定されている。
- (11) 国立国会図書館所蔵「石川島人足寄場居越帳」。
- (12) 東京都公文書館蔵「会議所往復留、復籍逃亡類第 58 編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」(606.B2.11)

DVD127-131 コマ。

- (13) 貧しい家のこと。
- (14) 生活していくこと。
- (15) 東京都公文書館蔵「警視庁令鑑」。
- (16) 同前。
- (17) 第32条 監視ニ付スル者住居ナク及ヒ引取人ナキトキハ其期間監獄中ノ別房ニ留置シ工業ヲ為サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地ニ在リテ帰着スル資力ナキ者又同シ。
- (18) 第47条 仮出獄ヲ許ス可キ者住所ナク及ヒ引取人ナキ時ハ第32条ノ例ニ従ヒ監獄中ノ別房ニ留置ス可シ。

## 第4章 養育院を中心とする「浮浪・乞食」対策—「救済」と授産に注目して—

東京府における明治前期の「浮浪・乞食」の公的「救済」で大きな役割を果たしたのはまず下総開墾事業と養育院である。開墾事業はすでに北原の研究で触れたが、ここで改めて「浮浪・乞食」の扱いに注目して取り上げ、これらの事業が「浮浪・乞食」を扱った理由、公的介入の経緯と内容を検討する。「浮浪・乞食」対策の主たる目的は戸籍整備であるが、その対象者の背景を細かく分析すると、戸籍整備だけでなく労働力陶冶の萌芽や一般的救貧制度の構築が読み取れる。しかし行政機構の整備が進むにつれ養育院を始めとする東京府政の再編の中で、養育院に収容される者の範囲が次第に限定されていく。その過程で「浮浪・乞食」はいかにしてその範囲から外されたのだろうか。

### 第1節 開墾事業と貧民「救済」

#### 1 明治前期の開墾事業

開墾による貧民「救済」は江戸時代より行われていたが（谷山 1950）、明治前期にあっては「浮浪・乞食」に対する生業の付与と定住を通じた「近代国家への帰属」の両方を行う施策として展開された。この節で述べる「近代国家への帰属」とは戸籍整備および戸籍整備地での定住であり、生業の付与とは農業や都市雑業であり、労働力として陶冶する類のものではないことが特徴である。

維新政府は富国強兵と殖産興業を内政の重要課題に掲げ、生産性増進のため当時国民の大部分が従事してきた農業を主産業とした。伝田（1969）によると、明治初期の資本蓄積の過程において重要な役割を果たしていたのは農業部門であり、当時の農業政策は積極的な生産拡大を目的とする勧農政策におかれていった。明治前期の勧農政策の背景にあったのは当時の日本農業が、米穀・生糸・茶・などの輸出を通じ、国際競争力を強化しようとしていたことである。

農業による殖産興業政策は明治3（1870）年9月27日の太政官による開墾規則制定、明治7（1874）年の内務省設立、駒場農学校・札幌農学校・内藤新宿試験場・三田育種場の設立と拡大していく。

ところで、この開墾政策が明治初期に活発に行われたのは、上記の勧農政策とともに、貧民「救済」および都市に危険分子を定着させない治安維持の目的があった。この時期の「救済」事業を治安維持策と峻別することは非常に困難であるが、いずれにせよ、都市にとって好ましくない存在に対応しつつ、農業の拡大を試みようとしたわけである。このような貧民対策と開墾事業を合体させた試みについては上郷村人足寄場の例があるが、明治の維新官僚や開墾事業の関係者がこれに言及した例は管見によれば存在しない。

このように、都市の窮民を関東近郊の荒蕪地に送り、そこで農業を営ませ農民にするという施策は江戸時代から立案・実行されていた。都市の過剰人口は江戸時代中期より継続した問題であり、それを完全に解決する方法がないまま維新を迎えた。江戸から東京変わった後も窮民は都市に集中し、政治変動や天候不順でその数を増やしていく。維新官僚はまずこの都市に集中する貧民と、反政府活動の危険がある困窮士族の対応を緊急に迫られた。その対策の1つが下総開墾事業である。

#### 2 下総開墾事業の目的と実績

明治2（1869）年2月5日、府県施政順序により戸籍の整備が求められ、これを根拠に東京府は府下に

集住する貧民の戸籍を整備させる。その際、東京府に戸籍整備させるのではなく東京以外の土地に戸籍整備させようとした。同年3月10日、東京府に無産の徒を下総小金原に移して開墾に従事させる旨の達が出され、3月（日付は不明）に東京府に開墾局が設置された。

開墾局開設と同時に付けられ文書には「東京府内六十万ノ人口ト相唱候得共四通八達ノ地ニシテ無頼ノ雲集スル処ニ候得ハ從来戸籍外ノ者トテモ數十万有之況ヤ脱浪徒輩ノ多キ今日ヨリ甚シキハ無之処一時ニ戸籍ヲ検査シ強テ督責ヲ厳ニスレハ所謂反側子ナル者自ラ不相安種々ノ紛々ヲ生シ可」とあるので、「人情ヲ安静シニハ紀律ヲ修束スルノ良策ハ開墾ヲ本意トシ傍ニ戸籍ヲ改正スルノ処分ニ如クコト」（柏市史編さん委員会 1974：46）とし、「右（開墾）ヲ主意トシテ傍ニ精々戸籍可相改候事」とある。ここに言う「反側子」とは困窮士族のことであろう。続いて「開墾局取建候ハ、更ニ窮民御撫恤ノ御主意ヲ以テ明ニ開墾ノ規則ヲ立開墾願出候者ハ開墾局へ可願出布告可致候事」（同前）とあり、開墾局設置の目的は反政府行動をとりうる困窮士族を刺激することなく東京から出すことであり、それに付隨して府下に集まる貧民を「救済」することであった。

5月19日には開墾会社が設立される。これは府下の豪商に出資を募り、小金牧で実際に農民の監督・実務にあたらせるもので、開墾会社の総頭取は三井八郎右衛門である。これら豪商たちの使用人が実際に開墾地に赴き、貧民の世話をを行うのである。開墾会社は3年間の衣食住の世話を農民として自立させることを約束していたが（天下井 1990：26）、この約束は破棄される。

下総に農舎が完成するまでの間、東京貧民の一時収容所として武家地跡が開墾会社によって借り受けられる。この場所で授産も行われていたことから東京授産邸と称された。この東京授産邸において、開墾に耐えられないと判断された者は三田・高輪・麹町に設けられた3教育所送りとなっている。5月に開墾局は東京府から民部省に移され、下総開墾事業は地方政府から中央政府の管轄になった。

下総で開墾地となったのは下総の小金・佐倉2牧である。これらの牧は古くから馬の牧養地であった。小金と称される牧は上野・高田台・中野・下野・印西<sup>いんざい</sup>で、佐倉の7牧は内野・高野・柳沢・取香・小間子・矢依・油田である。

葛飾県と合議して作られた「開墾規則草案」によると、開墾民を上中下の3等に分け、上等はすべて土分の者、中等は在籍農商無産の者、下等は無籍無産の者とした。上等の者は長屋を設け、1家族ごとに1戸を与え、下等の者で夫婦は雑居、余りは男女を分け15才以下は父母の手に付す。授産については3等皆同じとした<sup>(1)</sup>。

明治2（1869）年9月に開墾局制定の「窮民授産取扱方内則」によると、東京府の貧民が移住したときは、①3年間衣食住を開墾会社が世話する、②飯米は貸渡米として男女1人1日白米4合5勺を基準として支給、③開墾地1人5反歩（50アール）を渡す、④家作地として5畝（5アール）を与える、とした（柏市史編さん委員会 1974：122-123）。同年10月15日に東京府に開墾民を1万人程度募集の町触を出し、下総への移住第1陣の186名は同月27日初富村（現鎌ヶ谷市）へ入村した。何度かの入植を経た後、初富入植者1136名中144名が病気になり、働けなくなっている（佐藤 2008：56）。

開墾地は12牧中小間子・取香の2牧は下付されず、実際に調べてみると開墾可能な土地は当初の見込みの3分の1程度であった。加えて災害が相次いで起り、農業に不慣れな東京貧民や困窮士族が大半を占め

ていたが農業を教える姿勢も強く打ち出せず、開墾事業は思うように進まなかつた（天下井 1986、2001）。 「窮民授産取扱方内則」には、移住後 3 年は衣食住を始めとする授産に必要なものは一切会社が世話をするとなつてゐたが、これは早々に撤回された。

直接開墾人に接したのは、農舎の詰所にいた窮民世話役である。窮民世話役の身分は開墾局付けであつたが、給料は開墾会社持ちであった。この窮民世話役には元武士階級が採用されたので、農業経営よりも治安維持の方に重点が考えられていたと思われる。この窮民世話役や会社の代人は開墾地に定住し、その後の村の運営に一定の貢献をする例が見られた（天下井 2001：2）。

下総送りが決定になった者の数は、明治 4（1871）年 1 月 13 日まで竈数 1675 軒、6892 名である<sup>(2)</sup>。そのうち 3 分の 1 から 4 分の 1 が困窮士族であり、下総開墾事業の主な対象であった士族よりも東京府下の貧民のほうが多いが多数を占めている。本来困窮士族を東京から追い出すための施策であったはずだが、現実には東京府下の貧民「救済」策として機能していたようだ。近隣の村から移った者の数は明治 4 年 12 月現在で竈数 121 軒、351 名である<sup>(3)</sup>。

明治 4 年 4 月 17 日には下総開墾場の管轄が東京府から印旛県新治県に移る（東京都 1962：991）。このときの史料から開墾地を割譲しなければならない総計人数は 7999<sup>(4)</sup>名である（同前：993）。これは東京から送られた貧民や困窮士族だけでなく、近隣から移り住んだ農民も含まれる。しかし、3 教育所や東京授産邸で作業し、開墾に堪えられないと判断された者や脱邸した者、復籍して下総に送られていない者は含まれていない。

同年 8 月に開墾局は再び東京府の管轄に移り、廢藩置県に伴い開拓地が印旛県管轄に、12 月には開墾事務は東京府からすべて印旛県に引渡された。印旛県は大蔵省からの圧力によりこれを受け入れざるを得ず、明治 5（1872）年 5 月には開墾局・開墾会社の廃止となった。大蔵省は印旛県に開墾事業についての諸懸案の解決方法を講ずることを約束し、拝借金 20 万両の返還を免除、貧民に対しては家作と貸渡した農具等を無償で給与し、1 戸に家作地を含めた 5 反 5 畠（55 アール）の土地を与え独立の農夫とした。

この下総開墾事業の対象になった者のおおまかな数を以下に示す。

東京府下貧民…下総へ移住せず、東京授産邸・教育所（三田・高輪・麹町）で授産（約 2000 名）

…下総へ移住…東京府下貧民（約 4000～4500 名）

…困窮士族（旧幕臣・朝臣）（約 2000～2500 名）

小金・佐倉牧周辺村の百姓（約 350 名）

下総開墾事業は開墾実績だけで判断すると成功したとは言い難く、開墾会社解散後は残された開墾民と開墾会社とで土地の所有権をめぐって数十年に及び紛争が絶えなかつた。しかも大半は開墾民にとって不利な結果となり、その多くは小作人となつた（後藤 1974）。東京から開墾に来た貧民たちも開墾会社解散後は大半がその土地を離れたが、残っても小作人となつてしまつたことを考えると、開墾民にとってあまりパフォーマンスの良い施策ではない。開墾局は下総開墾事業の実務を開墾会社という農業経験のない府下の富豪に事業を丸投げしたが、東京から移住してきた貧民へ実用的な農業を指導し、開墾に事実上貢献したのは小金・佐倉牧周辺の農民たちであった（天下井：1986）。しかし、この事業そのものが「開墾実績を上げる」ことよりも「東京府下から貧民（とくに困窮士族）を追いかける」ことに目的を置いていたと

すれば、一時的であれとにかく東京府から約 7000 名を移動させたことに成功したともいえる。

また、下総開墾事業の成果は開墾実績のみにとどまらない。北原（1975、1995）の研究が示したように、東京授産低や東京府下の 3 教育所など開墾事業に付随する授産事業を通じて、明治初年の東京府下貧民への授産が展開していったことを考慮すれば、開墾民へ利益はあまりもたらなさなかったもののその後の東京府における救貧事業に大きく勢いをつけた事業であったといえる。次に、本研究の焦点である「浮浪・乞食」はこの下総開墾事業においてどのような位置を占めていたのかを詳しく見る。

### 3 下総開墾事業における「浮浪・乞食」

ここで注目するのは下総への移住が決定した東京府下貧民のうち、世帯を形成していないで単身で送られた者がどのくらいいたのかを調べるものである。当時地方から東京へ流入して来る者には単身男性が多い（南 1978）。彼らは世帯を形成していないため生活において困難を迎える局面が多く、したがって居所を失い路上で「浮浪・乞食」生活をする者やそのおそれがある者も多かったと思われる。下総開墾事業の対象となった者の中に、単身男性はどのくらいいたのだろうか。ここでいう単身男性とは下総送りが決定した時点で単身であった者を指し、下総へ移住した後家族が死亡などで単身となった者は含まない。

東京から下総送りが決定となった人員は、総計竈数 1675 軒、6892 名（13 才以下は 2575 名、60 才以上は 315 名<sup>(5)</sup>）で、そのうち単身世帯は 104 名（うち土族 21、女性 2）である。単身世帯は全世帯数のわずか 4.3% にしかあたらない。そのうち土族はおよそ 22% で、下総開墾場に送られた人員中の土族の割合とほぼ同じである。単身世帯の年齢構成は以下の通りである。

13～20 歳 4 名

21～30 歳 30 名

31～40 歳 20 名

41～50 歳 25 名

51～60 歳 15 名（内 1 名女性）

61 歳～ 10 名（内 1 名女性）

単身世帯の中にも「農業不出来」の 60 歳以上の者が含まれているが、開墾場送りの人員全体のうち 14 歳～59 歳にあたる「稼人」もおよそ 6 割で、残りの 4 割は開墾に携わることのない老年者・幼年者であった。この年齢構成からも、開墾事業は開墾実績を上げることよりも東京府下の貧民を東京外に出すことを第 1 目的としていたことが裏付けられる。後の開墾地の所有権をめぐる訴訟のなかで明らかにされるが、開墾によって得られた土地をどのように配分するのか、この開墾会社の権限はどこまで及ぶのかといったことがはつきりしないまま開始されてもいる。こうしたことでも、ある程度恒久的な制度にするというよりは、緊急の一時「救済」策であったことを示している。

困窮士族などの治安対策として行われたとしたら、世帯構成員よりも単身男性の方を率先して東京から追い出すのではないかと考えられるが、なぜ下総移民の中に単身男性がこれほど少なかったのだろうか。その理由の 1 つに開墾場送りが開始される明治 2（1869）年 10 月より前の同年 9 月 17 日、東京府下の非人乞食の旧里引渡しが布達されていることが指摘できる。これは「東京中非人乞食共此度於本府夫々取調

廢疾老幼ノ外壯健ノ者ハ旧里へ引渡候ニ付藩県ニテ受取候上ハ以後再度管轄外へ不立出様屹度処置可候事」<sup>(6)</sup>とある。「老幼」は対象になつてないので子どもがいて世帯を形成している「乞食」、あるいは高齢の「乞食」は対象になつてないことが分かる。

この東京府下の非人乞食の追い出しがどのように行われたかというと、「東京人の非人・乞食を驅り立てて、丈夫な者は本貫へ引渡すから、二度と管轄外へ出さぬようにせよと達したのは明治二年である。ここに謂ふ非人・乞食は東京にうろついている手合を指したらしい。乞食は別として、非人は田舎には居なかつた。番太郎<sup>(7)</sup>は穢多仲間から出て、各村に一人位づつ雇はれ、乞食を追ひ払ふ役などに使はれてゐた。乞食が村に入つてくると、疾呼奔競、直ちにこれに迫つて、蹴る、撲つ、殴るといふ様だった」(横瀬 1929 : 303) と伝えられている。

東京府に開墾民募集の町触が出たのは 10 月 15 日で、最初の送り出しが同月 27 日であることから、下総移民に「非人乞食共」が入らないようにこれらより前に狩り込みを行つたと考えられる。つまり下総開墾事業はあらかじめ「乞食」を東京府内から排除しておいた上で町触を出し、移民を募集して実行されたと考えられる。追い出しから町触まで約 1 か月の期間が空いているが、その間に東京府に戻つてこないよう本貫の管轄外に出さぬよう指示していたことからも、「非人乞食共」は下総開墾事業に参加することができないようにされていたのである。

実際に下総に送られた者だけでなく、一連の事業に携わった者全体の中にも単身者の数は少ない。東京授産邸の 2 番邸貧民収容人数(明治 2 (1869) 年 10 月 21 日～12 月晦日)によると、入邸者 3648 名のうち、単身者は 135 名であり、およそ 3.7% である<sup>(8)</sup>。この数字を見ても下総開墾事業は実際に下総に移住した者だけでなく、東京で授産に携わる者ですら単身者が事業に含まれていない。壮健な単身者は開墾局の開墾事業や授産に頼らずとも独力で生活できたであろうし、壮健でない単身者は教育所もしくは非人の世話になつていたことも考えられる。

また、送る側の事情として開墾関係の文書にたびたび見られるように、東京府下の移民貧民は「遊惰」<sup>(9)</sup>な民衆であるため農業には向かないと考えていたことも指摘できる。送り人員の名簿を見ると、「無宿」の肩書があるのは 1 世帯のみ(単身世帯ではない)であとはほとんど「店借」もしくは「○○方同居」で路上生活していたと思われる者はほとんど見当たらない。名簿の上では、路上生活をしている者は世帯を構成しているか否かに関わらずこの下総送りにはほとんど含まれていなかつた。

単身者を下総開墾事業から排除した理由は、開墾事業成功のために下総での定着率を重視したためだからではないだろうか。あまり熱心に農業指導を行わなかつたとはいえ、開墾事業であるため定住がより見込まれる「世帯」を形成している者を対象にして行つた移民政策だったとも考えられる。府下の貧民を減らすために、彼らを東京から追い出そうとしたが、単身で労働能力のある「浮浪・乞食」に対しては単純に追い払い対処し、世帯を形成している者に対しては開墾の形で追放したのである。下総開墾事業を「非人乞食旧里引渡し」を含めて考えると、諸々の施策が行われる前に対象にしたくない者を施策からより遠くに追いやっていた。「浮浪・乞食」を事業の対象から排除するために、移民の申請を事実上できないよう東京府から強制的に排除したと考えられるのである。

さらに、下総開墾事業の事実上の運営主体であった開墾会社が開墾民に対する懲罰権を有し、立ち上げ

資金を公費から受けている半官半民的なものであるとはいえるが、一民間企業に過ぎなかつたからではないか、ということを考えられる。東京府や開墾局が全面的に運営を担うだけの財政的余裕がないため開墾会社を設立して府下の豪商に運営を任せたが、これによって下総開墾事業において公的責任は後退した。開墾会社社員は開墾民に対する懲罰権を持つとはいえるが、そもそも単なる商人に過ぎないため、待遇が困難だと考えられる単身者の下総移住は認められることがなかつたとも考えられる。

ここで、困窮士族を「非人乞食共」のように単純に東京から追い出さなかつたのは、この開墾事業の中には「天下之変遷人世之盛衰」によって「盛衰自然の理」であるが、「志ヲ遂行して農商に帰するとも」「修身齊家之基を立志」し、「自ラ英雄と称する人多くは一身生活の勉を知らず唯功言の誹を受而のミ実以頑愚之至」る者が含まれていたからと考えられる<sup>(10)</sup>。「自ラ英雄と称する人」とは「維新新政権への政治的復帰の可能性を持っていた政治的浮浪士」(北原 1975:54)のことであろう。こうした者に対して単純に追い払いという手法を取れば反発を招く恐れもある。そのため追い払うよりは懐柔的な開墾地への移民という手法がとられたのであろう。

当時の東京府下の貧民および困窮士族の数がどれほどのものであったのかを正確に示す史料はないため、この移住民約7000人というのは多かったのか少なかったのかの判断は難しい。しかし、北原の研究でも明らかにされたように、この下総開墾事業は東京府における貧民への授産が展開するきっかけであった。また、開墾局の事業は下総開墾以外にも東京府下の空き家となった武家地跡に桑茶を植え付ける事業（國 2007）などもあり、開墾局による事業の評価はこうしたものを含んで総合的に判断するしかない。ただ、「浮浪・乞食」を開墾民募集の前にあらかじめ東京府から追い出しておいたことは、こうした者は事業の対象になることすら拒まっていたということになる。明治2~4(1869~1871)年の時点では「浮浪・乞食」は授産から排除されやすい存在であったことを示しているだろう。

町触に「非人乞食は不可」と示すのではなく町触が「浮浪・乞食」の目に入らないようにあらかじめ追放したことにより、かえって「浮浪・乞食」を授産事業から強く排除しようという意図が示されていたと考えることができよう。

では、下総開墾事業から排除された 単身の男性や「浮浪・乞食」が明治前期において公的「救済」の中心的対象となつた例はなかつたのであろうか。それを次の養育院を中心とする公的「救済」でみていこう。

## 第2節 養育院周辺における明治前期の授産と戸籍整備

### 1 町会所と救貧三策

明治期の東京における「救済」施設として早い時期に設立されたものは開墾事業とそれに関連した3教育所・東京授産邸であった。この3教育所の運営や資金提供に貢献したのが町会所であり、当時の東京府における救貧事業にとって町会所は江戸時代より継続する救貧主体として注目されるだけでなく、新時代の東京を首都として成り立たせる上でも欠くことのできない役割を果たしていた。ここではそうした経緯を述べるとともに、明治前期の「浮浪・乞食」対策が東京を首都するためにいかなる役割を果たしたのかを確認する。端的に述べるならば、東京が諸外国に日本の首都であるということを示すために、「浮浪・乞食」対策は欠くことのできない施策であった。それは一国の首都に貧民があふれているという体面上の

問題であったが、「浮浪・乞食」をいかにして新たな國の國民にすべきかという課題も含まれていた。そこで、江戸時代より流入民を多く集め、「浮浪・乞食」もまた多数抱えていた江戸および東京の貧民「救済」機関の役割を果たした町会所の基本的な概要を見ていこう。

町会所は寛政 3 (1791) 年松平定信が江戸市民の「救済」の目的で集めさせた七分積金や備荒貯蓄の米を管理する役所で、民衆の協力により設置される常設福祉施設である（東京都公文書館 1960）。この町会所は従来の君主の慈惠による「救済」とは異なり、江戸町人による自治的「救済」を行った。町会所の設立要請はわが國の巨大な封建都市において、地縁や血縁の相互扶助の実現が困難になったことを示している。さらに、御救小屋をはじめとする一時的に大量発生する「浮浪・乞食」のみを対象とするのではなく、膨大な都市下層民をも対象にしていた。これは従来の非人頭による「浮浪・乞食」の統制が限界に達していたことを示す。池田（1992）によると、この貧民「救済」は鳏寡孤独など身寄りのない者への日常的な「救済」を行うと同時に、米価高騰によって生活難に陥る「其日稼ぎのもの」への「救済」も行ったが、これは打ちこわし防止などの治安対策の意味合いもあったという（池田 1992 : 94-95）。

つまり、町会所は明治新政府の基本的救貧方針であった鳏寡孤独老幼廢疾を家族主義の原理で「救済」するものとは異なり、労働能力のある者や単身者を「救済」の対象にしていた。たとえば寛政 11 (1799) 年の火災の際、「其日稼ぎのもの」も「救済」の対象にした（東京市役所 1975 : 761-762）。天保 14 (1843) 年の火災の際には、「野宿仕罷在候もの共え、同日より六日之間握飯え梅干相添、紙包ニ致し、差遣候処、猶又当日を送り兼候もの共御救之儀願出候間、先例ニ見合、三歳迄を相除、男女共一人暮は白米五升錢二百文、二人暮以上一人ニ付白米三錢二百文ツツ、家内人別ニ応シ、米錢相渡可申」と野宿のもの、すなわち野非人に対しても「救済」をしている（東京市役所 1975d : 161-166）。このように町人身分でない者、すなわち賤民も「救済」の対象にしており、「町会所積金之儀ニ付心得」には「名主共被下金も有之、其外非常之儀ニ付候而は、多分之御救筋も有之、自然と卑賤之者迄御仁恵之程を相弁、御救筋之御趣意行届候…」と「卑賤之者」への仁恵も否定しない（東京市役所 1975c : 21-22）。このように、町会所は徳川時代より身分ごとに異なる「救済」を行い、「其日稼ぎのもの」に対しては帰農策を行った幕府の方針とは異なる「救済」を行ってきた。

町会所はそもそも幕府の命令によって結成されたものであるが、日常的な運営や「救済」の対象の設定は江戸の富商が独自に行う自治的行政機関としての機能を果たすようになった。その中で、町会所は江戸の「浮浪・乞食」を従来のように地縁・血縁の相互扶助を前提とせずに「救済」するようになるのである。幕府が崩壊した後、江戸が東京と改称されても地縁の結束によって積み金や運営主体は継続し、明治初期の東京における「救済」だけでなくその他の事業にも広く影響を及ぼした。

町会所は明治元（1868）年 5 月に新政府に引継がれ、6 月 4 日、いったん積み立ては停止した。翌 2 年に再び積み立てが開始され、3 年には町会所は地代の取り立てと救恤のみを取扱うようになる。2 年に設立された三田・高輪・麹町の 3 救育所の資金提供にも町会所が協力している。明治 5 (1872) 年 5 月 29 日に町会所は廃止させられ事務は東京府に移された。

同年 8 月に町会所は營繕会議所となる。營繕会議所は町会所の積金を受け継ぎ、東京府下の富裕な町人より選出された委員が貧民「救済」を行うこととされた。この時から東京市中の道路・橋梁・水道等の營

繕事業に積金が支出されるようになる。8月10日に営繕会議所掛が申付けられたが、その中に後に養育院の人足で製靴業を営む西村勝蔵の名前がある（東京都 1963a : 295）。その後営繕に限らず府民全般の利益に関する事業に関わるようにするために、営繕会議所から営繕の2字が除かれ会議所と称される。この会議所が養育院の運営主体と資金の提供を行った。こうして江戸時代の江戸市民の自治運営による「救済」機関である町会所は、明治に入っても会議所と名前を変え東京の貧民「救済」を行った。

会議所の具体的な貧民「救済」方針は「救貧三策」に示されている。これは明治5（1872）年9月に東京府が営繕会議所に「乞食」取り締まりについて諮詢し、会議所が回答したものである。以下にそれを述べる。

申九月中窮民並乞食之徒救済之儀本府より沙汰有之條衆議之上申立候

第一 工作場を開くか為に都下に募り有志之者に会社を結はしめ方法詳細の調書を会議所へ出させ右の窮民等を工人として自ら其力に食はしむ工作場を建つるの費等は会社の不足を補ふ為に会議所より若干の金を貸す年賦を以て返納すべし

第二 前條の如くすれば全策なれども一朝にして工作場建らるべきものにあらねば先日雇会社を結はしむ其法会社を数ヶ所に建て窮民若干人つつを貸し与へ或は人力車を挽かせ或は草を刈り堀を鑿つ等の役に使ふ此等皆な社長の意に任せ雇錢を以て窮民を養ひ其余は会社の贏利になすべし然とも徒に罪人を役使する同様ならしむべからず会社建築の入費は前條の如く貸も可なり

第三 工人雇役等に使ふべからざる廢疾老幼あるべし此等は高敞の善地を沢らひ長屋を建て病者に医薬を給し幼者は師を延て是を教へしむべし此輩は所謂天下の窮民にして告るなきものなれば都下の財を損て養ふも理の当然なるべし（東京市養育院 1933 : 40-41）。

要約すると、①工場を開く、②日雇会社を開く、③老幼廢疾窮民を教育する、というものでいずれも会議所が実行に移した。

## 2 教育所の顛末

会議所の救貧事業と並行して、下総開墾事業に従事させる人民の募集と東京府下の貧民救助のため3教育所の救貧事業が実施されていた。この3教育所の下総送りの貧民のことは第1節で述べたが、ここではその3教育所が東京における「浮浪・乞食」を含む貧民をどのように処遇していたのか、そしてその後の東京における貧民「救済」とどのように展開していくのかを見ていく。この3教育所の設置は戸籍整備の目的を多分に有していたことは下総開墾事業との係わりからも明らかであるが、戸籍制度から逸脱しやすい「浮浪・乞食」を農村に送り返すだけではない、東京に在住させたまでの「救済」や授産にも従事させていたことに注目したい。こうした戸籍整備に即応しない処遇が、会議所の救貧三策と相俟ってその後の東京における貧民「救済」事業の基礎をなすようになったと考えられるのである。

また、この時期はまだ「解放令」が発せられる前なので、非人による貧民の処遇も行われていた。では、その「救済」事業と「浮浪・乞食」との関係はどのようであり、またそれはどのような変化を辿ったので

であろうか。

まず明治 2 (1869) 年 5 月 3 日<sup>(11)</sup>に開設した三田球教育所で「救済」の対象になったのは鰥寡孤独は勿論「其他厄介多ニシテ、活計難相立飢渴ニ可及族」(『因革史料』6、部落解放研究所 1986 : 60) である「浮浪・乞食」も対象となっている。同年年 9 月 25 日、高輪教育所が開設されるがこれは非人頭が「市中野非人乞食共之内、老幼廢疾不便の者」を見つたら最寄りの非人小屋まで運び、町年寄と協議の上、高輪教育所に入れるよう指示している(『府治類纂』戊申・己巳・庚午救恤〈写本〉、同前 : 178)。同月 27 日には高輪教育所における貧民の取り扱い案が出されるが、それによると野非人も見つけ次第この教育所に入れるよう規定されており、非人頭による野非人統制の機能がこの高輪教育所に移されている。さらに高輪教育所は府下の無宿を教育し、産業を授け教戒勉励に励ませる施設であり、弾内記や非人頭の配下の「乞食」であっても、市中で勧進のほか「乞食」をしてはならないとした(『府治類纂』戊申・己巳・庚午救恤〈写本〉、同前 : 79)。

太政官より東京出生者で壮健の者は、取調べの上身寄りに引渡し、そうでない者は籍に入れ、高輪教育所で諸業に従事するよう教導すべしとした(『府治類纂』戊申・己巳・庚午救恤〈写本〉、同前 : 79)。この高輪教育所の人足として働いたのは弾内記配下の者である(『順立帳』明治 2 年 38、同前 : 80-82)。この教育所を設けたことで、府下の「乞食」が減少したと弾内記から報告がされている(『東京府日誌』2 明治 2 年、同前 : 103)。明治 3 (1870) 年 10 月 10 日現在の収容人数は、三田教育所 1988 名、麹町教育所 2418 名、高輪教育所 1180 名であった(『東京府日誌』5 明治 3 年、同前 : 145)。

明治 2 年 10 月 17 日現在の高輪教育所収容人員は 759 名(男 734、女 25)(『東京府日誌』2 明治二年、同前 : 85)、10 月 22 日現在の麹町教育所収容人員は 1191 名(男 604、女 587)(『東京府日誌』2 明治 2 年、同前 : 99)、10 月 25 日現在の三田教育所収容人員は 1813 名(男 882、女 931)(同前)であった。同年 12 月には三田教育所 1868 名、麹町教育所 2377 名、高輪教育所 601 名となっている(『東京府日誌』5 明治 3 年、同前 : 162)。明治 4 年 4 月 27 日には三田教育所 1825 名、麹町教育所 2436 名、高輪教育所 577 名が収容される(『東京府日誌』6 明治 4 年、同前 : 199-200)。

3 教育所での授産状況を調べると、3 教育所で貧民が作った製品を販売するなどしたが売り上げは振るわず、食事も当時の監獄よりもひどい有様だったという(博文堂 1898 : 103)。3 教育所は明治 4 年 9 月に麹町・三田教育所が廃止され、高輪教育所も 10 月には廃止された。「3 教育所引継之儀ニ付見込書相添伺」(東京都 1962 : 241-242) によると、収容されていた貧民の内 3 分の 1 は老幼廢疾で、3 分の 2 は強壯の者で多少は自力で稼ぐことのできた者だった。こうした者に各々産業を授けることで、やがて働けない者の生活費を賄うほど生産効率が上がるだろうと期待していたが、その効果を挙げる前に費用が底をつけ、これに加えて「無数之惰民急々鞭策行届兼」ねたという。

教育所が廃止された後、収容されていた貧民はどこにいったのだろうか。福島嘉兵衛<sup>(12)</sup>が三田教育所の跡地を無償で借りて小義社を設立し、そこに三田と高輪の貧民を引き受けたとされている(『府史料』賑恤、部落解放研究所 1986 : 279-278)、(『順立帳』明治 4 年 22、同前 : 301-302)。貧民は小義社で漁業・海苔の製作・漁業・油絞り・鋳物作り・市中の公衆便所の汲み取りなどの仕事を行った。しかし貧民の生活費を賄うことはできず、金 1 万 2000 両(「官省進達往復留」2-3 明治 5 年、同前 : 313)の拝借を願い出て

いる。明治 5 年 7 月 7 日の報告によると、明治 4 年 10 月から同 5 年 6 月までの人員は 613 名、その内 109 名が帰籍し、113 名が欠落（逃亡）し、17 名が病死したので、残りは 374 名である（「官省進達往復留」  
2-3 明治 5 年、同前：310）。麹町教育所も跡地を川島十郎という人物が機織場建設のために拝借を願い出て、許可された（東京都 1962：245-248）。こうして経営の行き詰った教育所とその収容者は拝借金と共に民間に委託されていった。

### 3 養育院の設立

ロシア皇子来日の際、「浮浪・乞食」の処分が問題となり、彼らへの処分案を会議所は提案した。これが救貧三策であるが、実行するには時期が差し迫っていたため、とりあえず「浮浪・乞食」は狩り込んで 1 か所に収容することにした。まず明治 5（1872）年 10 月 10 日、府下の「乞食」追放などについて司法省が正院へ問い合わせをしている。同時に、すでに東京府で禁止されている事項もあわせて知らせているが、それも「裸体或半身ヲ露シ往来致シ、或ハ裸馬ニ乗行事」「糞桶ニ蓋ヲ覆ハス担行事」「往来ニテ高声放歌或ハ猥ニ噪音シ人ヲ驚ス事」とあるように、「乞食」を取り締まるのは、怠惰の罪や治安維持・戸籍整備という目的よりも、さしあたりは文明国としての「体面を保つ」ためであった。会議所は 10 月 13 日に建議し、「府下乞食徒逐日増加何分難捨置殊に魯国の親王来朝期近きに迫り支給処分の儀相議候様達しに付即ち三野村利左衛門、齊藤純蔵、田畠謙蔵、西村勝三等府庁へ向つて其所置（非人取集方）を申述べず、曰く差向き…」との建議を可として、15 日に達を出し、とりあえず同月 15 日には「乞食」取り締まりが許可され、同時に本郷加州邸跡の牢に入れて旧非人頭の長谷部善七に監守させた（東京都公文書館 1960：165-169）。

上述の本郷加州邸跡に収容された「乞食」らは同 19 日には「乞食」は浅草溜<sup>(13)</sup>に引渡され、養育院が出来るまで間貧民の世話を浅草溜を管理していた長谷部善七が行っていたが、諸経費は会議所が支払った。明治 6（1873）年 2 月 4 日に養育院が上野護国院に設置されたため、浅草溜の貧民は長谷部善七から同院に引渡された。上野護国院への移転準備中の会議所養育院掛は、行岡庄平衛・西村勝三・杉村甚兵衛の 3 名であるが、6 年 1 月に高崎長右衛門（名代武村哲馬）、後藤庄吉郎の 2 名が増え、1 月 8 日の会議初めに飯田直之丞が院長（課長）が任命された（東京市養育院 1933：60-61）。

「乞食」の狩り集めは明治 5 年 10 月 15 日以降も何回か実行されている。明治 5 年 10 月 16 日より 12 月 2 日（改暦のため明治 5 年の末日）に至る収容者出入りを表 5 に示し（東京都 1963a：608）、入院者の合計 313 名（男 295、女 18）の出身地を表 6 に示す。

表 5 明治 5 年 10 月 16 日～12 月 2 日までの収容出入り人員

年齢	入院			出院		逃亡		死亡		年末現在		
	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	計
1～10 歳	14	1	15	1						13	1	14
11～15 歳	78	4	82	28				1		49	4	53
16～20 歳	52	3	55	6		2		2		42	3	45

21～30 歳	61	1	62	3		4		2		52	1	53
31～40 歳	45	6	51	2				8	1	35	5	40
41～50 歳	27	1	28					2		25	1	26
51～60 歳	9	1	10					1		8	1	9
61～70 歳	6	1	7					3		3	1	4
71～80 歳	2							2				
不詳	1		1							1		1
合計	295	18	313	40		6		21	1	228	17	245

表 6 収容者の出身地

東京府	171	第 1 大区 <sup>(14)</sup>	42
		第 2 大区	18
		第 3 大区	26
		第 4 大区	20
		第 5 大区	43
		第 6 大区	22
東京府以外	142	武藏	32
		越後	9
		越中	8
		上総	8
		甲斐	6
		信濃	6
		尾張	6
		相模	6
		上野	5
		三河	4
		美濃	3
		その他	49
合計			313

(東京市養育院 1933 : 545-547) より作成。

表 5 より入院者で最も数が多いのが 11～15 歳であるが、これは大正期に行われた「浮浪」調査よりはるかに年齢構成が若い層に集中している<sup>(15)</sup>。表 6 から、出身地は全国に及んでいることが分かるが半数以上は東京府であり、かつ全体の大半は関東近県に集中している。東京出身でありながら狩り込まれているところを見ると、東京出身でありながら野宿していた者が多いうことであろう。

東京出身者と 10 代の者が多いことと関連して、明治 25 (1892) 年 2 月 10 日朝日新聞朝刊 3 面に奉公先から逃げ出した少年が数十人土蔵で暮らしていたという記事がある。この記事にのように奉公先から逃げ出した少年がこの当時から多かったということなのか、それとも親子で野宿生活をしていたのかは不明である。

また、11~15 歳は入院も多いが出院も多い。これは養育院に収容されている者を雇う際に年少の者は特に好まれたからと考えられる。後述するが西村勝三の製靴工場に引き渡された者は 10~17 歳までの少年ばかりである<sup>(16)</sup>。また、明治 6 (1873) 年 10 月にも後藤象三郎が養育院収容者を雇い入れているが、雇い入れた者 4 名のうち年齢の分かる者は 11 歳 1 名、14 歳 2 名であった<sup>(17)</sup>。

また 6 名の脱走者がいるが、その後の養育院においても常に脱走する者はいた。養育院はあくまで「救済」施設であって刑事施設ではない。そのため、ある程度の脱走は避けられず、ヨーロッパのハウス・オブ・コレクションのように強制的に労働に従事させるには限界があったのである。

貧民が溜から養育院に移動したのは明治 6 (1873) 年 2 月 3 日であるが、その時の溜預けの貧民は 126 名、重病者 23 名、軽病者 63 名、壮健の者 41 名であった。うち 12 名の重病者は移動が難しく、そのまま溜預けとなって実際に移転したのは 114 名である (東京養育院 1933 : 66-68)。同月会議所の議決で府庁へ「乞食」の取り扱いについて上申された項目を以下に上げる。

- 一、一家病人アリ、其介抱ニ差支、或ハ老幼多ク飢渴ニ苦ミ、或ハ兄弟親戚ノ絶テ無キ者、或ハ孤子寡婦ニシテ告ルナキ者ヲ入院セシム。
- 一、病者ハ病室ニ置キ、廐疾者盲人瘋癲人等各其室ヲ異ニシテ、各室ニ看護人ヲ付シ、療養ヲ尽クサシム。
- 一、壯者ニハ院中ヘ工業場ヲ建テ、自産ノ業ヲ為サシメ、強壯者ヲシテ道路ノ修繕ニ力役ス。
- 一、幼者ニハ、院内ヘ筆算所ヲ設ケ之ヲ学ハシム。(東京都 1963b : 248-249)。

この時の救貧事業は、鳏寡孤独老幼廐疾に限っていないことが分かる。また、対象者も東京府籍の者に限っていない。明治 6 (1873) 年 9 月 25 日には、府庁からの達により棄児はその区の費用で育てられ、明治 7 年 6 月会議所からの建議により、入院中の貧民で他管下の者ならびに無籍の者は同年 5 月 26 日より官費支出となる旨が、同年 9 月 13 日に府庁より口達された (東京都、1963b : 249)。

#### 4) 被「救済」民の就労—日雇会社と工作場—

ここで救貧三策に挙げられた工作場と日雇会社とはいかなるものだったのかを確認する。

工作を開くことについてもう少し詳しく見ると、町会所及び教育所廐止の後、養育院設立以前の救貧三策に関連して、大久保一翁東京府知事は明治 5 (1872) 年 10 月 10 日書面を以て、永久の救貧方法につき会議所に諮詢した。これに答申するところによれば、「窮民救助の為工作場を開き工業を起し永久生産を立可申様…」と答えた。府知事は「窮民救済の儀は仁恤の筋には候得共徒らに口腹をのみ養せて候ては却て其身を懶惰放肆になし終身の為に不相成候依て工作場を開き外国器械其外便利の方法相立諸日用品物製造候はゝ窮民共自然工業に習ひ永世公私の大益と相成可申候て有志の物右製造方見込有之者候はゝ其方法並

財本可有之候間早々可申出候事…」と達し、会議所も「窮民乞食一時扶助を得候ても終身の産業無之ては取続難相成に付今般府庁伺相成都下有志の者は工作場取立外国器械其外便利の方法を以右窮民共を工役に用ひ終に常産を得候方略有之…」と返事をした（東京市養育院 1933：46-49）。

「外国器械其他便利の方法」を用いることで、窮民を近代的労働者にしようとしていた意図を読みとることができなくもない。しかし、これは町会所積金を營繕に使ったことがある<sup>(18)</sup>ように外見を文明国として仕上げるためにとにかく外国のもの、新しいものを導入すればいいとした施策の一環のようにも受け取れる。当時「外国器械」を利用した需要がどれほどあったのかは不明であるし、当時の基幹産業は農業である。当時の東京において合理的かつ現実的に「浮浪・乞食」を就労させることを考えれば、「浮浪・乞食」は農民として地方に送るか日雇にするかのいずれかが妥当であろう。

貧民を日雇にすることについては日雇会社がその役割を担ったが、貧民と労働市場をめぐる環境に与えた影響は、桂庵が 1 つ増えた以上の意味があったのかをここで考察したい。というのも、流入人口が多く勤め口も多い江戸では日雇が盛んで、これへの斡旋をする桂庵も数多くあった。維新の混乱や日雇の雇用先でもある武士の没落などもあって桂庵の数はある程度減ったと考えられるが、たとえ身寄りがいなくとも健康な成人男性であれば身一つで仕事にありつけるほどの桂庵は残っていただろう。そこで他の一般の桂庵と貧民「救済」を担う会議所設立の工作場・日雇会社の相違に注目する。

まず、工作場とは「窮民救済之為工作場ヲ開キ、工業ヲ起シ、永久生産ヲ立可申様御書下ケ趣」とあり、窮民に自立できるよう仕事を与えるためのものであった。会議所で工作場を取り扱うのも難しいので、審問の上資本を貸すので府下の有志の者を募る。この工作場では外国の器械などを使い、日用品を製造させることで窮民に工業を覚えさせることで公私ともに利益が見込めるとしていた（「会議所伺」庶務課明治 5～6 年、部落解放研究所 1986：337-338）。

日雇会社設立の理由は「都下無籍ノ徒乞食致シ候者多分有之、甚可憐事ニ候。右産業ヲ授候ニモ、金銭ヲ与候テハ懶惰ノ弊ヲ生シ可申ニ付、日雇会社ヲ取建、乞食ノ徒ヲ右社ニ養ヒ雇役ニ使ヒ、雇錢ヲ以テ糊口為致候ハゝ、可然義ト存知候」（東京都 1963b：283-284）とあり、府下には「乞食」が多く、追い払うのも忍びないので彼らを無益のままにしておくのではなく、日々雇用に就かせることで自活できるようすることであった。工作場の対象は「窮民」であり、日雇会社の対象は「乞食」であるとしているが、会議所がこの「窮民」と「乞食」をどのように使い分けているのかは定かではない。ただ、日雇会社も工作場とともに「浮浪・乞食」を含んだ貧しい者を就労させる会議所所管の公的性を持った就労施設を目指したということは確かである。

日雇会社の「各大区日雇会社方法概略」は以下の通りである（東京都 1963a：603-605）。

- 一、日雇錢高下は社長の意に任す
- 一、差向の処一社五十人より五百名迄
- 一、人足大病の節会議所へ願出養育院にて療養為致候事
- 一、病人全快の上は元の社へ加入為致候事
- 一、死去致候節は養育院にて埋葬可致候事

身寄有之者は有無糺可申事

一、急病等にて社に於て死去致し候はゝ社の出費にて埋葬可致事

身寄相糺候儀前同断

一、乞食の内府下身寄有之者は一旦其籍へ為復戸長印證を以て入社可為致候事

一、會議所より相授候人足の外にても戸長の印證を以て入社申込候はゝ會議所の手数を経たる上入社可候事

一、乞食の内生国親名も不相訛者ともは更に其区の籍に加へ社長子分の心得を以て懇切に世話可致候事

一、日雇賃の内家根代夜具代賄料引去残金の内三分の一積立置金三両以上に相成候得は相当の利銀相加可申事

一、働場所の儀は其区を限るへからず何処にても雇主の需に応すべし

一、人足中工業に就き度願出候はゝ其性質相検し相当の稟賦に候はゝ速に會議所へ可申立候事

一、性質の壯健虚弱に從て上人足中人足下人足と等を分ち賃銀を異にすべき事、下よりも中に上り上よりも下に下るはその動惰による

一、逃亡致候はゝ各区同社探索連れ戻し可申候預り置候積金にて探索入費引去可申且つ過怠働等日限相定め申付べき事

追て警部へ相届探索法相立可申事

一、人足罰責は過怠働或は償金を限る御國禁に触り候者は其区の警部へ引渡可申事

以上

会社人足心得

一、会社の規則相背候者は過怠働或は償金差出可申事

一、一旦日雇会社に加候共志を改め工業に就度望の者は社長へ申立會議所の手数を経候上工業場へ相加り可申候事

一、社長不公平の処置有之願又は便宜により他の社へ移り営業致度者は社長へ申立會議所の手数を経候儀前同断の事

「各大区日雇会社方法概略」に「生国親名も不相訛者共者…社長子分之心得を以、懇切ニ世話可致候事」とあるが、親が浮浪生活をしていて生れた場所が定かではないことはあるだろうが、親の氏名も分からぬという点から、おそらく幼い頃に親に捨てられた者、もしくは知的障害のある者を指しているのかもしれない。

また、明治6(1873)年3月に「雇人請宿渡世規則」が改正され、「市中ノ奉公人請宿渡世ノ者ニ新ニ鑑札ヲ附シ、請状書式ヲ改ム」とされたが、その規則中に「請宿之儀ハ雇人之身元相糺慥成ル下請人取之、欠落人或ハ無籍之者等決テ世話致間敷事」とされた(東京都 1963b: 609-610)。江戸時代の「其日稼ぎの者」は無籍(人別外)であっても雇用される場合があったが、ここに労働力の購入と販売が「鑑札」によって規制されることになった。流入人口の多い東京にあっても出自のあやしい者および無籍は雇用の際に不利だったのである。江戸時代の桂庵の手口で「一分さえ出せば生國より存知」(『柳多留』)というものが

あるが、これは桂庵が出所・素生の分からぬ者を安易に奉公に出すことを述べている（南 1969：240）。桂庵はいいかげんな人足手配をしていたが、同時に「一分」出さなければ生国不詳者は職を求めることが困難であったことも分かる。出身地や親の名前が分かるということは出自が確定し、相手を信用させる第1歩だったのである。

そのため、養育院の日雇会社やその後の会議所が「生国親名不知」の者を少なからず雇用していたことは、労働力陶冶と「救済」の2つの意図を持っていたと考えられる。つまり、日雇会社は「一分」を徴収せずに貧民を雇用し、かつ必ずしも壮健の者でなくとも院内授産によって労働に就かせており、通常の桂庵では斡旋されにくい者を積極的に雇用していた。会議所は戸籍整備の役割を持っていたため、当初無籍の者は東京の籍に加えていたが、これは会議所が東京府民出資の積金によって運営されるため、会議所に「救済」されるためには東京府民とならなければ「救済」される論理が成り立たなかつたこともある。会議所は戸籍整備の窓口であると同時に、東京府民の積金によって運営していたため、「浮浪・乞食」を東京府籍に帰属させた上で「救済」したとなれば理にかなう。ここでも、下総開墾事業と同様に戸籍整備を行っていれば、身分や出自にかかわらず介入の対象になるということが指摘できる。

では次に日雇会社の業務を以下に詳しく見ていく。明治6（1873）年1月18日に日雇会社の人足が下水浚いをしたのでその賃金請求の届出が出されているが、それによると人足は合計78名であるが、そのうち上人足18名、中人足28名、下人足38名となっている。賃金はそれぞれ、20銭・16銭・12銭である<sup>(19)</sup>。ここに示されている中人足や下人足がどの程度「虚弱」なのかは分からぬが、ともかく上人足よりは劣る中人足や下人足を多く雇用している。

ちなみにこの78人は、長谷部善七預りのうち壮健の者を100人会議所に引渡してほしいという会議所からの願いに答え、明治6年1月12日に日雇会社に引渡された人足であろう（「会議所伺」庶務課明治5年～6年、部落解放研究所 1986：360-361）。同月25日に日雇会社から下水浚い人足の勤務状況が報告される。上人足と中人足の数は18日と同じであるが、下人足の数が2人減って36名となっている。このほか、平民で上人足16人の世話をし、22日に差し出したという（「管民願伺届」1 土木明治6年、同前：368-369）。これにより、従来非人が行っていた下水浚いなどの業務が会議所日雇会社に移ったことができる。江戸時代と異なる点は非人による「浮浪・乞食」の授産を含む「救済」と管理はその原資を日勧進などによって得ていたが、日雇会社の場合、費用は積金であるということである。また、この旧非人頭である長谷部善七の手下を受けた日雇会社が野非人制道らしきことを行っている。刑事政策では「復古」と「近代化」が見られたが、東京における「浮浪・乞食」への「救済」は江戸時代からの継続が大きな役割を果たしていたといえる。

明治6（1873）年5月に日雇会社の福島嘉平衛<sup>(20)</sup>と鶴間芳次郎が東京府知事大久保一翁宛てに東京府が行う事業の入札の際、「御入札被仰出候ニ付御仕様書懇覧之上私共入札奉差上置候」と日雇会社に配慮を求める。というのも「窮民人足御傭上ヶ被仰付下置候様奉願上候尤私共世話方付添罷出人足ドモ勉強為致候間何卒格別之以御仁恤窮民御救助之為願之通」<sup>(20)</sup>と、日雇会社は窮民を多く雇っているので窮民救助のためにも入札が優先されるべきだという主旨である。日雇会社は虚弱な窮民も雇用することで窮民「救済」の役割を果たし、その業績を入札の際に便宜を求めていた。こうした点は一般の桂庵とは違った

日雇会社独自のものだといえる。

さらに、日雇会社は人足を派遣するだけでなく、独自に雇用を創出する事業にも着手した。明治 6 年 12 月 14 日、東京市中の道路修繕に与りたい旨を上申した。修繕の人足には養育院日雇会社の壮健の者を使い、監督は会議所が差し出すとした（東京市養育院 1933 : 95-96）。許可されれば 6 大区毎に 20 名の修路人足を派遣し、1 日に 120 名の人足の雇用を確保できるので、これは「窮民生計道路修繕一挙両得」の策であるとした。明治 7 年 2 月 3 日、これが許可され以後東京の道路修繕・補修・維持活動に日雇会社の窮民が使用されることになる（東京都 1965 : 184）。当時の東京は馬車の通行で溝や堀が崩されることが多く、こうした道路が大壊に至る前に日常的に道路の整備をする人足が必要とされたのであろう。これは同時に 1 国の首都たるに相応しい外見を備えるための都市整備である。外国の来賓の目に入らないよう狩り込まれ、収容された「浮浪・乞食」が都市の美観と衛生を保持するという役割を担わされたのである。

けれども、都市の整備の達成、すなわち修路の完成は彼らの雇用の喪失を意味した。これは後に見る修路入費表に見える必要とされた修路人足の減少によって確認できる。「浮浪・乞食」を狩り込み彼らに東京を首都に相応しいよう外觀を整えさせたが、外国に向けて文明国であることを誇示するために、「浮浪・乞食」は都市から排除されなければならない。少なくとも目の届かない場所へ廻り込む必要がある。このような状況を土肥（1994）は、かつての江戸において勧進場の見廻りと不淨物の清掃を行った非人と、明治になっても修路人足として東京の街路に生きた人々が「自らの排除された空間の新たなる整備に動員される姿」（土肥 1994 : 57-58）と捉えている。

日雇会社は 7 (1874) 年 5 月に廃止されたが、養育院力役場と改称しその後も修路にあたったため、日雇会社の廃止によって養育院の業務や貧民の授産に影響はなかった（東京市養育院 1933 : 120-122）。養育院力役場は、その後東京府土木掛工役所と改称した。

東京の道路の修繕等に会議所に使われた人足の人数を示すと、明治 7 (1874) 年 (5・7・8・9 月) 2 万 4256 人、明治 8 年 (2・6・7、8・9・10・11・12 月) 2 万 923 人、明治 9 年 (2・3・4 月) 5509 人である。賃金は 4 等に区分され、1 番高い役割、夥長などは 50~35 錢、次の副夥長などは 30~25 錢、人足は 18~20 錢、掃除人足は 6 錢である（『法令類纂』63 明治 7~9 年会議所修路入費表、部落解放研究所 1986 : 946-969）。役や等級によって賃金に差を付けているということは、働きぶりや年齢、経験などでこうした役を振り分けていたと思われる。

日雇会社は「各大区日雇会社方法概略」に記されていたように「生國親名も不相訛者共者」を「社長子分之心得を以」て接し、上人足に劣る中人足・下人足も抱えただけでなく、修路事業という雇用の機会も創出していた。単なる桂庵であれば無償で身元の分からぬ者を相手にすることはないし、体力の劣る者も歓迎しないであろう。そして、何より抱えている人足に雇用の機会を与るために東京中の修路事業を展開することは不可能であった。日雇会社はこうして東京府下のいかなる貧民であっても就労の機会を提供することができたが、人足の管理が行き届かなかった<sup>(22)</sup>という事例も見られる。

なお、明治 10 (1877) 年 1 月 25 日に勧業課に日雇会社を設立したいとの願い出が民間から出されている。起草人は赤坂の地主の弟で神谷政重といい、彼は仕事にあぶれた日雇の中には貧しくて 1 日 2 日何も食べない者のいることを聞き、「実ニ憫然ノ極ミ」なので日雇会社を設立したいと願い出た。「日雇人取締

規則」も添付し、それによると人足を強弱の 2 種類に分け、仕事にあぶれた者には草履や縄を作らせることがある。会議所所管の日雇会社と異なる点は「生国住所性名等嚴重ニ取糺親戚朋友ノ内ヲ人受証人ニ可為相立事」であり、無籍の者や出自がはつきりしない者は雇用しないことを定めている。この願い出は起草人の兄である神谷政長を保証人としているものの、神谷政重が 1 人で設立を願い出ていることを理由に「書面願之趣難聞届便事」と却下された。なお、先に事業の入札に配慮を求めた日雇会社の福島嘉平衛という者は三田教育所に収容されていた貧民を引き取り、三田教育所跡地に小義社を興して漁業・海苔の製作・漁業・油絞り・鑄物作り・市中の公衆便所の汲み取りなどの仕事を貧民に行わせている（「官省進達往復留」  
2-3 明治 5 年、部落解放研究所 1986 : 310-315）。福島は日雇会社の経営者の 1 人であり、養育院の人足で靴工場を営んだ西村勝三は会議所の経営者の 1 人であるように、共に会議所に深く関係していた人物である。会議所という公的性の強い機関の保証がなければ、こうした「浮浪・乞食」を雇用する企業の経営は認められなかつたのであろう<sup>(22)</sup>。

この一件から、「浮浪・乞食」の「救済」は「人民相互ノ情誼」という民間の相互扶助に任せることではなく、責任の所在が明確で経営がある程度安定している公的な機関がその役割を担っていたことが指摘できる。ここに、全国的な貧民「救済」の基準である恤救規則とは異なる東京府に特有の貧民「救済」のあり方が指摘できる。

## 5 「浮浪・乞食」の養育院送致

東京府民の共有金によって運営されていた会議所であったが、教育所や養育院により他所出生の者を含む「浮浪・乞食」を「救済」していたが、これは彼らを戸籍整備させるためであった。東京府下における「浮浪・乞食」の公的「救済」を探るために東京公文書館所蔵史料の「寮司使往復（常務掛）」(606.D3.05) のやり取りを見る。

ここでは大区区長<sup>(24)</sup>や警保寮<sup>(25)</sup>と「浮浪・乞食」への介入が確認されているが、注目すべきは明治 5 (1872) 年 10 月 26 日に各区に達せられた達 725 号<sup>(26)</sup>を達した後の「浮浪・乞食」の「救済」についての質問と応答である。この達の内容は「從来乞食等へ米錢を与ふるは、畢竟姑息の情より出候事にて、其實は一時飢餓を免れしむるのみ、却て其者を放逸に至らしむるに付、米錢を与へ候儀は一切不相成、尤右体の者去る十七日限り处分申し付候については、向後徘徊候儀は無之筈に候得共、自然他より潜入し候者有之、夜中庇下へ差置又は米錢等差遣し候者有之候はば、見当たり次第遷卒にて差押、施し候當人へ二銭づつ科料可申付候条、此旨兼て可相心得事」（東京都、1963a : 600）と「乞食」への施与を禁止するだけでなく、「乞食」に施しを与えた者などに過料を科すという内容のものであった。明治 6 (1873) 年 3 月「乞食」に陥る者も含めて窮民は養育院に差し出すよう通達が出ており（「会議所同」庶務課 明治 5~6 年、部落解放研究所 1986 : 371）、その前の 2 月には「乞食」は巡査が取り押さえるか見つけ次第最寄りの扱い所に差し出す、もしくは町内で差し押された者は戸籍係をに申し出た上で常務掛の沙汰に従うよう指示して（「諸御達留」第 3 大区 明治 6 年、部落解放研究所 1986 : 370-371）いる。このように、布達では「乞食」は警察か養育院に送られることとなっていた。

明治 6 (1873) 年 6 月 14 日、警保寮より東京府宛ての達によると、昨年の 725 号布達により「乞食物

貰い」の数は減少したが、浅草金龍山そのほか人の集まる所では僧尼が路頭に連なり通行人へ銭を乞う者がいる。彼らは修行者であるものの、平日は浅草堂前芝新綱等に宿泊し、物貰いと同様の稼ぎを行っている。今日の状況から見て、ほぼ「乞食」同様なのですから处置は行っているだろうが警保寮はどのような処置を行うべきか、という問い合わせを発した。

第1大区1・2・3小区戸長からの返答では「乞食物貰体之者」は「当区内ニ徘徊不罷在」であるが、もし居たならば御沙汰の通りに取り計らうと回答した。第1大区第4~11小区までの戸長もほぼ同じ回答であった。しかし、第4・5・6大区の戸長からの回答では「乞食」、願人が多く取り締まりを行っているというものがあり、同じ東京府内でも地域によって「浮浪・乞食」の分布は一定でないことが分かるが、通達や指示の通り「乞食」はほぼ警察か養育院送りにしていたようである。それでは警察や養育院に送られた後の「乞食」はどのように処遇されたのかを次に見る。

明治7(1874)年5月2日付会議所よりの上申では「近來戸長奥印を以入院願出候者の内にも事実不取調に有之向も相見へ…」(東京市養育院 1933:109)とあるように、当時の養育院の収容には正式な手続きを踏まずに入院させる例が多かった。この頃はまだ東京出生とその他の者で処遇の区別を設けていない。養育院設立当初は出生地や本籍地に関係なく「浮浪・乞食」を収容したが、恒久的施設として運営していくにあたり、収容者の資格認定が設けられていったのである。そのため、同年5月3日、養育院に貧民を送る場合には調査を徹底するよう、会議所より要請が出ている「会議所伺」(上庶務課明治6・7年、部落解放研究所 1986:485)。ではこの頃の養育院在院者の内実を以下に見る。

表7 明治7年5月10日養育院収容人員

男壯健之もの	25	14	本府御渡シ
		11	戸長奥印
同虛弱之もの	62	11	右同断
		51	右同断
病人	90	20	右同断
		70	右同断
手足不叶	5	3	右同断
		2	右同断
足不叶もの	11	2	右同断
		9	右同断
小供	18	4	右同断
		14	右同断
狂人	9	1	右同断
		8	右同断
盲人	5	2	右同断
		3	右同断

僧長	2	本府御渡シ	
同見習い	2	1	右同断
		1	右同断
看病人	2	本府御渡シ	
男合計	234		
女壯健之もの	10	不残奥印	
同虛弱之もの	29	3	右同断
		26	右同断
同盲人	3	不残奥印	
同子供	14	1	右同断
		13	右同断
同狂人	10	3	右同断
		7	右同断
同僧長	4	3	右同断
		1	右同断
女合計	81		
男女総計	315		

(「会議所伺」下庶務課明治6・7年、部落解放研究所 1986:486-487) より作成

「戸長奥印」というのは戸長の届出によって収容されている者である。「本府御渡シ」となっているのは、東京府から送られてきた者、すなわち明治6(1873)年2月の指示であったように、巡査に取り押さえられた「乞食」や町内で差し押さえられて戸籍係に指示を仰いだ上で常務掛に養育院送りの沙汰を受けた者のことであろう。男で「本府御渡シ」は62名、「戸長奥印」は172名。女で「本府御渡シ」10名、「戸長奥印」は71名であった。

次に養育院の収容者で無籍の者の数を見る。明治8(1875)年1月14日養育院貧民の総人数の報告によると、総人数377名のうち無籍で引き渡されたのは149名(男130、女19)で、府下有籍の者は228名(男146、女82)である。無籍者の数が少ないが、これは養育院が無籍の者で出生地の分かるものはその地に送付する業務も同時に行っていたため「在院」だと府下有籍の者が多くなる。加えて、無籍で出生地への送還が困難な者は会議所人足に加える、すなわち東京府の籍を与えていた。そのため養育院取り扱いの人数をそのまま反映したものではないことを付け加えておく。力役場現員総人員は117名、うち無籍は114名で有籍は3名である。養育院から諸所へ日雇に出る者は34名、無籍は30名(男)で、有籍の者は4名(男2、女2)である。従って、養育院・力役場・養育院から日雇に通う者の総人員は528名(無籍293、有籍289)ということになる<sup>(26)</sup>。日雇に通う者の収容は雇用を求めて東京にやってきたものの、独力で生活をするまでには至っていない者への「救済」を意味する。会議所が扱う貧民には、養育院収容の者、力役場所属の者、養育院に在院しながら日雇に出かける者の3種類があり、うち後の2種類は労働能力を有

していることになる。労働能力のある者は無籍であることが多いが、これは単身男性が雇用を求めてやって来るという都市の特性を反映している。

同年2月の養育院貧民は男女総計526名。男は421名でその内訳は壮健の者194（この内力役場修路課で働く者は128名）、15歳以下は48名、病者は179名である。壮健の者の残り66名は「院在」となっているが、これは仕事がないからなのか労働に適さないからなのかは述べられていないが、15歳以下や幼年者、病者を別記しているので、おそらく労働能力がないから「院在」になっているのではないだろう。これら66名のうち、何人かは院内授産に従事していたと考えられる。女は105名で内訳は壮健の者は16名、15歳以下は17名、病者は72名である。男女総計で壮健の者は210名、15歳以下は65名、病者は251名である<sup>(27)</sup>。男の壮健者の割合が約46%に対し、女の壮健者の割合は約15%と低いのは、女性は雇用を求めて東京にやって来る機会が少なく、従って生活に困窮している者は病者である場合が多いということであろう。対して男性は雇用の機会を求めて東京にやってきたものの、労働能力があつても地縁や血縁のない見知らぬ土地では生活困窮に陥りやすく、壮健な者であつても養育院に保護されることが多かったということが推測できる。また、宿泊費が融通できず野宿していた時に「浮浪・乞食」の狩り込みにあい、戸籍掛を経て養育院預かりになったという事例も含まれていただろう。

逃亡者の処遇については、明治8（1875）年9月10日報告の養育院力役所から逃亡した人物は、7月と8月の2ヶ月で18名。そのうち4名は戻ってきたり、見つかったりして戸籍取扱所へ送られている<sup>(28)</sup>。また、明治9（1877）年2月14日には府庁の達により他管下本籍で在院の者（男女合計39名）を警視庁へ引渡し、同年11月13日には他管下無籍の在院の者（男女合計25名）も警視庁に引き渡した（東京都1963b：250）。

以上のことから、養育院は労働可能か不可能か、東京府戸籍かそうでないかによって処遇を分けて「浮浪・乞食」を取り扱っていた。労働可能な者には就労をさせ、他籍の者は地方に帰し、または警視庁に引き渡した。他籍の者を地方に送還する行為は明治2（1869）年に行われたような「蹴る、撲つ、殴る」といった乱暴な方法ではないにしろ、東京からの追い出しありと取れる。しかし、他籍の者であつても一時的に収容して「救済」しており、これらの者を日雇会社の籍に編入することもあったので、養育院設立後は他籍・無籍の者であつても追い出しの他に施設に収容して「救済」される可能性が増えたことを意味する。また、東京府戸籍の者が独力で生計の立てられないときは戸長を通じて処遇するなど、防貧的な役割も担っていたといえよう。

### 第3節 養育院における「浮浪・乞食」処遇の終焉

#### 1 養育院における授産の展開と収容者の制限

養育院で行われた修路以外の授産の内容と目的をここで確認するとともに、収容者が労働不可能な者に限定されていくことで、養育院における授産や「救済」にどのような変化がもたらされたのかを比較する。肉体労働である修路事業に携わる貧民は労働能力があることが当然であるが、院内授産は軽作業も含まれるため、院内授産に従事していたとしても独力で生計が立てられる労働能力を有していた証明にはならない。院内および院外の授産は展開していくが、養育院に収容される者が次第に鳏寡孤独老幼廢疾に制限さ

れることでこうした授産はどう変化したのかを見て行こう。

明治 3 (1870) 年 3 月、西村勝三が築地入舟町に製靴工場を設けた。これが後の伊勢勝靴工場となるが、ここに養育院に収容されている少年が雇用される。明治 6 年 10 月には府下出生者 15 名、他所出生者 5 名、生國不明 1 名の計 21 名が送られ、年齢は 10 歳から 17 歳である<sup>(31)</sup>。明治 6 年 5 月 5 日には、「窮民幼弱之ものへ伝習製造為致候靴五百足、府下番人江給与致旨ヲ以献納願出、則聞届候、就而ハ相当之賞賜取計申度」と西村勝三が表彰され、銀盃が与えられた。靴の値段は 1 足 68 錢 7 厘 5 分～75 錢位であるという（部落解放研究所 1986 : 387-388）。この西村勝三経営の靴工場は、養育院へ靴教師 3 名を派遣し、貧民に靴の授産をさせてもいる。これが院内授産の嚆矢であったといわれる（東京市養育院 1933 : 71-72）。

これ以外の院内授産としては以下のようなものがあった。明治 6 (1873) 年 7 月 12 日本所亀沢町神保尹成、同相生町浪上久八両名より院内窮民に対し紙漉修業をさせたいとの建白書が提出され、同月 22 日にこれが採用された。この紙漉きはその後長く継続した院内作業となる（東京市養育院 1933 : 92-94）。明治 7 年 2 月 9 日、養育所で紙漉きに励んだ 14 名の表彰を検討している（「御用留」書記課明治 7 年、部落解放研究所 1986 : 463-464）。

明治 9 (1876) 年 5 月から院内の工業種類中、主要なものは紙漉き 33 人、草鞋 17 人、網漉 10 人等である。同年 7 月に西洋マッチ箱制作に従事するためマッチ会社と協議し、貧民の産業のためマッチ会社にて製造したマッチ箱の仕立てに養育院貧民を使用するよう約定が結ばれた（東京市養育院 1933:211-212）。

明治 10 (1877) 年 5 月には大蔵省仕平曲抄紙部に交渉し、同部において抄造する雁皮削製調方を引き受け（東京市養育院 1933 : 213）、同年 6 月 22 日養育院で洋服裁縫願いを出したが、「平常在院之窮民ハ四百名内外之處、凡五分ハ臥病、二分ハ老幼、三分ハ壯者、此内ヲ以、外役或ハ院内ニ於テ抄紙其他応分之産業ヲ営居、目下之状況ニテハ例ヘ両方タリトモ、未タ本願ヲ施行スヘキ地位ニ至ラス、追テ授産盛大之期ニ臨ミ、可否之御詮議可有之候」と返された（「回議録 諸願伺」4 の 1 明治 10 年、部落解放研究所 1986: 670）。この授産の目的は「老幼」や「臥病」の者にも作業を充てていることから、院内の窮民を近代的な労働力に陶冶するためではないだろう。「窮民共ヘ戎服製造法ヲ教テ、窮民ヲ鼓舞シ、附与スルニ輕便器械ヲ以シ、誘掖獎勵スルニ利ヲ以シ、窮民自ラ其利ヲ知テ勤テ力ヲ尽サハ、自営力食ノ道ヲ得テ、飽暖自安ニ流ルゝ憂ナク、窮民生業ヲ得、是区々ノ赤心、泰平万分一ノ厚恩ニ報スルニ不背ト、身ヲ忘テ奉拝願候間、何卒右院内ニ於、戎服製造教授仕度候間」（同前 : 671）と述べているように、自活できるための生業を身に付けさせるという授産目的もなかったわけではないだろうが、むしろ在院の窮民に「飽暖自安ニ流ルゝ」悪癖を取り除き「泰平万分一ノ厚恩ニ報スルニ不背ト、身ヲ忘テ奉拝願」うようにするという道徳的な矯正としての意味合いが強かつたようである。

表 8 は明治 11 年 9 月 30 日の養育院窮民一覧表である。労働能力を有すると思われる「役付」と「壮健」は男女合わせて計 78 名おり、これは窮民の 20% 以上を占める。これまで確認したように、養育院内では様々な授産が行われており、必ずしも完全に労働能力を欠いた鰥寡孤独老幼廢疾の「救済」のみを行っていたわけではない。その財政的な効果は表 9 に詳しいが、最も利益の上がっているものは「公園地掃除人足」である。次に利益の高いのが「窮民役付手当」であり、収益の高い業務は窮民に生業を身に付けさせる効果がそれほど高いものではなかったことが分かる。加えて、「窮民役付手当」は養育院内の業務であり、

外部から賃金を稼いだのではないので、養育院にどれほどの利益があったのかは不明である。しかし、明治初期の労働市場は都市においても日雇が一般的で、常勤雇用は幼少期に大店に丁稚奉公した者のみに開かれた例外的な雇用形態であった（斎藤 1987）。そのため、養育院内の者の就労は日雇化せざるを得なかったのは当然ともいえる。

こうして稼いだ賃金は「工業ニ就キタル窮民稼高ヨリ生スル利益十分ノ一ハ工業費ニ充テ之ヲ積立其十分ノ六ハ其者ノ積金トシテ之レカ増殖ヲ謀リ十分ノ三ハ授業掛ニ回致スル」（明治 12 年の養育院規則より<sup>(32)</sup>）とあるように積み立てていた。

表 8 養育院窮民一覧表明治 11 年 9 月 30 日

	男人員					女人員					男女 総 計
	7 歳以 下	7 歳以 上	15 歳以 上	70 歳 以上	総計	7 歳以 下	7 歳以 上	15 歳以 上	70 歳以 上	総 計	
本月 在院	18	24	165	11	218	21	11	104	71	143	361
役付			29	1	30			8			38
壮健			25		25			18			40
虚弱			38		38			32			70
不具			8		8			6			14
盲人		1	7		8			6			14
患者	4	6	39	2	51	3	2	20			79
狂人			19		19			17			36
老衰				8	8				4	4	12
幼弱	12	19			31	17	10				58

東京都公文書館蔵「回議録・第 7 類・養育院事務同〈庶務課〉明治自 10 年至 11 年」(609.B3.06) 269 ページより作成

表 9 東京養育院業務仕上表 明治 11 年 9 月 30 日

	稼高	仕入元 高	器械繰 戻	差引 益	積金	預金	割渡
紙漉諸品売捌代	127882	111935	1772	14175	1200	6676	6299
按摩稼	6035			6035	985	2525	2525
団扇張	340			540	54	243	243
草鞋造	2030	500		1550	156	634	760
製紙会社破布撰	9859	992		8867	885	3991	3991

洗濯賃	7593			7593	746	3178	3669
院内髪結	2117			2117	211	953	953
張文庫壳上代	38337	32195	2755	3387	339	1499	1549
脚氣病院学取貲	4850	1532		3318	583		2735
公園地掃除人足賃	41938	9489		32449	9565	10882	12002
博物局回収	7045	820		6225	2245	1920	2060
院内掃除	1800	600		1200	100	550	550
雜業	1221	250		971	91	390	490
窮民役付手当	14500			14500		3925	10575

東京都公文書館蔵「回議録・第7類・養育院事務同〈庶務課〉明治自10年至11年」(609.B3.06) 270コマより作成

養育院は次第に収容する者を鳏寡孤独老幼廢疾に限るようになるが、たとえば明治14(1881)年9月9日、本府達乙96号「養育院入窮民之儀ハ無告貧苦ノ病羸者ニ限候事ハ該院條規ニモ略揭示相成候得共從來入院ノ者ニハ其貧困ニシテ頼ルヘキモノナキモ身体ハ稍労働ニ堪ユヘキ者モ有之自ラ力役授産場ノ看ヲ為スノ弊有之候ニ付向後入院出願ノ者ハ其郡区長ニ於テ篤卜検閲シ実ニ依頼スヘキ祿者モナク凍餒目下ニ迫リ加ルニ病羸ニシテ自ラ労働ニ就ク能ハサルモノ又ハ廢篤疾ニテ他ニ告クヘキノ故旧ナキモノ又ハ老衰幼弱ニシテ其親戚ヲモ失ヒシモノ等ニ限り苟モ其身体ヲ労働シテ活路ヲ得ヘシト認ムル者ハ出願不為致様可取計尤今後入院順序ノ儀ハ養育院ト協議之上相当ノ手続ヲ設ケ候様可致此旨相達候事」(東京都 1973: 517-518)と出された。これは「出願」を禁じたものであり、すでに養育院に収容されている「労働シテ活路ヲ得ヘシト認ムル者」を追い出す規定ではないので、その後の人員には大きな変化は見られないが、その影響を徐々に見せ始める。また、ここで「自ラ力役授産場ノ看ヲ為ス」ことを「弊有」と述べているように、授産であっても労働能力のある者を公的機関が「救済」することを禁じた。

これによって養育院の収容者がどのように変化したのかを表10、11、12で見る。

表10 東京養育院収容人員 明治14年1月31日

	男人員					女人員					男女 統計
	7歳以下	7歳以上	15歳以上	70歳以上	総計	7歳以下	7歳以上	15歳以上	70歳以上	総計	
役付			22	1	23			19	1	20	43
壯健			47		47			19		19	66
虛弱			78		79			47		47	125
不具		3	8		11		2	7		9	20
盲人	1	1	19		21			9	1	10	31

患者	2	3	28	3	36	2	3	13	4	22	58
老衰				12	12				6	6	18
幼弱	38	31			69	30	6			36	105
総計	41	38	202	16	297	32	11	114	12	169	466

東京都公文書館蔵「回議録・第7類・養育院事務 甲ノ2」(611.C6.08) DVD44 コマより作成

表 11 東京養育院窮民一覧表明治 15 年 1 月 31 日

	男人員					女人員					男女 総計
	7歳以 下	7歳以 上	15歳以 上	70歳以 上	総 計	7歳以 下	7歳以 上	15歳以 上	70歳以 上	総 計	
役付			18		18			13	2	15	33
壮健			27		27			10		10	37
虚弱			79		79			36		36	115
不具		1	7		8		2	5		7	15
盲人	1	1	5		7			4		4	11
患者	3	5	30	3	41	4	2	18	1	25	66
老衰				6	6				5		11
幼弱	21	15			36	9	3			12	48
総計	25	22	166	9	222	13	7	86	8	114	336

東京都公文書館蔵「回議録・第5類・養育院事務・甲共4〈庶務課〉」(612.C6.03) DVD187 コマより作成

表 12 東京養育院窮民一覧表明治 16 年 1 月 9 日

	男人員					女人員					男女 総計
	7歳以 下	7歳以 上	15歳以 上	70歳以 上	総 計	7歳以 下	7歳以 上	15歳以 上	70歳以 上	総 計	
役付											
壮健											
虚弱			69		69			18		18	85
不具			8		8		2	3		5	13
盲人		1			1						1
患者	2		10	1	13		1	9	1	11	24
老衰				3	3				4	4	7
幼弱	13	10			23	4	7			13*	36
総計	15	11	85	4	115	4	12	30	5	51	166

\*合計が一致しない。正しくは 11。 東京都公文書館蔵「回議録・第 5 類・養育院事務・甲共 4 〈庶務課〉」(612.C6.03) DVD210 コマより作成

まず、表 10 の人員に占める「役付」と「壮健」者の割合は、表 8 と比較してそう変わりではなく、表 11においても著しく減少していない。表 11 と表 12 を比較すると、1 年で著しく人員が減少しているのは、労働可能な者の入院が禁じられたためで、表 12 では当然のことながら「役付」と「壮健」の者が空欄になっており、「老衰」「不具」「病者」「幼弱」などといった労働可能ではない者も減少している。これは労働できる者の入院を制限しただけでなく、積金による出資金の減少という財政的事情が主たる理由であろう。また、労働可能な者には表 8 で見たように「院内役付」のほかに「院内髪結」「院内掃除」などの院内での業務に携わっており、壮健の者がいなくなるとこうした役を担う者がいなくなった。よって養育院内の病人への世話や掃除などの管理・運営ができなくなったため、労働できない者であっても世話が行き届かなければ入院人員を減らしたということも考えられる。

次にその養育院が労働可能な者を収容しなくなった過程を、東京府会の記録から見ていく。

## 2 労働可能な者への「救済」の放棄と明治前期の授産の意味

すでに見たように、明治前期において「浮浪・乞食」の労働力陶冶は日雇会社・工作場・養育院力役所・養育院収容者による修路事業などによって担われていた。養育院において行われていたマッチ製造や紙漉きなどの授産は、道徳的な矯正の手段であったが院内窮民の労働奨励という目的があったことは確かである。しかし、明治 14 (1881) 年に養育院に壮健の者が収容されなくなり、「救済」と労働市場とのつながりは断たれた。養育院費が地方税支弁となり、その経費を節約するために養育院の職員の数を減らし「救済」を簡素にするための処置だったが、その詳しい説明を労働力陶冶に対する東京府会の態度と合わせて見ていこう。

養育院の運営費はどうなっていたのかというと、明治 7 (1874) 年 1 月より府税から養育院費の補助が出るが、明治 8 年 8 月より共有金のみの支弁となり、明治 9 年 2 月 29 日会議所の議決により本年度定額 2 万円となり、同年 5 月 23 日東京府会議所が業務を府庁に還納することによって養育院は会議所の経営を離れて府庁の直営となる（東京都：1963b : 250）。明治 12 (1879) 年 6 月 19 日、府庁より本年度経費は地方税を以て支弁することとなった旨が達せられる（東京都 1963b : 250）。明治 15 (1882) 年 7 月地方費流用について府会が異議を唱え、17 (1884) 年を限り養育院を廃止するべしとの説が起った。院長の渋沢栄一の努力によって一時は助かったが、再び廃止の議決が起こり 18 年 7 月より地方税支弁を離れて委託経営となる（東京市養育院 1933 : 176）。このとき府会から養育院への支弁はなくなった。渋沢院長は明治 18 年 2 月 10 日に知事あてに上申書を出している（東京市養育院 1933 : 257-270）が、以後は蓄積金の利子で経営することになった。

では東京府会は「救済」と労働力陶冶についてどのような態度だったのだろうか。明治 14 (1881) 年の東京通常府会において、教育費の項目で 1 万 4492 円が施療院費として要求されたが、これは修正の段階で削除された。修正の理由は、「社会の慈善ニ待ツヘク且之ヲ廢スルモ一方ニ養育院ノ存スル以上ハ差支ナシ

トスルニ由ル」（東京府 1929：142）とある。ここで東京府会の見解では、施療については公費で行うべきではないということを述べている。「救済」は「社会の慈善」によって行うのを待つべきとしているので、東京府会自らは「社会」に属さないということである。同年の施療諸費も1万622円から158円20銭5厘と大幅に削減された。その理由は養育院によってその役割は果たされるためと、「地方税ヲ以テ施療費ヲ支弁スヘキモノニアラス」からである。そのため施療費は廃止され、修正金額は7月1日から10日までの最終費用である。

施療費と一緒に養育院費も削減されてしまうのは「被救護者賄費延人員其他ニ於テ減スルニ由ル」（同前：143）からであるが、明治12（1879）年度末時点での在院人員は370名、13年度437名、14年度489名で減少するどころか増加している。この決定がなされた後の15年度は347名、16年度172名、17年度172名（東京都 1974：731）と減少していっていることから、養育院の人員が減ったから予算が削減されたというよりも、予算が削減されたから人員を減らさざるを得なかつたと見ることができよう。

さらに、明治15（1882）年の通常府会では、養育院経費の地方税支弁が停止された（東京府 1929：222）。同年7月3日には東京府知事松田道之から郡区役所と戸長役場あてに「府下在籍ノ窮民養育院出入願ノ者ハ自今老幼廢疾不具等ノ単身者ニシテ恤救規則ニ適シ且他ヨリ通送ヲ受クルモ啻ニ其戸籍ノ存スル迄ニテ住所無キモノゝ類ニ限リ入院許可致スヘク候条出願ノ者有之節ハ戸籍面寫相添（郡ハ郡役所ヲ經ヘシ）可差出此旨相達候事 但以後欠員ノ有無養育院ヨリ通知不致儀ト心得ヘキ事」<sup>(33)</sup>と達せられた。ここに、養育院は以後鰥寡孤独老幼廢疾の者のみが収容の対象となり、労働力陶冶の機能は完全に失われた。

東京府会は「救済」に関わることは「社会」がすべきことであって地方税支弁にすべきではないという論拠で教育費を削り、養育院費を地方税支弁から外した。確かに、養育院初期の「救済」に関わる費用や運営主体は七分積金を受け継ぐ会議所であった。そのため、「養育院諸費ハ東京人民ノ力ヲ以テ積蓄候金穀ヲ基本ト致シ候ニ就テハ窮民救助ノ義ハ全ク東京出生或ハ東京入籍ノ者ニ限り可申候処追々他県ノ者御引渡ニ相成候ニ付此度取調候処別紙ノ通ニ御座候東京入籍ノ者反テ他県ノ者ヨリ減シ候次第不都合ニ奉存候且又近頃入院ノ者多人数ニ相成殊ニ病人多ク費用モ逐日相増シ此分他籍ノ者混交候テハ逆テモ引足リ候見詰無之依に他籍ノ者ハ早々本県江引渡相成候与又ハ官費ヲ以テ相養候様被仰付度尤様無之候テハ東京人民出費ヲ以テ因縁無之他籍ノ者ヲ養ヒ反テ本籍窮民ヲ救助致シ候義不相叶筋ニ相成不条理ノ至ト奉存候右ノ趣厚ク御推察被成下早々御処分奉願候也」<sup>(34)</sup>という願い出が会議所から「御掛」（おそらく東京府の戸籍掛）に出されている。明治7（1874）年6月5日に出ている。本文中の「別紙」によると、明治6年2月から同7年4月までに引渡された人員266名のうち、他県の者は187名で東京出生の79名をはるかに上回り、養育院取り扱いの貧民は東京府民よりも積金の負担をしていない他県出身の者の方が多かった。東京は江戸であった頃から流入民が常に途絶えなかった都市であり、また明治維新による大きな変動が農村から都市への流入を促進させたことからもこのような結果になるのは当然といえよう。貧民を「救済」も労働力陶冶もせずに放置することは治安の悪化を招き、結果として東京府民の利益を損なうことになる。養育院は戸籍整備を目的の一つにしていたこともあり、当初は出生地に帰す者も含めて東京籍でない者は含まれていた。そのため養育院が出生地に返還できない者を全て東京府の戸籍に編入してしまうことも可能であったし、そうすることで養育院が他県出身者を「救済」する論理を保つこともできたが、そうしなかつた。

結局は東京籍でない者が多く含まれているということを理由に「東京入籍ノ者反テ他県ノ者ヨリ減シ候次第不都合ニ奉存候」として、教育費は削られてしまった。明治15年にあっては維新の混乱も収まり、脱籍無産の徒による政治転覆の危険が低下したので、戸籍整備もそれほど必要とされなくなったのであろう。

では、養育院における戸籍整備以外の役割であった授産の機能はどうして失われたのであろうか。すでに述べてきたように、わが国の明治前期における授産は養育院を始めとする救貧事業によって行われていたが、強制力は欠いていたため徹底したものではなかった。日雇会社の業務は修路や日雇などが多く、養育院における授産も施しや公的「救済」に頼らなくとも自活できるよう、生業を身につけさせるものであり近代的な労働市場に供給するような労働力を陶冶するものではなかった。表9で確認したように、授産による稼ぎも養育院の経営にどれほど貢献したのかは不明であるが、院内の業務が多く外部から獲得した貨幣の量はそれほど多くないことからも、授産が養育院の経営をそれほど助けなかったと考えられる。

東京府会がこのような処分を下した理由には、隅谷が言うように、当時賃労働需要が少なく労働可能な者を労働力陶冶する機能が救貧事業に求められていなかつたことがまず挙げられる。養育院で行われていた授産は労働力陶冶よりも戸籍地への定着を目指した戸籍整備のための授産といえるが、戸籍整備を推進したのは維新时期に大量に発生した困窮士族の戸籍整備であった。この時期にあってはすでに困窮士族による反乱の危険性が弱まつたためにこうした授産を伴う戸籍整備の必要性もまた低下したのであろう。政治的に危険な困窮士族への対策として都市の貧民が「救済」事業に与ることができたが、単なる貧民や「浮浪・乞食」では対策を講じるだけの政治的価値を為政者は見出すことができなかつたのである。

こうして明治維新时期の政治的危機が去つた後、「浮浪・乞食」は基本的に貧民「救済」の対象にならず、養育院に労働可能な者が収容されなくなることで彼らに対する公的「救済」は著しく後退する。

## 小括

明治前期の公的「救済」には開墾事業、日雇会社や養育院における授産事業など、院内窮民を労働に従事させることを意図するものも少なくなかった。江戸時代にはすでに「浮浪・乞食」に授産をさせる人足寄場があり、労働能力のない「浮浪・乞食」の統制を行う野非人制道をしていた江戸（東京）では、これらの施策は明治維新後もある程度継続していた。養育院が設立された後は院内での授産のみならず日雇会社人足の派遣に加えて、人足の雇用を創出するために修路事業を興すなどの東京府下貧民を積極的に就労に結びつけながら「救済」していた。こうした実践は「近代的な労働者」を創出するという意図があつたとは言えないが、少なくともこの時期の貧民「救済」は鳏寡孤独老幼廢疾以外の者も「救済」し、労働市場とのつながりも意識して行われていたといえる。

だがこのような労働能力のある者を含んだ貧民「救済」は終了し、以後の貧民「救済」は鳏寡孤独老幼廢疾の者のみを限定的に「救済」するようになる。それは労働能力のある貧民の「救済」が戸籍整備という目的を持ち、その戸籍整備は主に維新时期の混乱に乗じて政府転覆を企てる危険分子の統制手段であったからである。危険分子の活動が沈静化し、戸籍制度への理解が一般に広まると貧民に授産や開墾をさせてまで戸籍整備を奨励する必要もなくなった、というのが明治前期に見られた「浮浪・乞食」への公的介入がその後継続しなくなつた要因の一つであると考えられる。当時の公的「救済」制度が戸籍制度を前提と

し、戸籍制度を盤石にするためのものであったことを踏まえると、「救済」制度は戸籍整備に資するためのものであり労働力陶冶を志向するものではなかったのである。

## 注

- (1) 東京都公文書館蔵「東京府史料 5 拓地 1」(634.B5.10) DVD28-31 コマ。
- (2) 三井文庫所蔵史料追 930～938 より。下総に送られたものの開墾に耐えないことが分かって東京に帰された者も含む。なお、北原(1974)によると、三井文庫所蔵史料別 2490～23 によれば明治 4(1871) 年 6 月までで 6349 名、「農務顛末」は明治 3 年 5 月 30 日の時点では下総送りになったのは 5195 名。
- (3) 『東京都史紀要第 9 農業(明治初期 I)』、166-167 頁。
- (4) 『東京府史行政編第 2』は 4 年 9 月の上申書で総計 7964 名としている。
- (5) 三井文庫所蔵史料追 930～938 より。
- (6) 太政官布告第 883 号、『法令全書』第 4 冊、363 頁。
- (7) 明治前期において警察業務の末端を担つて非人(東京都公文書館編集(1954)『都市紀要 2 市中取締沿革』)。
- (8) 三井文庫史料追 956、北原(1974) 67 頁の表 5 より。
- (9) たとえば「窮民授産ノ者へ申諭」より「一、皇國数百年泰平御恩澤ニ浴し、しらず覺すして自然ニ遊惰之民生せし所…」(柏市史編さん委員会 1974 : 109)。
- (10) 東京都公文書館蔵「御用留(下総開墾場)」(605.A9.01) DVD330 コマ。
- (11) 「東京府資料」によれば、三田教育所は 6 日(『因革史料』6、部落解放研究所 1986 : 60)。
- (12) 福嶋嘉平衛、福重嘉平衛、福重喜平次などと記載されることもあるが、本研究では混乱を避けるため全て福島嘉平衛に統一する。資料によって記載が異なる時はそのつど注をつける。
- (13) 浅草溜とは江戸時代よりある行き倒れの病人や病気の囚人の者を収容する施設で非人が管理していた。品川溜とあわせて両溜と呼ばれることがある。溜は明治 3(1870)年に一旦囚極司の支配下に入るが翌年には東京府に管轄が移った。囚極司支配下に属したことから分かるように、溜は監獄施設になるが、行き倒れを収容することからも福祉施設の一面も持っていた。
- (14) 6 大区の範囲分けは明白な記録がないが、大体、第 1 大区(現在の中央区方面)、第 2 大区(現在の港区方面)、第 3 大区(番町から新宿方面)、第 4 大区(現在の文京区方面)、第 5 大区(現在の台東区方面)、第 6 大区(本所深川方面)である(東京都公文書館 1954 : 194)。大区それぞれに官吏の身分で区長が置かれた。大区の下には小区が置かれ、各区には戸籍整備の事務を行う戸長が設置され、区画整理も戸籍整理を前提に行われていた。
- (15) 大正 11(1922)「浮浪者に関する調査」より、7～19歳 15 名、20～30歳 25 名、31～40歳 19 名、41～50歳 19 名、51～60歳 14 名、61～70歳 6 名、71歳以上 2 名。(福祉調査研究会編(1995)『戦前日本社会事業調査資料集成 第 4 卷』勁草書房所収)。
- (16) 東京都公文書館蔵「会議所往復留、復籍逃亡類 第 58 編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」(606.B2.11) DVD103-109 コマ。

- (17) 同前、DVD100-102 コマ
- (18) 東京府は道路の修築や橋梁の補修に積み金を使ったが、本来こうした修築費は雑税によって賄うべきものである。東京都公文書館編の『七分積金』によれば「勿論東京府としては雑税によってこれらの修築費を賄うべきであったが、当初はまだ中々思うように任せず、官庁組織の財政的基礎が確立していなかったから、勢いどしどし事業を行えば、その費用の出費が他に得られない場合、何かにつけて町会所の積金即ち共有金を使用し、或は一時立替えてこれを使うということが政府に一々伺いを立てずにすむ点で便利であったから、盛んにこれを利用したもののようにある」(東京都公文書館 1960 : 177) とある。明治 6 (1873) 年に東京会議所管理の下で行われた事業の収支は、窮民扶助並養育院が 5,236 円 10 錢 4 厘 5 毛に対し、道路修繕入費、橋梁修繕入費、下水浚溝渠修繕費、水道修繕費の合計金額が 1,681,721 円 82 錢 8 毛 (同前 : 215) であった。
- (19) 「管民願伺届」 1 土木明治 6 年 (部落解放研究所 1986 : 364-367)。
- (20) 原典では福重喜平次。
- (21) 東京都公文書館蔵「管民伺届 第 4 部 明治 6 年 1~12 月 (内 6 月欠)」(606.D4.04) DVD569-571 コマ。
- (22) 明治 6 年 3 月に人足は「此奴ヤモスレハ官ノ名ヲ借り威權カマ」し、「出店ニ腰掛休憩シ火茶ヲ求メ或ハ往来江泥砂ヲ投機シ」たり人力車に対して「悪口等申掛け」たりするので、「人民之自由ヲ妨ケ」ていると届出が出されている。東京都公文書館所蔵資料「管民願伺届・第 4 部・明治 6 年~12 月 (内 6 月欠)」(606.D4.02) DVD66-67、71 コマ。
- (23) 東京都公文書館蔵「回議録・第 2 類・会社・3 冊ノ内 1 〈勧業課〉」(608.C5.04) DVD コマ 118-124 コマ。
- (24) 注(14)参照。
- (25) 司法省に置かれ、全国および東京の警察を扱う役所。明治 4 (1871) 年 8 月 28 日に設置され 7 (1874) 年 1 月内務省に移される。
- (26) 「総御達留」明治 6 年 (部落解放研究所 1986 : 404) では「七百卅五号」となっている。
- (27) 東京都公文書館蔵「会議所伺・全・4 卷ノ内 3 号 〈庶務課〉」(607.A6.08) DVD600-603 コマ。
- (28) 東京都公文書館蔵「会議所伺・全・4 卷ノ内 3 号 〈庶務課〉」(607.A6.08) DVD609-610 コマ。
- (29) 同前。
- (30) 東京都公文書館蔵「会議所往復留、復籍逃亡類 第 58 編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」(606.B2.11) DVD103~109 コマ。
- (31) 東京都公文書館所蔵資料「会議所往復留、復籍逃亡類 第 58 編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」(606.B2.11) DVD103~109 コマ
- (32) 東京都公文書館蔵「回議録・第 7 類・養育院事務乾」(610.D6.14) 137-138 コマ。
- (33) 東京都公文書館蔵「第 2 法令類纂・卷之 45・振恤部」(632.B6.19) DVD31-32 コマ。
- (34) 東京都公文書館蔵「会議所往復留・復籍逃亡類 第 58 編・諸届・受取・引渡人・病死・同逃亡届」(606. B2.11) DVD233-237 コマ。

## 終章 明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の役割

### 1 本研究の結論

本研究の目的は明治前期における「浮浪・乞食」への公的介入は、どのような主体によって、どのような目的や処遇内容をもって行われたかについて、一次資料をもとに史実を明らかにするとともに、その後なぜ発展をみなかったかという理由を探ることにあった。

この終章では、上記目的にそって、本研究で明らかになった点を確認し、結論を述べる。

#### ①公的介入の主体について

まず、公的介入の主体として、本研究では福祉政策だけでなく、刑事政策をも視野に入れて検討した。

福祉政策の分野では、東京を例に取れば、江戸の町会所の伝統を引き継ぐ会議所が積極的に「浮浪・乞食」への施策を展開していた。まず、明治 2 (1869) 年に 3 つの教育所を設置し「浮浪・乞食」を含めて東京府下の貧民を「救済」し、続いて養育院を設立し力役場・日雇会社も開設された。他方で、脱籍無産の徒と貧民と共に開墾事業へ送り出そうとした下総開墾事業の頃には開墾局が設置された。開墾局の主体は中央政府から地方政府へと変動すると共に、開墾会社という公的な出資を受けた民間会社に事業の運営主体が移っている。このことから下総開墾事業の主体は完全に「公的」なものとはいえないし、会議所も東京の富商の出資によって作られた自治的な組織である。養育院で戸長や東京府から依託された貧民を預かるなど、福祉政策については「公的」介入といつても、官と民との境目があまり明確ではなかった。なお、周知のように、公的責任による救貧法案は明治中期以降何度も提出された後否決されている。

他方で明治前期の刑事政策では、刑法と監獄法が「浮浪・乞食」への介入に関与し、具体的な処遇の場としては監獄および警察があった。監獄は江戸時代には人足寄場と呼ばれ、寄場から徒場、そして監獄へと名称の変遷を経た。明治初期には「浮浪・乞食」を脱籍無産の徒として監獄に収容し授産をさせていたが、純粹自由刑施設を目指す監獄に貧民を収容するのは相応しくないという理由から明治 15 (1882) 年でこうした者は監獄に収容されなくなる。しかしこの明治 14 年監獄則で別房留置という新たな制度が設けられる。「別房」は監獄への収容と見なされず、第 1 条にも記載されていない。別房留置は第 30 条に規定され、監視に付されていない刑期満了者で頼るべき所のない者も情状により別房留置とし生業を営ませた。

警察は「浮浪・乞食」を現場において取り締まる主体として代表的なものであるが、警察の内規によれば、連行した「乞食」に課す刑罰は最長で 10 日の拘留、最高で 1 円 95 銭の罰金であった。警察は監獄のように「浮浪・乞食」への介入をやめることはなかったが、その内容は積極的なものではなかった。

刑事政策の「浮浪・乞食」への介入は司法省や内務省による規定に基づいて実行されており、ある程度の一慣性を保ちながら運営されていたようであるが、細かな事例に注目するとそこには例外がいくつかある。例えば、明治 6 (1873) 年 11 月溜に収容されていた女性の「犯人」が会議所預けになっているが、当時溜の管理は東京府の管轄であったとはいえ、溜という刑事施設から救貧を行う会議所へと管轄を移動させていることに注目したい。ここに「処罰」と「救済」と公的介入の主体の区別を重視するならば、この会議所預けになった「犯人」は当初は「処罰」されていたが病状の悪化により「救済」の処遇を受けることになったことになる。その後病状が回復し刑事施設へと引き渡されたのかは不明であるが、このように

明治前期の公的介入は、その主体が「処罰」と「救済」の間を移動する、もしくは「処罰」を受けながらも「救済」を受けるということがあった。

以上のように、刑事政策と福祉政策に分類される公的介入の実際は一部重複し、「処罰」／「救済」の区分も明確ではなかった。これは本研究の対象時期である明治前期が公的機関の行政的区分の構築期であったためであり、かつ脱籍無産の徒という同一の対象を介入の対象にしていたように、両者の役割分担は定まっていなかったためであると考えられる。

だが、これらの主体がそれぞれの制度を近代化していく過程で、「浮浪・乞食」への介入の役割分担をより明確にしていったかというと、必ずしもそうではなかった。監獄は不平等条約改正を目指した純粋自由刑施設の確立を求め、監獄は貧民を収容する場所ではないという方向で展開するようになった。他方で福祉政策は「救済」の理念を「人民相互ノ情誼」に定め、養育院では労働能力がある者の「救済」を止めた。その結果、ここで「浮浪・乞食」の介入を担う主体は警察だけになり、その警察も追い出しや説諭といった消極的な方法でしか介入しなくなったのである。

## ②公的介入の目的と方法

明治前期の「浮浪・乞食」に対する公的介入の具体的方法は主に授産と追い出しである。いずれの方法も「処罰」と「救済」の両方の分野で広く行われていた。明治前期は対象者だけでなく、その処遇方法も刑事政策と福祉政策は共有していたのである。後に警察が担うことになる「浮浪・乞食」の追い出しも、明治2年9月17日に行われたものは下総開墾事業の一環、すなわち救貧事業の分野で行われたのである。また、養育院も設立当初は「浮浪・乞食」を何度も狩り込んで収容しているように、救貧事業は「処罰」的な方法で「浮浪・乞食」を処遇していた。また、懲治場が生計の手段を持たない脱籍無産の徒の収容施設であり、別房留置が刑期を終えた後の生活の目途の立たない刑余者の「教育所」であったように、刑事政策の処遇方法が「救済」的であったということも指摘できる。

「浮浪・乞食」に対する授産は江戸時代から行われていたが、その目的は「怠惰」の矯正ではなく封建制度の維持であり、明治前期の「浮浪・乞食」への公的介入の理由の多くは脱籍無産の徒対策であり、戸籍整備であった。

しかし、出生地で「浮浪・乞食」をする者もあり、その場合、彼らは脱籍無産の徒として処遇されることはない。それらの「浮浪・乞食」は下総開墾事業の時のようにあらかじめ追い出される場合もあるが、東京にあっては会議所の養育院などで処遇を受ける場合もあった。明治5(1872)年の最初の狩り込みで養育院に収容された者の出生地を表6で示したが、その半数以上は東京府であった。東京出身でありますから狩り込まれているところを見ると、東京出身でありながら野宿していた者が多いことであろう。ここから、明治2年の下総開墾事業において「浮浪・乞食」は追い出しの対象であったが、明治5年以降は、養育院などの施設で処遇される可能性も開けたといえることができる。

さらに、この養育院における処遇では、戸籍整備を目的とした授産のみならず、日雇を含む労働市場とのつながりを意識した処遇が行われていたことは注目に値する。すなわち、労働力陶冶への試みである。日雇は開墾とは異なり、必ずしも定住につながる就労とはいえない。養育院においてこうした処遇が行わ

れたのは、江戸時代より続く町会所による救貧方針がまだ継続していたとも考えられる。江戸は移動労働力に依存した経済構造を有しており、町会所はたとえ人別外の者であっても「救濟」の対象から排除しなかつた。養育院における授産にも、民間の工場へ人足を派遣するなどして工場労働者の創出に部分的ながらも貢献した実践も見られたのである。

### ③明治前期「浮浪・乞食」への公的介入の意味するもの

明治前期における「浮浪・乞食」への公的介入が、上記のような特色をもったのは、どのような理由が考えられるだろうか。まず、明治前期ではまだ江戸時代から継続した施策が行われていたことが挙げられる。監獄はその前身である人足寄場が無宿の授産施設であったため、「浮浪・乞食」といった無宿と近い者を収容するのは当然のことと言える。

監獄が「浮浪・乞食」を処遇していた理由は 2 つ指摘できる。つまり、①無宿の授産施設であった人足寄場を引き継いだこと、②脱籍無産の徒対策、である。これらは共に監獄が近代化し純粹自由刑施設となると廃止されることになる。監獄は近代化の過程で監獄内に懲治場という別施設を作りそこに脱籍無産の徒を収容したが、やがてこの施設にも収容されなくなる。

養育院初期の「救濟」に関わる費用や運営主体も江戸時代の七分積金を受け継ぐ会議所であった。他国出身者の者を出生地に送り返すことをした一方、無籍の者を東京籍に入れるなど戸籍整理の方法も採用している。養育院に預けられた者を修路人足として利用したり工場に派遣するなど、貧民の賃労働力化への志向も見出すことができた。だがこれらの施策も東京府会の反対を受け養育院は労働できない者のみを収容することになった。

また、養育院は「浮浪・乞食」の「救濟」だけでなく、市中の「浮浪・乞食」を狩り込む野非人制道らしきことも行っていたことを第 2 章で述べた。当時は明治 6 (1873) 年で賤民制度は廃止されていたが、かつての非人が行っていた市中の「浮浪・乞食」を狩り込み、しかるべき集団に世話をさせるという施策が、まだこの頃必要とされていたのである。

このように明治前期の養育院と日雇会社は、江戸時代の非人制度との共通点がある。共に路上生活をする生活困窮者への介入を行い、路上の彼らを狩り込んだ。第 4 章第 2 節でみたように、日雇会社が行った「乞食」狩りで確認できるのは明治 6 (1873) 年 4 月 27 日・28 日・29 日の 3 日間であるが(東京都 1963b : 276)、その後も戸籍掛に預けられた無籍の「浮浪・乞食」と戸籍の有無に関わらず物乞いをしている者が養育院預けとなっていた(「区戸長伺」庶務課 明治 7 年、部落解放研究所 1986 : 488-489)。無籍の者の一部は養育院の籍に入れられたが、これも生計の目途の立たない野非人を非人手下にした介入を通じるものがある。

養育院の戸籍整理と非人の野非人制道は帰属が不明確な生活困窮者の世話をするために管理下で処遇するという機能で共通している。特に、養育院の戸籍整理は「人民相互ノ情誼」の基盤となる地縁血縁が希薄な無籍の「浮浪・乞食」の後見となることで、「人民相互ノ情誼」による公的「救濟」制度の補完の役目を果たしたといえる。養育院の戸籍整理は「浮浪・乞食」を「臣民」という同一集団に統合するものであるが、野非人制道は彼らを「賤民」にして良民とは別の集団に所属させるという、前者には統合の、後者

には分断の機能があるという違いはある。また、江戸時代の非人頭配下の非人は日雇稼ぎをしたり、細工で稼いだりなどの生産活動を禁止されていた（南：1978）が、養育院では授産を行い、労働可能な者は日雇にも通っていた。

しかし、養育院は収容する者を「東京籍の労働不可能な者」に限定することで、この「浮浪・乞食」への介入の近代化も発展することなく明治前期で終了させた。その理由は、東京府会は「救済」に関わることは「社会」がすべきであって地方税支弁にすべきではないという論拠であった。これはおそらく「浮浪・乞食」に介入する理念が戸籍整理以外に見出すことができなかつたためであろう。隅谷（1955）の研究によれば、養育院が貧労労働力陶冶機能を持たなかつたのは、わが国の資本主義の発達段階が大量の労働力を必要とする段階にまで発達していなかつたためだとする。本研究ではこれに加えて地縁血縁による救済が期待できない者の「救済」は行旅病人死亡人法によって担われ、「浮浪・乞食」への授産を恒久的なものにするだけの理念を、その後も新たに提示することができなかつたためだということを付け加えたい。

監獄に脱籍無産の徒を収容する制度は明治14（1881）年の監獄則改正によって消滅し、刑事政策における戸籍整備は警察官による戸口調査によって行われるようになった。懲治場の廃止によって「浮浪・乞食」への「救済」は刑事政策においても制度上見られなくなる。しかし救貧事業は鳏寡孤独老幼廢疾の者を全て「救済」していたわけではないことは、別房留置の事例からも明らかである。ここには一人前の労賃を稼ぐことのできない者も数多く収容されていた。旧刑法の草案過程においては、労働能力がありながら働くかない「浮浪・乞食」を強制労働させ、労働能力のない「浮浪・乞食」には「救済」を用意するような「乞食罪」を制定する議論も行われた。しかし、結局はわが国においては労働能力のない「乞食」を「救済」する制度化が拒まれたために、「乞食罪」もまた定めることができなかつた。監獄行政においても、小原重哉の『監獄則註釈』（1882）に見られるようにいづれ全国に「教育院」の設立を望むなど、刑事政策においては労働能力があり、かつ親族による扶養を前提としない救貧事業の構築を希望していた。つまり、刑事政策と福祉政策の分業を構想していた。しかし、そのようにならなかつたため救貧事業が救うことができなかつた貧民を刑事政策が引き受けざるを得なかつたということである。

その後、明治後期にわが国の資本主義が本格化し始め、農村の解体と貧労労働力需要が高まつた頃に再び「浮浪・乞食」が注目されるようになつた。この時期に「浮浪・乞食」を労働力陶冶するための被護人収容所の開設が検討されるが、結局実現することはなかつた。

江戸時代の伝統を引き継いでも、ヨーロッパの制度を参考にしても「浮浪・乞食」への強制労働の制度は見出されるはずであるが、いずれも本格的に制度化することなくわが国の近代国家は構築されていった。それはなぜだろうか。その理由の第1は財政的な問題があつたことは疑いがない。しかし、いつの時代においてもあらゆる施策には財政的な問題を抱えていることが一般的で、財源が豊かにある事例の方が例外的である。財政的な不安を残しながらも実行に移された施策も数多くある中で、政治的な危険分子を含まない「浮浪・乞食」への施策は実行に移されるほどの重要性を持ちうることができなかつたと考えることができよう。

第2の理由は、すでに示したように「浮浪・乞食」への公的介入の理念を、新たに創出することができなかつたためであると考えられる。江戸時代の「浮浪・乞食」への公的介入の理念は封建制度の維持であ

り、明治前期の脱籍無産の徒対策では戸籍整備であった。明治政府が提示した「救済」の理念は、「人民相互ノ情誼」であったが、「情誼」では賃労働や労働市場への志向を欠くため「浮浪・乞食」を労働力陶冶する論理が導きにくい。労働能力を持たない「浮浪・乞食」の救済さえ、覚束ない状態にあったのである。

このような公的「救済」の不在の下で、「浮浪・乞食」への公的な「処罰」さえ回避されていった。監獄改良運動や感化救済事業では刑事政策と福祉政策の関連が模索され、授産や強制労働制度への関心が高まつたが、それも「浮浪・乞食」へ積極的に介入し、とりわけ彼らを賃労働力陶冶する理念を導くに至らなかつた。そのため、被護人収容所も東京府会で多数の支持を集めることができなかつたと結論づけられる。

## 2) 結論

本研究では明治前期を中心として「浮浪・乞食」に対する公的介入を考察したが、近代に至る過程における「浮浪・乞食」への介入は「処罰」と「救済」の概念の検討でもあつた。ルッシュとヒルキハイマー(1939=1949)の研究では、ヨーロッパにおける近代的自由刑施設の誕生や「浮浪・乞食」の大規模な閉じ込めは経済的理由にその根柢の大半を求めてゐる。坂田仁(1984)の研究でも、ヨーロッパでは治安維持と労働力需要があつたことは事実であるが、近代的「救済」観の発達と労働それ自体への価値上昇もまた指摘されている。治安維持・労働力需要・労働への積極的な価値・「救済」のいずれも「浮浪・乞食」の処遇に影響を及ぼしたが、それぞれに影響を与えつつ、ヨーロッパではハウス・オブ・コレクションという結論に至つたといえよう。人道的「救済」観が「浮浪・乞食」を縛り首から救い、治安維持が「浮浪・乞食」を町に立つのを禁止し、労働力需要が収容所での労働訓練を行わせた。「浮浪・乞食」への介入は、「処罰」と「救済」の両方の理念のすり合わせによって成立する。それぞれがどのような者を「救済」し、「処罰」するのかを定めるためには、経済状況・価値判断・社会状況といった様々な要因が影響を与える。

わが国の近代に至る過程の「救済」は「人民相互ノ情誼」を基本とし、例外的に「救済」する対象も鳏寡孤独老幼廢疾に限定し、それ以外の者への「救済」を排除した。その一方で、刑事政策は近代的自由刑施設へと発展するために獄内における「浮浪・乞食」など貧民の処遇が救貧事業に移行することを期待していた。生活困窮者を授産させる場所を獄内の懲治場からあくまで監獄とは別施設である「別房」留置へと移したのはそのためである。刑事政策が労働能力のない貧民を福祉政策が処遇することを期待しても、救貧は「人民相互ノ情誼」という「救済」の範囲を超えるものではなかつた。

明治23(1890)年提案された窮民救助法案は恤救規則よりも「救済」の対象を広げていたが、これも制定されることはなかつた。当法案で注目すべきは「救済」対象を恤救規則の対象者の他に「其ノ他災厄ノ為」を加えていることである。第7条に窮民で労役に耐えられる者は相当の労役に就かせてそこから生じる賃金を救助費用として使うことを定めていることから、労働能力のある者を「救済」の対象から排除していないが、これは「坐食ノ弊ヲ防カントス」<sup>(1)</sup>るのがその目的であるため、労働能力がある者はたとえ困窮していても「救済」されないことには変わりはなかつた。

積極的な救貧策が否決されたことで、獄内には常に生活困窮者が絶えなかつた。監獄は独自の判断で収容者を決定することが出来ず、その時の法令に従って収容する者が決定される。福祉政策が「浮浪・乞食」の「救済」に消極的態度を崩さないときでも、刑事政策は監獄内で労働能力の有無にかかわらず結果的に

「救済」を続けていたのである。

このように、「浮浪・乞食」(もしくは貧困一般)に対する公的介入は、主体が刑事政策であれば「処罰」を行うものであり、主体が救貧機関であれば「救済」を行うという単純な区別をすることの困難が浮き彫りになる。「処罰」を担う警察権力が被護人収容所の建設を推進し、「救済」を担うはずの東京府会がそれに反対し、封殺した。定まった住居や職業のない者を「処罰」する規定がある一方で、「救済」を担った福祉の実践家たちは「浮浪・乞食」に対して放置という手段を取るものが圧倒的多数であり、彼らを「救済」するに値しないと定めたことで間接的に罰しているともいえる。

もともと、刑事政策には常に貧しさとその貧しさにまつわる犯罪や治安維持と接点を持っている。こうした貧困と刑事政策の関係の指摘は、明治末から大正時代にかけて興隆を見せた感化救済事業や、警察関係者が多く見られる貧民研究会メンバーの構成に表われているように、わが国の社会福祉史の重要な側面である。また、わが国の先駆的福祉の実践家の多くは刑事政策に関する活動のなかから福祉の拡充を実行に移した。留岡幸助、小河滋次郎、原胤昭などが代表的であるが、監獄則を起草した小原重哉も、福祉に先駆けて全国に「教育所」たる別房留置を作ったことから、これも福祉的実践の一部と解することができる。

現代においても、高齢化が進み生活の基盤となる住宅や生計手段が確保されていないがために罪を重ねる累犯高齢者や知的障害者等の問題が顕著となっている。現在刑務所は、受刑者の過剰収容に苦しみながら受け入れを拒否できない「治安の最後の砦」としての役割と同時に最後のセーフティネットとして機能しているともいわれている(浜井 2010、山本 2006)。人足寄場から続くわが国に近代に至る過程の刑事政策は、その末端で結果的に福祉的な活動を担わされてきたとさえ考えられよう。このような現代の課題も見据えながら、今後は研究の時期をさらに広げ労働力需要が逼迫した戦中期における「浮浪・乞食」への公的介入を研究課題としたい。

#### 注

- (1) 公文類聚第14編・明治23年・第16巻・賞恤2・恩給・扶助・賑恤

年表

西暦	年号	本研究で扱った事象	歴史上の主な出来事
1779	安永 8	無宿養育所設置	
1786	天明 6	無宿養育所廃止	
1790	寛永 2	石川島に人足寄場を設置	
		常州に上郷村人足寄場を設置	
1791	寛永 3	町会所設置	
1816	文化 13	上郷村人足寄場廃止	
1841	天保 12	人足寄場に油絞りの作業が導入	天保の改革
1867	慶応 3	10月 刑法は旧幕府の規定を採用する旨が達せられる	
1868	明治元		
1869	明治 2	2月 府県施政順序が出される	東京遷都
		3月 開墾局設置	
		5月 開墾会社設立	
		9月 東京府下非人乞食旧里引渡し令	
		10月 下総開墾人員募集、開墾民第一陣が初富村(現鎌ヶ谷市)に入植	
1870	明治 3	1月 寄場が徒場と改称	
		9月 開墾規則制定	
		9月 「脱籍無産ノ輩復籍規則」制定、士族に限らず脱籍無産者は原籍地へ送り返す	
		12月 新律綱領頒布	
1871	明治 4	6月 行旅病人取扱規則制定	廢藩置県
		12月 恤救規則制定	
		12月 脱籍無産の徒を徒場に入れて授産させる達が出される	
1872	明治 5	5月 開墾会社廃止、町会所廃止	
		8月 営繕会議所設置	
		9月 救貧三策が出される	
		10月 東京府下「乞食」狩り集め、養育院の嚆矢	
		10月 「乞食」に施しをした者に過料を科す旨が達せられる	
		11月 監獄則并図式が出される	
1873	明治 6	2月 上野護国院に養育院設置	徵兵令、地租改正条例

		2月 「乞食」は巡査が戸籍掛に送るよう達が出される	
		3月 「乞食」は養育院に差しだすよう達が出される	
		3月 雇人請宿渡世規則改正、無籍人の雇用が制限される	
		3月 無籍の者で懲役後引き取り人のいない者は養育院に送るよう達が出される	
		5月 東京府に対し、日雇会社に事業の入札に便宜を図るよう願い出がされる	
		6月 改定律例颁布	
		7月 養育院内で漉紙修行が行われる	
		10月 養育院の少年 21名が製靴工場に派遣される	
		12月 日雇会社人足が東京市中の道路修繕を申し出る	
1874	明治 7	1月 府税から養育院の補助費が出る 2月 日雇会社人足の道路修繕が許可される 5月 日雇会社廃止、養育院力役場と改称 5月 養育院に貧民を送る場合は調査を徹底するよう達が出される 7月 戸口査察制定	民撰議院設立建白、佐賀の乱
1875	明治 8		
1876	明治 9	ベリー獄舎報告書が関係省庁に配布される 5月 養育院の経営が会議所から東京府に移る 7月 養育院内の貧民がマッチ製造に携わる	
1877	明治 10	1月 神谷政重が日雇会社の設立を願い出るが却下 5月 大蔵省の雁皮削製調方を引受ける 11月 失踪制度制定、逃亡条例廃止 11月 確定日本刑法草案編纂 12月 脱籍無産の徒は従来通り監獄にて授産させてよいとの達が出る	西南戦争
1878	明治 11	7月 警視庁が無籍及び「乞食」を市ヶ谷監獄に送るよう達、「瘋癲ヲ発シ候者」で引取人のいない者は監獄署に送付するよう達	
1879	明治 12		
1880	明治 13	2月 戸口簿が甲乙の2種類に分けられる	
1881	明治 14	監獄則改正、懲治場と別房留置の制度が出来る 9月 壮健の者を養育院が新規に引受けることを禁止	明治 14 年の政変
1882	明治 15	通常府会で養育院の地方税支弁が停止 2月 戸口調査仮規則ならびに心得制定	旧刑法施行

		7月 17年度で養育院廃止説が起る	
1883	明治 16		
1884	明治 17		
1885	明治 18	7月 養育院が委託経営となる 8月 監獄の本分は「懲戒主義」との秘密訓示が出される	
1886	明治 19	6月 東京府において別房留置人の健康診断を行う	
1887	明治 20		
1888	明治 21		
1889	明治 22	監獄則改正、別房留置の制度が監獄則上なくなる	大日本帝国憲法 発布
1890	明治 23		
1891	明治 24		
1892	明治 25		
1893	明治 26		
1894	明治 27		日清戦争
1895	明治 28		
1896	明治 29		
1897	明治 30		
1898	明治 31		
1899	明治 32		改正条約実施 (法権回復)
1900	明治 33	感化法制定	
1901	明治 34	3月 行旅病人及行旅死亡人取扱法制定	
1902	明治 35		
1903	明治 36		
1904	明治 37		日露戦争
1905	明治 38		
1906	明治 39		
1907	明治 40		
1908	明治 41	監獄法制定	
1909	明治 42		
1910	明治 43	東京府会で被護人収容所の建設が問題となる	大逆事件

## 参考文献

- 天下井恵（1986）「明治初年下総牧開墾東京窮民の生活」千葉県『千葉県の歴史』32号
- 天下井恵（1990）「開墾局仮役所及び初富会社（授産方）—初富入植者への支配について—」鎌ヶ谷市教育委員会『鎌ヶ谷市史研究』第3号
- 天下井恵（2000）「開墾局知事北島秀朝」鎌ヶ谷市教育委員会『鎌ヶ谷市史研究第』13号
- 天下井恵（2001）「下総開墾をめぐる人物像」鎌ヶ谷市教育委員会『鎌ヶ谷市史研究』第14号
- 朝尾直弘編（1992）『日本の近世第7巻 身分と格式』中央公論社
- Badie Bertrand ,Birnbaum Pierre (1982) *SOCIOLOGIE DE L'ÉTAT*,Éditions Grasset et Fasquelle (=1990、小山勉訳『國家の歴史社会学』日本経済評論社)
- Beier A.L(1985)*Masterless Men·The vagrancy problem in England 1560-1640*,Methuen·London and New York (=1997、佐藤清隆訳『浮浪者たちの世界—シェイクスピア時代の貧民問題』同文館出版)
- Bellah Robert N. (1957),*TOKUGAWA RELIGION The Cultural Roots of Modern Japan*,The Free Press (=1966、堀一郎、池田昭訳『日本近代化と宗教倫理』未来社)
- 尾藤正英（1992）『江戸時代とはなにか』岩波書店
- 傑・博散復（ボアソナード）著 森順正／中村純九郎訳（1886）『刑法草案註釈』
- Chevalier Louis (1958 ),*CLASSES LABORIEUSES ET CLASSES DANGEREUSES À PARIS, PENDANT LA PREMIÈRE MOITIÉ*, Librairie Plon, Paris. (=1993、喜安朗、木下賢一、相良匡俊訳『労働階級と危険な階級』、みすず書房)
- 伝田功（1969）『近代日本農政思想の研究』未来社
- Deyon Pierre (1975) *LE TEMPS DES PRISONS*Essai sur l'histoire de la délinquance et les origines du système pénitentiaire, Editions Universitaires S. A. Jean-Pierre Dalarge (=1982、福井憲彦訳『監獄の時代—近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監体制の起源に関する試論』、新評論)
- 愛媛教育会（1933）『愛媛県先哲偉人叢書 第二巻』 松山堂書店
- 江守五夫（1976）『日本村落社会の構造』弘文堂1
- フォースタン・エリー著 一瀬勇三郎、亀山貞義、加太邦憲訳（1881、1882）『仏国刑律実用 治罪法之部』（『日本立法資料全集 別巻438、439』（2007）復刻）
- 藤森照信（1982）『明治の東京計画』岩波書店
- 藤本武（1985）『資本主義と労働者階級—イギリスにおける貧乏小史—』法律文化社
- 藤本哲也（2004）『犯罪学の窓』中央大学出版部
- 藤本哲也編（2006）『演習ノート 刑事政策〔第9版〕』法学書院
- 藤田次男（1992）『明治軍制』信山社出版株式会社
- 福祉調査研究会編（1995）『戦前日本社会事業調査資料集成 第4巻』勁草書房
- 福島正夫編（1959）『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会
- 福島正夫（1967）『日本資本主義と家制度』東京大学出版会
- 福島正夫（1981）『日本近代法体制の形成』概説（福島正夫著、吉井蒼生夫編（1993）『福島正夫著作集

第1巻』勁草書房所収)

福島正夫著、利谷信義編（1996）『福島正夫著作集第2巻』勁草書房

部落解放研究所（1986）『史料集 明治初期被差別部落』解放出版社

古島敏雄（1963）『近代土地制度史研究叢書第1巻 資本制生産の発展と地主制』御茶の水書房

Geremek Bronisław（1989）*Litość i szubienica Czytelnik*, Warszawa. (=1993、早坂真理訳『憐れみと縛り首 ヨーロッパ史のなかの貧民』、平凡社)

後藤紘子（1974）「明治前期大審院民事判決録に見る開墾小作人の権利について（1）」「千葉大学法経研究」3号

博文館（1898）『眞都三十年』（『太陽』第4巻第9号臨時増刊）博文館

浜井浩一（2006）『刑務所の風景—社会を見つめる刑務所モノグラフ』日本評論社

浜井浩一（2006）『犯罪統計入門 犯罪を科学する方法』日本評論社

浜井浩一（2010）「法律家のための犯罪学入門（5）ノルウェーから見えて来る日本の高齢者犯罪増加の原因」『刑事弁護』63号

塙遼一「農地改革後における「封建遺制」の問題」（日本人人文科学会編（1951）『封建遺制』有斐閣所収）

原田伴彦、大串夏身（1980）『近代被差別部落史研究』明石書店

速水融（2003）『近世日本の経済社会』麗澤大学出版会

平野義太郎（1966）「明治刑法発達史—明治維新より現行刑法（明治41年）の成立にいたるまで—」（明治史料研究連絡会編（1966）『明治権力の法的構造 明治史研究叢書7集』 御茶の水書房所収）

平松義郎（1970）「刑罰の歴史—日本（近代的自由刑の成立）—」（莊子邦雄、大塚仁、平松義郎編（1972）『刑罰の理論と現実』岩波書店所収）

平松義郎（1981）「近代的自由刑の展開—日本における—」（大塚仁、平松義郎編（1981）『行刑の現代的視点』有斐閣所収）

平松義郎（1988）『江戸の罪と罰』平凡社

平野泰樹（2002）『近代フランス刑事法における自由と安全の史的展開』現代人文社

本田豊（1992）『江戸の非人』三一書房

細井洋子（1984）『犯罪社会学〔犯罪学全書〕』高文堂出版社

一番ヶ瀬康子、高橋進編（1981）『講座社会福祉第2巻 社会福祉の歴史』有斐閣

飯沼二郎（1985）『農業革命の研究—近代農学の成立と破綻—』農山漁村文化協会

池本美和子（2006）『近代日本の慈善事業—実態とその変容—』社会福祉形成史研究会

池田敬正（1984）「三浦梅園の慈悲無尽をめぐって」日本社会福祉学会『社会福祉学』

25巻

池田敬正（1986）『日本福祉史』法律文化社

池田敬正（1992）「日本における公的救済の源流—町方施行と町会所救済—」社会事業史研究会『社会事業史研究』20号

池田敬正、池本美和子（2002）『日本福祉史講義』高蔵出版

- 稻葉光彦（1992）『窮民救助制度の研究』慶應義塾大学出版会
- 今村仁司（1988）『仕事』弘文堂
- 今村仁司（1998）『近代の労働觀』 岩波新書
- 今西一（1993）『近代日本の差別と村落』 雄山閣
- 石井紫郎、水林彪（1992）『法と秩序 日本近代思想大系 7』 岩波書店
- 石井進、五味文彦、笛山晴生、高埜利彦（ほか10名）（2005）『詳説日本史』 山川出版社
- 石井良助（1988）『江戸の賤民』 明石書店
- 石川県監獄本署（1884）『監獄規則令訓類編』
- 石川譲（1993）『石田梅岩と『都鄙問答』』 岩波書店
- 石角春之助（1929）『乞食裏譚』（林英夫（1971）『近代民衆の記録 4 流民』 新人物往来社所収）
- 石田雄（1954（復刊1992））『明治政治思想史研究』 未来社
- 石田眞（1994）『近代雇用契約法の形成』 日本評論社
- 石谷斎蔵（1891）『社会党瑣聞』
- 石塚裕道（1973）『日本資本主義成立史研究—明治国家と殖産興業政策—』 吉川弘文館
- 石原孝一（1962）『日本技術教育史論』 三一書房
- 磯村英一監修、安岡憲彦編集（1993）『都市下層民衆生活実態資料集成〔II〕 草間八十雄 1921—1937 調査』 明石書店
- 岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』 ミネルヴァ書房
- 岩田正美（2007）『現代の貧困』 筑摩書房
- 氏原正治郎（1966）『日本労働問題研究』 東京大学出版会
- 賀川英夫（1943）『日本特殊産業の展開』 ダイヤモンド社
- 菅野正（1978）『近代日本における農民支配の史的構造』 御茶の水書房
- 鹿野政直（1969）『資本主義形成期の秩序意識』 筑摩書房
- 風早八十二（1937）『日本社会政策史』 日本評論社
- 柏市史編さん委員会（1974）『柏市史資料編 10 小金佐倉牧開墾・上』 柏市役所
- 霞信彦（1990）『明治初期刑事法の基礎的研究』 慶應通信
- 加藤陽子（1996）『徴兵性と近代日本 1868-1945』 吉川弘文館
- 川島武宜（1957）『イデオロギーとしての家族制度』 岩波書店
- 警視庁史編さん委員会（1958）『警視庁史明治編』
- 刑事立法研究会編（2007）『更生保護制度改革のゆくえ 犯罪をした人の社会復帰のために』 現代人文社
- 刑務協会（1943）『日本近世行刑史稿』（復刻版（1978）矯正協会）
- 北原糸子（1975）「明治初年東京府における窮民授産」（和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会編（1975）『明治国家の展開と民衆生活』 弘文堂所収）
- 北原糸子（1995）『都市と貧困の社会史—江戸から東京へ—』 吉川弘文館
- 吉川秀造（1942）『全改定版 土族授産の研究』 有斐閣

- 熊谷開作（1987）『日本の近代化と「家」制度』法律文化社
- 熊沢誠（1981）『日本の労働者像』筑摩書房
- 黒住真（2003）『近世日本社会と儒教』ペリカン社
- 國雄行（2007）「明治初期民部省の勧農政策—開墾政策を中心に—」東京都立大学人文学部『人文学報』385号
- 草間八十雄著 磯村栄一監修（1987）『下層民衆生活誌II娼婦』明石書店
- 工藤英一（1930）『<sup>ゾク</sup>残飯を睨める顔』青山堂書店（小関和弘編（2008）『コレクション・モダン都市文化 第35巻 浮浪者と下層社会』ゆまに書房所収）
- 高明士著、大浦太治訳（2003）「唐律の共犯規定より見た家長の責任」（小林宏編（2003）『律令論纂』汲古書院所収）
- 越智昇「日本近代と地域支配」（1974）（神島二郎編（1974）『近代化の精神構造』評論社所収）
- 小島祐馬「儒教」（1955）創文社編集部（1955）『現代宗教講座第V巻 日本人の宗教生活』創文社
- 児玉圭司（2003）「脱籍無産者対策における、大蔵省と司法省の見解の齟齬—新律綱領逃亡条の適用をめぐって—」慶應義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論究刊行会『法学政治学論究』57号
- 小林茂、芳賀登、三浦圭一、森杉夫、脇田修編集（1985）『部落史用語辞典』柏書房
- 矯正協会（1984）『少年矯正の近代的展開』
- 丸山鶴吉（1913）「浮浪者の分類」『慈善』第5編第2号
- Marshall T.H. Bottomore Tom（1992）, *CITIZENSHIP AND SOCIAL CLASS*, Pluto Press. (=1993、岩崎信彦／中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』、法律文化社)
- 松原岩五郎（1893）『最暗黒の東京』民友社 ((1988)『最暗黒の東京』岩波書店所収)
- 松本三之介（1996）『明治思想における伝統と近代』東京大学出版会
- 松沢弘陽（1973）『日本社会主義の思想』筑摩書房
- 明治文化研究会編集（1968）『明治文化全集第15巻 [1] 社会編（続）』日本評論社
- MELOSSI DARIO, PAVARINI MASSIMID（1997）*CARCERE E FABBRICA*, Sodetà editrice il Mulino, Bokogna. (=1990、竹谷俊一訳『監獄と工場—刑務所制度の起源—』彩流社)
- 南和男（1969）『江戸の社会構造』塙書房
- 南和男（1978）『幕末江戸社会の研究』吉川弘文館
- 宮出秀雄（1950）『レンペン社会の研究』改造社
- 宮城洋一郎（2002）「恤救規則成立をめぐる問題点」（桑原洋子教授古希記念論集編集委員編（2002）『福祉の思想と制度・方法』永田文昌堂所収）
- 水林彪、大津透、新田一郎、大藤修編（2001）『新体系日本史2 法社会史』山川出版社
- 森耕二郎（1951）『社会政策要論』日本評論社
- 守本順一郎（1985）『徳川時代の遊民論』未来社
- 森山武市郎（1941）『社会事業叢書第11巻 司法保護事業概説』常盤書房（土井洋一解説（1995）『戦前

- 期社会事業基本文献集⑩ 司法保護事業概説』日本図書センター)
- 村串仁三郎 (1978) 『賃労働政策の理論と歴史』世界書院
- 村田保 (1881) 『刑法註釈』内田正榮堂
- 室田保夫 (1998) 『留岡幸助の研究』不二出版
- 内務省統計局 (1913) 『維新以後帝国統計材料彙纂第二輯現住人口静態ニ関スル統計材料』
- 内務省警保局編 (1885) 『警務要書』
- 中川清 (1985) 『日本の都市下層』勁草書房
- 中川清編 (1994) 『明治東京下層生活誌』岩波書店
- 中川善之助、青山道夫、玉城肇、福島正夫、兼子一、川島武宣責任編集 (1957) 『家族問題と家族法VII 家事裁判』酒井書店
- 中村元 (1998) 『中村元選集〔決定版〕別巻7 近世日本の批判的精神 日本の思想III』春秋社
- 中村政則 (1979) 『近代地主制史研究—資本主義と地主制—』東京大学出版会
- 中尾健次 (1992) 『江戸社会と弾左衛門』解放出版社
- 中嶋久人 「「都市下層社会」の成立—東京—」(小林丈広編 (2003) 『都市下層の社会史』解放出版社所収)
- 中嶋久人 「「慈善」の裏側 養育院のイデオロギー的正当化をめぐって」(黒川みどり編 (2007) 『〈眼差される者〉の近代 部落民・都市下層・ハンセン病・エスニシティ』解放出版社所収)
- 中谷猛 (1995) 「近代日本における軍制と「国民」の創出—西欧法制の受容を手掛かりにして—」(西川長夫、松宮秀治編 (1995) 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社所収)
- 中山勝 (光勝) (1990) 『明治初期刑事法の研究』慶應通信
- 生瀬克己 (1989) 『近世日本の障害者と民衆』三一書房
- 那須宗一 (1976) 『犯罪統制の近代化』ぎょうせい
- 日本刑事政策研究会編 (1989) 『日本刑事政策史上の人々』 日本加除出版
- 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部 (2011) 『刑務所のいま—受刑者の処遇と更生—』ぎょうせい
- 二宮周平 (2006) 『新版 戸籍と人権』解放出版社
- 人足寄場顕彰会 (1974) 『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』創文社
- 西田長寿 (1970) 『生活古典叢書第2巻 明治前期の都市下層社会』光生館
- 西原春夫、吉井蒼生夫、藤田正、新倉修編 (1994) 『旧刑法〔明治13年〕(1)』日本立法資料全集29』信山社
- 西原春夫、吉井蒼生夫、藤田正、新倉修編 (1995a) 『旧刑法〔明治13年〕(2) —I』日本立法資料全集30』信山社
- 西原春夫、吉井蒼生夫、藤田正、新倉修編 (1995b) 『旧刑法〔明治13年〕(2) —II』日本立法資料全集31』信山社
- 西原春夫、吉井蒼生夫、藤田正、新倉修編 (1997) 『旧刑法〔明治13年〕(3) —II』日本立法資料全集33』信山社
- 西川祐子 (1995) 「日本型近代家族と住いの変遷」(西川長夫／松宮秀治編 (1995) 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社所収)

- 西谷義夫（1882）『刑法違警罪注解』正宝堂
- 西澤晃彦（2005）「排除による貧困—東京の都市下層—」（岩田正美、西澤晃彦（2005）『講座・社会福祉 第9巻 貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの—』ミネルヴァ書房所収）
- 丹羽邦男（1995）『地租改正の起源—開明官僚の形成』ミネルヴァ書房
- 農政調査会（1955）『明治前期下総牧場開墾関係史料集』
- 落合弘樹（1995）「明治政府と華族—近代日本における身分制の解体と再編—」（西川長夫、松宮秀治編（1995）『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社所収）
- 小川政亮（1959）「恤救規則の研究」（福島正夫編（1959）『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会所収）
- 小川政亮（1960）「産業資本確立期の救貧体制」（日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）『日本の救貧制度』勁草書房所収）
- 小原重哉（1882）『監獄則註釈』
- 大日方純夫（1992）『日本近代国家の成立と警察』校倉書房
- 大日方純夫（1993）『警察の社会史』岩波新書
- 小木新造（1979）『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会
- 小股憲明「国民像の形成と教育」（飛鳥井雅道編（1984）『国民文化の形成』筑摩書房所収）
- 小野清一郎（1955）『刑罰の本質について その他』有斐閣
- 小野利貞（1885）『監獄則抜萃在監人心得』
- 小野坂弘（1968）「近代的自由刑の発生と展開—ヒッペル説をめぐる学説史的展望（1）」「法制理論」1巻2号
- 小野田元熙（1885）『監獄主義論』
- 大河内一男、隅谷三喜男（1955）『日本の労働者階級』東洋経済新報社
- 大河内一男（1981）『大河内一男集 第2巻 社会政策論II』労働旬報社
- 大久保利通著 日本史籍協会編（1968）『大久保利通文書 第5巻』東京大学出版会
- 大澤真理（1986）『イギリス社会政策史』東京大学出版会
- 大友昌子（2007）『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』ミネルヴァ書房
- 大坪與一（1996）『更生保護の生成（更生保護叢書第3号）』日本更生保護協会
- 小山路男（1978）『社会福祉選書第5巻 西洋社会事業史論』光生館
- カール・マルクス著 横張誠、木前利秋、今村仁司訳（2003）『マルクス・コレクションIII ルイ・ボナバルトのブリュメール一八日／経済学批判要綱「序説」「資本制生産に先行する諸形態」／経済学批判「序言」／資本論第一巻初版第一章』筑摩書房
- 良知力（1986）『1848年の社会史—ウィーンをめぐって』影書房
- 歴史学研究会編（2002）『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年 歴史学における方法的転回』青木書店
- 歴史と方法編集委員会編（1998）『歴史と方法3 方法としての丸山眞男』青木書店
- Rusche George, Kirchheimer Otto (1939), *Punishment and Social Structure*, New York, Columbia University Press (=1949、木原一史訳「刑罰と社会構造」法務資料第306号)

- 領家穡編（1996）『日本近代化と部落問題』明石書店
- 斎藤修（1987）『商家の世界・裏店の世界—江戸と大阪の比較都市史—』リブロポート
- 坂田仁（1984）『犯罪者処遇の思想—懲治場からスウェーデン行刑へ—』慶應通信
- 坂野潤治（1996）『近代日本の国家構想』岩波書店
- 佐々木潤之助（1969）『幕末社会論』塙書房
- 佐藤未紗音（2008）「現在に残る初富開墾の記憶—復活した土地記念講—」鎌ヶ谷市教育委員会「鎌ヶ谷市史研究第」21号
- 生活研究同人会（1982）『近代日本の生活研究—庶民生活を刻みとめた人々—』光生館
- 関山直太郎（1958）『近世に本の人口構造—徳川時代の人口調査と人口状況に関する研究—』吉川弘文館
- 柴田善守（1964）『小河滋次郎の社会事業思想』日本生命済生会
- 重松一義解説（1973a）『石川島人足寄場居越帳』人足寄場顕彰会
- 重松一義（1973b）「常州上郷村寄場刑罪遺聞」創文社『創文』123号
- 重松一義（1974）「常州上郷・箱館・横須賀人足寄場」人足寄場顕彰会編（（1974）『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分の源流—』創文社所収）
- 重松一義（1979）『近代監獄則の推移と解説』学文社
- 重松一義（2005）『日本獄制史の研究』吉川弘文館
- 島恭彦（1949）『大蔵大臣』岩波書店
- 島善高（2003）「幕末に甦る律令—枝吉神陽伝—」（小林宏編（2003）『律令論纂』汲古書院所収）
- 島善高（2009）『律令制から立憲制へ』成文堂
- 下山三郎（1976）『近代天皇制研究序説』岩波書店
- 白井駿（2008）『[新版] 犯罪の現象学 犯罪に関する法哲学的研究』白順社
- 白浜兵三（1963）「下総台地における明治開墾集落」古今書院「地理」第8巻第5号
- 園田英弘「宮中席次の思想—明治前期社会階層秩序の形成過程」（飛鳥井雅道編（1984）『国民文化の形成』筑摩書房所収）
- 隅谷三喜男（1955）『日本賃労働史』東京大学出版会（（2003）『隅谷三喜男著作集 第1巻』岩波書店所収）
- 隅谷三喜男（1968）『日本の社会思想—近代化とキリスト教』東京大学出版会（（2003）『隅谷三喜男著作集 第7巻』岩波書店所収）
- 隅谷三喜男（1969）『労働経済論 経済学全19』筑摩書房
- 隅谷三喜男（2003a）『隅谷三喜男著作集 第2巻』岩波書店
- 隅谷三喜男（2003b）『隅谷三喜男著作集 第3巻』岩波書店
- 鈴木昭一郎（1999）『更生保護の実践的展開（更生保護叢書第4号）』日本更生保護協会
- 鈴木陽子（2000）「明治末期の警視庁「浮浪者」収容所建設計画の思想的背景（1）犯罪防止のための浮浪者授産計画」マイノリティ問題研究会報告
- 鈴木陽子（2001）「歴史のなかの逸脱者—「危険な浮浪者像」の系譜—」東京大学社会科学研究所（矯正図

書館蔵)

- 莊子邦雄、大塚仁、平松義郎編（1972）『刑罰の理論と現実』岩波書店
- 高埜利彦「幕藩社会の解体と身分的周縁」（塚田孝、横田冬彦、吉田伸之編（2000）『シリーズ近世の身分的周縁 身分を問い合わせる』吉川弘文館）
- 高柳金芳（1981a）『江戸時代非人の生活 生活史叢書 21』雄山閣出版（新装版）
- 高柳金芳（1981b）『乞賂と江戸の大通芸』柏書房
- 高柳眞三（1932）「明治初年に於ける失踪制度（1）」（東北大学法学会「法学」第1巻5号）
- 滝川政次郎（1972）『日本行刑史』青蛙社
- 滝川政次郎（1982）『長谷川平蔵 その生涯と人足寄場』朝日新聞社（2005 オンデマンド版）
- 田中和男（2000）『近代日本の福祉実践と国民統合』法律文化社
- 田中正造全集編纂会（1977）『田中正造全集 第7巻』岩波書店
- 谷山惠林（1950）『日本社会事業史』大東出版
- 団頭重光（1948）『増訂・刑法の近代的展開』弘文堂
- 手塚豊（1969）「明治一六年・参事院の刑法改正草案」『法学研究』第42巻10号（手塚豊（1984）『明治刑法史の研究（上）[手塚豊著作集] 第4巻』慶應通信所収）
- 手塚豊（1956）「校正律令について」（手塚豊（1984）『明治刑法史の研究（上）[手塚豊著作集] 第4巻』慶應通信所収）
- 手塚豊（1965）「明治二十年・罪石事件の一考察」（『明治刑法史の研究（下）[手塚豊著作集] 第6巻』慶應通信所収）
- 手塚豊（1984）『明治刑法史の研究（上）[手塚豊著作集] 第4巻』慶應通信
- 手塚豊（1985）『明治刑法史の研究（中）[手塚豊著作集] 第5巻』慶應通信
- 千葉県史料研究財団編集（2002）『千葉県の歴史 通史編 近現代1』
- 土肥真人（1994）「江戸から東京への貧民収容の制度的变化と都市オープンスペースの変化に関する考察」『造園雑誌』57巻5号
- 所三男（1986）「近世人別改に就いて」（大野瑞男編（1987）『日本古文書学論集12 近世II』 吉川弘文館収録）
- 留岡幸助（1910）「細民部落の改善」中央慈善協会『慈善』第3編4号
- 富岡門前巡査屯所編（1882）『現行違警罪註解』
- 利谷信義、吉井蒼生夫、水林彪編（1993）『法における近代と現代』日本評論社
- 東京市役所（1975b）『東京市史稿 救済篇第2』臨川書店
- 東京市役所（1975c）『東京市史稿 救済篇第3』臨川書店
- 東京市役所（1975d）『東京市史稿 救済篇第4』臨川書店
- 東京市養育院（1933）『養育院六十年史』
- 東京都（1961）『東京市史稿 市街篇51』
- 東京都（1962）『東京市史稿 市街篇52』

- 東京都（1963a）『東京市史稿 市街篇第 53』
- 東京都（1963b）『東京市史稿 市街篇第 54』
- 東京都（1965）『東京市史稿 市街篇第 56』
- 東京都（1973）『東京市史稿 市街篇第 65』
- 東京都公文書館編集（1954）『都史紀要 2 市中取締沿革』
- 東京都公文書館編集（1960）『都史紀要 7 七分積金』
- 東京都公文書館編集（1973）『都史紀要 22 明治初年の自治体警察 番人制度』
- 東京都総務局文書課（1951）「東京都史紀要第 9 農業（明治初期 I）」
- 東京都養育院（1953）『養育院八十年史』
- 東京都養育院（1974）『養育院百年史』
- 東京都養育院（1995）『養育院百二十年史』
- 東京府（1930）『東京府史 府会編第 2 卷』
- 東京府（1931）『東京府史 府会編第 5 卷』
- 塙田忠躬（2010）『史学概論』東京大学出版会
- 中鉢正美（1975）『現代日本の生活体系』ミネルヴァ書房
- 塙田孝（1987）『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所
- 塙田孝（2000）『シリーズ近世の身分的周縁 職人・親方・仲間』吉川弘文館
- 辻ミチ子（1999）『転生の都市・京都—民衆の社会と生活—』阿吽社
- 津田真微（1962）『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房
- 鶴巻孝雄（1992）『近代化と伝統的民衆世界—転換期における民衆運動とその思想—』東京大学出版会
- 津山洋学資料館（2002）「津山洋学資料館特別展図録 シーボルト最後の門人三瀬諸淵の生涯」
- 内田義彦（1988）『内田義彦著作集 第 1 卷』岩波書店
- 梅溪昇（1963）『増補 明治前期政治史の研究 明治軍隊の成立と明治国家の完成』未来社
- 矢部洋三（1997）『安積開墾政策史—明治 10 年代の殖産興業政策の一環として—』日本経済評論社
- 山田盛太郎（1977）『日本資本主義分析』岩波書店
- 山本譲司（2006）『累犯障害者—獄の中の不条理』新潮社
- 山主政幸「明治戸籍法の一機能—脱籍取締りについて—」（福島正夫編（1959）『戸籍制度と「家」制度』  
東京大学出版会所収）
- 山折哲雄（1987）『乞食の精神誌』弘文堂
- 安丸良夫（1974）『日本の近代化と民衆思想』青木書店
- 横瀬夜雨（1929）『太政官時代』（紀田順一郎編（2006）『近代世相風俗誌集 ③太政官時代』クレス出版  
所収）
- 横須賀海軍工廠編（1915）『横須賀海軍船廠史』中正社（1973）『明治百年史叢書 第 170 卷 横須賀海  
軍船廠史』原書房より復刻）
- 吉田久一（1960）「明治維新における貧困の性質」（日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）『日本の

救貧制度』勁草書房所収)

吉田久一（1986）「近世儒教の福祉思想」（吉田久一編著（1986）『福祉の日本的特質』川島書店所収）

吉田久一（1994）『日本の社会福祉思想』勁草書房

吉田久一（1995）『吉田久一著作集 3 改定増補版 現代社会事業史研究』川島書店

吉田伸之（1998）『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会

吉田伸之（2003）『身分的周縁と社会＝文化構造』部落問題研究所

吉井蒼生夫、藤田正、新倉修編（1992）『旧刑法別冊（2）刑法草按注解下 日本立法資料全集 9』信山社

吉岡一男（1984）『刑罰制度の基本理念を求めて—拙稿とその批判の検討—』成文堂

渡辺浩（2010）『近世日本社会と宋学 増補新装版』東京大学出版